

14. 5-93



1200501213820

14.5

3

0
複
写



始



調查資料
第四十輯
生活狀態調查(其七)

慶 州 郡

朝鮮總督府

9.29

調查資料
第四十
生活狀態調查(其七)



朝鮮總督府

郡



發行所寄贈本

14.5-93

序

本書は豫ねて囑託善生永助をして調査せしめつゝある生活状態調査地域篇の一部にして、主として慶州郡に關する事項を記述したものである。資料の蒐集に當りては、慶州郡、慶州警察署、本府博物館慶州分館、及び大坂金太郎氏を煩はしたことが多く、また寫眞の大部分は田中龜熊氏の撮影に係るものであることを明記して謝意を表す。

昭和八年十二月

朝鮮總督官房文書課長

安井誠一郎

慶州郡生活状態調査(其七) 慶州郡

昭和二十六年

調査の趣意と目的
調査の経過と結果
調査の結論
参考文献

調査資料
第四十輯

生活状態調査(其七) 慶州郡

目次

沿	新羅朝以前	新羅朝時代	高麗朝以後	行政の遷	郡の現狀	邑面行政	目次
革
	五	六	二	三	七	八	

一、地誌

學校組合	三三
學校費	三四
官公署團體	三四
地勢・氣候	三七
位置地勢	二七
氣候	二八
土地	二九
土地の組成	二九
土地所有者	三一
土地賣買價格	三一
土地賃貸價格	三四
戶口	三五
戶口文獻	三五

人口累年比較	三九
邑面別戶口	四〇
職業別人口	四三
結婚年齡	四八
內鮮人通婚	五〇
結婚離婚	五〇
出生	五〇
死亡	五一
物產	五四
李朝時代の物產	五四
現在の物產	五五
巨樹老樹名木	六〇
交通	六四
道路	六四

目次	掛	太宗武烈王陵	金鈴塚	金冠塚	古墳	財買井址	石水庫	石窟菴	祇林寺	瓢栗寺	栢龍寺址	皇龍寺塔	芬皇寺	佛國寺
五	六	九	四	七	三	二	二	一	一	一	〇	九	九	七

生活狀態調查	鐵	水	通信	古蹟	慶州博物館	鷄鳴池	雁鳴池	鮑石亭	月城址	瞻星臺	孝子里碑	奉德寺鐘
四	六	六	九	七	七	三	三	三	五	五	六	六

二、古蹟傳說

古蹟

影	書	四	虎	瓢	諫	石	鐘	女	鵲	朱	斷	金	望
	出	面	願		文	根	砂	石	尺	星			
池	池	石	寺	岩	墓	里	洞	谷	城	寺	山	陵	山
.....
二五	二四	二三	三三	三三	三〇	三〇	二八	二八	二七	二七	二六	二六	二四

三、衣食住

目次	寢衣	服	住	住	住	阿	大	萬	石	遙	香	望
			宅	宅	宅	珍	王	波	窟	乃	夫	
		装	調	の	構	浦	巖	亭	佛	井	嶺	石
	具	服	査	造	

九	二四	二四	二四	二〇	三三	三一	三〇	三九	二六	二七	二七	二六

四、風俗習慣

目次	社會階級	兩班	吏族	良民	賤役	公賤及私賤	白丁	僧侶	妓生	家族制度	戶主と家族	親と子
.....
一一	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五

生活狀態調査

冠物・履物・其他裝身具	洗濯及沐浴	色服・斷髮	食物	主食	副食	救荒植	飲料	名節の食物	食事方	燈火及び燃料	燈火	燃料
.....
一四三	一四四	一四四	一四六	一四六	一四六	一四七	一四七	一四八	一四九	一五〇	一五〇	一五二

五月五日(端午)	一九〇
六月六日	一九一
七月七日	一九一
秋夕	一九一
重阳	一九一
上旬(十月十日)	一九一
冬至	一九一
大晦日	一九二

五、聚落

聚落の發達	一九三
聚落の發生	一九三
聚落の盛衰	一九五
地勢及び戸口	一九七

姓氏

姓の沿革	二二七
主要姓氏	二二八
姓の分布	二二七

同族部落

同族部落の成因	二四四
同族部落の現状	二四六
大家族制と同姓部落	二六三

部落の統一團結

部落の中心勢力	二六九
部落の團結	二七八

模範部落

模範部落	二九八
模範勤農共済組合	三〇一

特殊部落

移民部落	1021
僧侶部落	1023
寺奴部落	1023
白丁部落	1023
海女部落	1024

六、文化思想

學校

教育機關	1104
内地人教育	1110
朝鮮人教育	1111
卒業生指導	1111
教育費の負擔	1112
卒業後の狀況	1112

儒教

郷校	1110
書院	1111
書堂	1114
圖書刊行	1114
儒生	1112

社會知識

國語の普及	1114
読み書きの程度	1115
新聞雜誌の普及	1116

宗教・信仰

宗教及宗教類似團體	1119
神に關する信仰	1121

鬼神に関する信仰	三九七
祈子・祈病	三五二
童謡・民謡	三五三
童謡	三五三
民謡	三六〇
勸農歌	三七五
訓蒙歌	三七八
警察	三八三
犯罪	三八三
火災	三八八
變死者	三八九
民心の傾向	三八九
衛生	三九〇

七、經濟事情

醫療衛生	三九〇
罹災及救助	三九一
飲料水の改良	三九一
農業	三九三
農政の沿革	三九三
農業者數	三九四
耕地	三九七
農産物	三九九
産米改良事業	四〇五
田作改良奨励事業	四一〇
自給肥料増産奨励事業	四二二
吹増産	四二四

石工・玉工	四八〇
金屬製品	四八〇
工業	四八一
製紙	四八五
勞務	四八九
商業	四九〇
商業戶數	四九〇
地方銀行	四九五
市場取引	四九七
物價	五〇一
會社事業	五〇二
金融	五〇四
金融機關	五〇四
貸付狀況	五〇五

財政	五〇七
----	-----

國稅及地方稅收入	五〇八
邑面財政	五〇八
學校組合費	五二二
學校費	五二四
鄉校財產	五二五
水利組合	五二六
租稅公課負擔狀況	五二八
產業團體歲出入	五二九
納稅成績	五三三

八、家計調查

經濟更生五箇年計畫樹立農家の基本調査	五三五
--------------------	-----

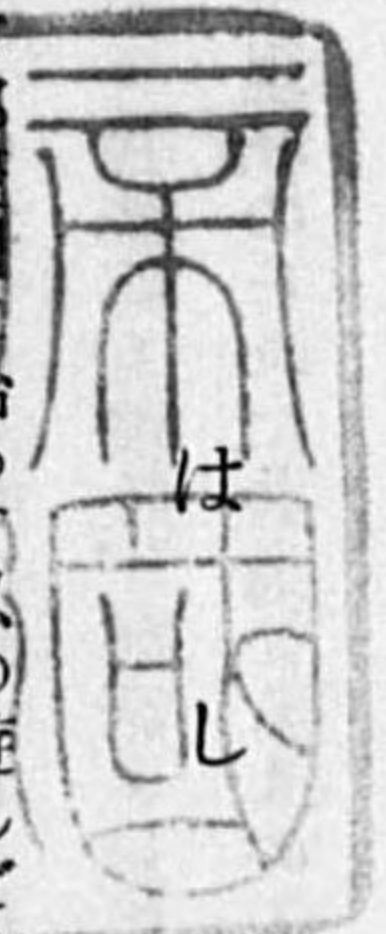
勤農共済組合基本調査	五三六
指導生家計調査	五三九
資産・負債	五五六
貧富状態	五五八
負債	五六〇
貯蓄	五六一

地 圖
寫 眞

調査資料
第四十輯

生活状態調査 (其七) 慶州郡

朝鮮總督府囑託 善 生 永 助



が き

新羅の古都慶州に始めて私の遊んだのは今から十餘年前のことであり、爾來私は命に依り、市場・契・
 窠業・小作慣習・特産品・同族部落など、種々の調査用務を帯びて、この地方に屢々出張し、機會ある毎
 に幾たびとなく、博物館を參觀したり、古蹟を踏査して、豊かに漂ふ新羅藝術の匂ひを愛で、文化燦然た
 る二千餘年の昔を偲ぶを、何よりも樂みとし、この地に對する憧憬は年と共に深まつて行くのを覺えたの
 である。云ふ迄もなく、慶州の有する歴史・文化・美術・工藝・建築・佛教・制度等に關しては、幾多の研
 究すべきものがあり、殊にこの地方は古代より歴史的にも地理的にも、内地とは密接なる交渉を有して居
 るので、生活状態の調査地としては最も重要な地位を占めて居り、樂浪文化の本據たる平壤府の次に、
 新羅文化の中心たる慶州郡を選んだのは、多少の意義があり、また前者は主として市街地の調査であり、

は し が き

後者は主として村落の調査である點にも異なつた趣きであらう。この調査は、昭和五年の秋、私が準備調査として出張し、時の慶州郡守曾田篤一郎氏、慶州警察署長角園仁助氏、大坂金太郎氏等と打合せの上、昭和六年春から調査に着手したもので、私が長く一地方に滞在を許さざる關係上、資料の蒐集及び寫眞撮影場所の選定等に就いては、大坂氏並に慶州郡屬沼田信男氏を煩はした事頗る多く、殊に古蹟・傳説・風習などの記述は大部分大坂氏より資料の提供を受け、寫眞の撮影は慶州邑内の田中龜熊氏がこれに當つたのである。

元來この調査は、現状の記述に重きを置いて居るので、素より新羅時代の歴史的研究などを試みる餘裕はないが、この地方は王都の地として早くより文化の開け、各種の名勝古蹟が多いので、それに關聯した信仰・傳説・民謠等も多く、言語・風俗・習慣等にも、昔の面影を傳へて居るものが尠からず存在し、我國古代乃至現在のそれに共通せるものも自ら見出し得べく、この地方の調査に依りて、古代以來の日鮮交渉關係をも窺ふことが出來やう。

産業上に於ては、この地方が夙に農業の發達し、農耕の技術が進んで居たのみならず、嘗ては製紙・窯業・皮革・玉石・金屬等の工業の發達した時代があり、今日に於てもその片鱗を窺ひ得る。現在に於ては農業の進歩著しく、東拓・其他の移民も多く收容され、一方農村振興計畫は着々として進捗し、また甘

浦、陽南方面の沿岸に於ては漁業の發展に大に見るべきものがあり、生産の改良、副業の増産等に面目を改めて來た。

この地方は文化の普及し、殊に儒教の盛んであつた關係上、書院・祠院・郷校・書堂に有名なるものあり、一方新教育も普及し、普通學校の一面一校も既に實現し、向學熱は一般に高いが、それでもこれを内地の農村などに比すると著しく遜色があり、子弟教育費の負擔は相當生活を壓迫して居る。また教育の普及に伴ひ、新聞雜誌の購讀者數の如きも比較的多いが、従つて思想的には稍純朴の風が失はれたる傾向あり、民度の高いだけに奢侈贅澤の風も見えたが、近來は自力更生運動の結果、消費の節約・風俗の改良等、成績の見るべきものが尠くない。

この地方は新羅時代より發達して居たゞけに人口の密度も高く、農耕地もよく開發されて居り、従つて人口は地方村落としては飽和状態に入り、その増加率は緩慢であり、殊に慶州邑の如きは朝鮮の都邑中에서도人口増加力の微弱なる方に屬して居るが、これは古蹟の地としては著名であるけれども、何等産業上近代都市としての特色を有せざる結果で、斯かる傾向は朝鮮の舊邑に極めて多い現象である。

この地方には歴史上著名なる聚落が形成され、今も尙ほ名門右族の子孫の各地に繁殖せるものあり、また古代より内地人の定着せるものもあり、舊邑・特殊部落・漁村部落・移民部落等各種のものが存し、聚

落の名稱・位置・形態・大小等に於て研究すべきものが尠くないが、就中、兩班儒林の子孫の發展せる同族部落に關しては多くの學ぶべきものが存在する。

この地方は朝鮮としては、氣候割合に溫暖にして、交通の便利良く、人口稠密であり、文化も夙に發達し、名勝史蹟に富み、地方農村としては比較的進歩して居るが、それでもこの地方の民度は、これを内地に比較して甚だしく差異があり、殊に貧富の懸隔甚だしく、中農以下の生活の窮迫が著しく眼につき、農家經濟の充實の必要が痛切に感ぜられる。

近來新羅文化の研究が大に進み、既に國立公園計畫の議もあり、國寶または史蹟名勝天然紀念物として指定さるべきものも極めて多いから、古蹟の保存に、遊覽の施設に、幾多の實行すべきものもあるべく、歴史上由緒深きこの地方を世界的に紹介し、その發展を策することは大切なることに屬する。

この小著は、地誌・古蹟傳説・衣食住・風俗習慣・聚落・文化思想・經濟事情・家計調査の八部門に分ちて説明し、これに關聯した寫眞を努めて豊富に採録したつもりであるが、しかも僅に慶州地方の現状を叙述したに止まり、世界に誇るべき古代文化の寶庫を開く如きは畑違ひの筆者には思ひも寄らず、その他にも記述不備の點尠からざるべく、折角資料を提供されし各位に對して深く愧ぢ入る次第である。

一、地誌

一、地誌

沿革

新羅朝以前 有史以前の慶州郡地方に於ける住民に就いては、未だ明かにこれを知ることは出来ないが、古代住民の使用した石器やこれに伴ふ土器は、郡内殆んど到る處に於て發見せられ、殊に慶州邑・内南面・外東面・内東面・陽南面・陽北面・江東面・江西面及び川北面に於ては最も多く散布し、これ等の石器は時に打製のものもあるが、多く精巧なる磨製のものを出し、また古代住民の墳墓といはる、ドルメン支石が、西面・慶州邑・内南面・外東面・内東面・陽南面・川北面・見谷面等に互つて各所に遺存し、殊に川北面毛兒里にあるもの、如きは、長さ四米餘、幅二米餘、厚さ一・五米餘の一枚巨石が、比較的低き枕石に依りて支へられ、約二十基も整然として並列して居る。以上の遺物・遺跡に依りて、ドルメン彫げながらも、當時の文化の一斑を窺ふことが出来るであらう。

「三國史記」に據れば、その後この邊の山谷の間を求めて所謂六村が發達し、これが統一されて、西暦第三世紀の半頃には、辰韓十二國の一なる斯盧國となつたのである。六村は一に六部ともいひ、その範圍は

大體現在の慶州郡一圓を包含するもので、西は毛良里附近より、東は日本海岸に及び、北は永川郡界より、南は蔚山郡界に達して居たらしく、更に精密にこれを述べると、六村中の關川楊山村は現在の慶州邑、突山高墟村は内南面、背山珍支村は外東面、茂山大樹村は西面、金山加利村は陽南面、明活山高耶村は川北面附近と推定することが出来る。「三國史記」・「東國輿地勝覽」・「東京雜記」の如きは、この六村を辰韓六部として居るが、六村は辰韓全體の區別ではなく、斯盧國內の部落的區別に過ぎなかつた。當時三韓は何れも統一ある國家でなく、數多の部落國家を構成し、その數合計七十餘箇國あり、辰韓に於ける國の大きさは、弁韓と同じく、大國四五千家、小國六七百家にして、國々にはまたこれに附屬する邑落があり、これ等の諸國並に邑落には各々渠帥があつて、大なるを臣智、その次を邑借又はなど、稱し、更に「魏志」は、辰韓と弁韓とに王があつたことを載せて居るから、斯盧國が如何なる政治状態にあつたかは略ぼ想像がつく。この斯盧國が即ち新羅の前身であり、これを核子として遂に大新羅にまで發展して行つたのである。

新羅朝時代 新羅建國の神話に、六村中の高墟村長蘇伐公が、ある日楊山の麓なる蘿井の傍の林間を望むと、馬が跪づいて嘶いて居るので、往つて見ると忽ち馬は見えずなり、只大卵のみがあつた。これを割くと、その中より嬰兒が出て來たので、連れ歸つて養つて居ると、年十三歳になり岐嶷として夙成したので、六村の人々はその生れの神異なるを推尊し遂に立て、君とした。而して辰人は瓠のことを朴と謂ふ

が、初め大卵が瓠のやうであつたから朴を以て姓としたとある。これが即ち始祖赫居世で、六村の長等が合議の結果、六村を統治する一の首長として彼を戴くに至つたのである。新羅の王室は、この赫居世を祖先とする朴氏の外に、昔・金の二氏があり、これ等に就いてもそれぞれ傳説がある。兎も角もこの三氏が交々立つて支配者の地位に即き、新羅五十六王中、朴氏より出づるもの十王、昔氏より出づるもの八王、金氏より出づるもの三十八王で、三姓中最も多くは王位を占めたものは金氏であつた。新羅が始めより王位が一姓に限られず、父子若くは最近親の繼承が行はれて居ないことは、この民族が容易に部落國家の狀態から脱出し得なかつたことを物語るものであるが、これ等三姓は、各々其の本源を異にするも、互に婚姻して、所謂骨族即ち血族的王族を形成し、王位はこの骨族間の専有する所であつた。尤も姓に關しては研究を要することが多いので、後章に於て詳説することとする。「隋書」並に「新唐書」の新羅傳に據ると、新羅に於ては和自と稱する制度があり、國家に大事あれば、主なる階級の人々が一堂に集つて會議し、國王の推戴も此の會議で決定されたやうである。始祖赫居世の時、京城を築いて金城と號したことが、「三國史記」に見えて居るが、新羅はその國都を現在の慶州に奠め、王城の舊址として月城・明活城・南山城等が今尙ほ遺存し、時々居處を換へたことはあつても、決して慶州地方の外に出でなかつたのは、高句麗や百濟とは大にその趣を異にして居る。かくて慶州を本據として、新羅は次第に領土を開拓し、歴世名君賢相が

輩出し、智證麻立干の四年(皇紀一、一六三年)には始めて國號を定め、居西干・次々雄・尼師今・麻立干等の名を用ひ、君名に一定の稱號がなかつたのを王と稱し、從來の習俗たる殉死を禁じ、一般に勸農の命を下し、始めて牛耕を行ひ、喪服の制を定め、國內に州郡縣の制を布き、國都慶州に市を置いて商業を勧め、また干山國(現在の慶尙北道 蔚山府)を征服し、遽かに支那文明の影響を受け、國力の發展を來し、次の法興王(第二十、三代)の時に至り、官制を整へ、律令を頒ち、始めて年號を建て、建元とし、佛法もこの時高句麗から入つて國內に傳へられ、これまで日本海岸に偏在した領土が、この王の時には洛東江流域に伸び、同王十九年(皇紀一、一九二年)に金海の加耶國即ち金官國を併合し、加羅諸國の東半が新羅の領土となり、第二十四代の眞興王は、その十二年、自國の兵並に任那の兵を出し、居柒夫等の八將をして、これを率ゐて百濟を助けしめ、竹嶺(慶尙北道 竹嶺)以外、高峴(津田氏に従へば京畿道 津田氏に従へば京畿道 津田氏に従へば京畿道 津田氏に従へば京畿道)以外の十郡を攻め取り、翌年には曩に百濟が高句麗より回復した西部六郡をも併せて漢江流域を完全に領有し、同王十四年この地を以て新州となし、十六年に王は新領土の北漢山(現在の忠清北道 城山)に巡幸し、十八年には漢江左岸流域の主要部たる國原(現在の忠清北道 國原)を小京とし、貴戚の子弟及び豪民を移して新羅第二の都府たらしめ、またこの年新州を廢して北漢山州を置き、二十九年にはこれを廢して南川州を置いたが、當時の治所南川は現在の利川(京畿道 利川)である。これより先き同王二十三年には加羅諸國中にあつて最後まで殘存した高靈の加耶國をも滅したから、領土は益々擴大し、東は日本海

岸より西は黄海々岸に達し、南は晋州・昆陽以西を除きたる現在の慶尙南道を悉く含みて朝鮮海峽に出で、西北は概ね臨津江に達したが、北及び東北の境界は未だ明らかでない。原州以北は高句麗に屬したるも、南漢江上流たる寧越・旌善地方は新羅に屬せしが如く、更に現在の江陵・高城・安邊等より北方、咸興地方を含む日本海岸の狹長なる部分が、果して何處まで新羅の領土であつたかに就いて、黃草嶺碑を眞物と見る今西博士は、新羅が海路から北進して高句麗の治下にあつた濊・沃沮を従へ、その北境は一時咸興より十二三里北方にある黃草嶺にまで及んだとし、これに反して黃草嶺碑を信ぜざる津田氏の如きは、新羅の北境は江陵附近を越えなかつたと論じて居る。眞興王は國土經營の外、篤く佛法を尊信し、五年に興輪寺、四十年に皇龍寺を創め、二十七年に祇園・實際の二寺を建て、民に出家して僧尼となることを許し、末年自ら祝髮して法雲と號し、努めて佛教の興隆を圖り、また年號を開國と改め、金官國の遺臣干勒に命じて伽倻樂を傳へしめ、廣く文士を集め國史を撰修し、美貌の男子を採り之を花郎と名づけて互に道義を磨かしめ、その中より選拔登用して國政に當らしむるの制を設け、新羅一統の大業を成す根柢を作つた。眞平王・善徳女王・眞徳女王に次いで立つたのが太宗武烈王である。「三國史記」に據れば、新羅人は新羅五十六王、九百九十二年間を分ちて三代とし、始祖より眞徳女王に至るまでの二十八王を上代といひ、武烈王より惠恭王に至るまでの八王を中代といひ、宣徳王より敬順王に至るまでの二十王を下代といつて

居り、此の内、武烈王より惠恭王に至るまでの中代八王、百二十七年間は即ち新羅の最盛時代で、武烈王は親しく唐に赴き、その盛大なる文化に接し、歸國の後は盛んに唐の制度・文物を取入れ、また佛教と共にその優秀なる佛教藝術をも輸入したので、唐の文化崇拜の熱は益々高まり、建築・彫刻・繪畫その他の工藝は、彼の影響を受けて大なる發展を遂げ、他方また唐の力を藉りて百濟を亡ぼし、その子文武王の晩年には、終に一統の大業を成就したのである。第三十一代神文王以後は能く父祖の業を承けて守成に努め、三十五代景德王の時には、諸博士を置き、官號を改め、國內を九州に大別し、更にこれを五小京・百十七郡・二百九十三縣に細分し、制度文物諸般に互つて、當代中最も整備した時である。第三十七代宣德王以後の所謂下代は、新羅衰頹の時期であるが、既に衰運の兆は前代惠恭王の時に萌して居た。惠恭王の立つに及び、大恭・金融・金隱居・廉相・金志貞等の叛者交々起り、上大等金良相は伊飡金敬信と、もに兵を擧げて金志貞を討ち、遂ひに王を弑して自立したが、これが即ち宣德王である。王崩じて敬信位に即き元聖王となつたが、この後數世の間は王位の爭奪が屢々行はれて哀莊王・僖康王の如き皆弑逆の禍に罹り、文聖王から最後の敬順王まで九十六年間は叛者踵を接して起り、殊に眞聖女王より後は、分裂攻争の世となり、第五十二代孝恭王に至りて益々微にして振はず、國運の衰頹こゝに於て極まり、神德王に次いで景明王は、この時、勢を得て來た高麗王建に使を遣してこれに聘し、景哀王四年、後百濟の甄萱が自

ら兵を率ゐ、近倂城を焼き、進みて高麗府を襲ひ慶州に迫つた爲め、景哀王は急を高麗に告げて援を求め、王建これを諾し、兵一萬を出して救援に赴かした。高麗の援兵未だ到らざる間に甄萱猝かに王都に入つた。かゝる存亡の際に新羅王は夫人嬪御と與に鮑石亭に遊び、置酒娛樂して居たが、敵兵の俄かの來襲に爲す所を知らず、甄萱は王を捕へて自盡せしめ、王の族弟金傅を立て、王となした。これが即ち新羅最後の敬順王で、この時四方の地は盡く他の有となり、國弱くして自立すること能はず、遂ひに使を遣はして降を高麗に請ひ、繼いで百僚を率ゐ王都を發して高麗の國都開京(現在の開城)に入つた。王建は初め金傅を待つに臣禮を以てするに忍びなかつたが、敬順王九年十二月愈々これを臣列に加ふることに決し、彼を封じて觀光順化衛國功臣上柱國樂浪王政丞食邑八千戸となし、位、太子の上にあらしめ、歳に祿一千石を給し、新羅を改めて慶州とし、これを食邑として傅に賜ひ、その従者は何れもこれを任用し、新羅はこゝに於て國を保つこと九百九十二年にして滅亡した。時に高麗太祖十八年、皇紀一千五百九十五年である。尙ほ新羅時代に於ける慶州の王都は、慶州平野、即ち東は明活山麓から南川・西川・北川に圍まれたる一帯に加ふるに、更に内南面塔里附近の一部をも含みたるが如くである。『三國遺事』に『新羅全盛之時、京中十七萬八千九百三十六戸、一千三百六十坊、五十五里、三十五金入宅』或は『南山東麓有避里村、村有寺、因名避里寺、寺有異僧、不言名氏、常念彌陀、聲聞于城中、三百六十坊、十七萬戸、無不聞聲』など見え、

これは後に高麗太祖が、新羅末王敬順王の食邑として與へたる時が八千戸なるより考へても大に過ぎるが、現在慶州邑城東里白丁部落の東には、俗に「井田址」と稱する處があり、當時條坊の遺址といはれて居る。これに依れば、市街は東西南北に區劃され、大路小路が整然と相交はり、恰も碁盤の目をなして居たやうである。

高麗朝以後 高麗太祖十八年に敬順王が高麗に降ると共に新羅王都は慶州となつたが、同二十三年には大都督府に陞され、成宗六年に改めて東京留守とし、同十四年留守使と稱して嶺東道に屬せしめ、顯宗三年には降して慶州防禦使となし、同五年に安東大都護府に改め、これを同二十一年には復た東京留守とし、神宗七年に知慶州事に降して、管内の州・府・郡・縣・郷・部曲を奪ひ、これを尙州に分隸せしめたことがあるが、高宗の六年に復た留守と爲し、忠烈王十四年には鷄林府と改稱して府尹を置き、辛禡王は別に樂浪と號し、その四年府尹を以て元帥を兼ねしめ、高麗の末年には府尹を以て兵馬節度使をも兼任せしめて居た。かくの如く、高麗時代には、王都は慶州の地を去つて開城に移されたが、尙ほ四京の一として半島主要の地位を占めて居たのである。

李朝に入りて第三代太宗朝には復た慶州の舊號に改め、世宗朝に鎮を置いた。大河内秀元の「朝鮮物語」には、『朝鮮慶尙道の古都に着す。昔帝都の舊跡なれば、家風尋常ならず、軒を争ふ高屋三十餘萬煙ありて大

佛殿を建置きたり。(略中)夫のみにあらず、大道の廣きこと、寺々の立様、家屋作様、何に付けても旅人の目を驚かす計りなり』といつて、慶州三百年前のことを誌して居り、三十餘萬煙は誇大に過ぐるが、當時の盛觀を偲ぶことが出来る。降つて第二十六代李太王三十二年(明治二十八年)に至り、全道に互り府・牧・郡・縣の號を改めて悉く郡としたる爲め、この地も府を郡として郡守を置き、郡内に十七面があり、光武十年にこれを十面とし、大正三年の府郡廢合に際しては、もと長鬐郡に屬したる陽南・陽北の二面を合して十二面となり現在に至つたものである。而して現在の慶州郡の行政區域は、舊時の行政區域とその範圍に相違を來し、例へば「東國輿地勝覽」や「東京雜誌」に見ゆる慶州の屬縣たる慈仁縣は、現在慶山郡の慈仁面地方、神光縣は現在の迎日郡神光面地方、杞溪縣は同じく現在の迎日郡杞溪面地方、北安谷部曲は永川郡北安面地方、竹長部曲は現在の迎日郡竹南面・竹北面地方に相當して居るのを見れば、當時の慶州の行政區域が現在に比し、餘程廣大であつたことを窺ひ得るのである。

行政

行政の變遷 三韓の一たる辰韓に於ては村里の制度が備はつて居たものと見えて、「三國遺事」に『辰韓之地、古有六村、一曰闕川楊山村・長日調平、二曰突山高墟村・長日蘇伐都利、三曰茂山大樹村・長日仇

禮馬、四曰背山珍支村・長曰智伯虎、五曰全山加利村・長曰祇范、六曰明活山高耶村・長曰虎珍」と誌してあり、新羅の村主は四頭品と同等の地位を有し、また村には大監、弟監といへる名稱の存したることを見ると、略ぼ村制の一斑が想像し得られる。高麗朝の初期に於ける村里の制度は、新羅の舊制を襲用したのであるが、成宗王の六年九月、新羅の古制たる村主・村大監・村弟監を村長・村正と改正したことが、「高麗史」に記載されて居る。六部の民族が朴赫居世を國王に推戴してより、部落政治が次第に進化發展して遂ひに國家組織となり、諸般の政治機構が整頓してからは、郡縣の制度を見るに至つた。慶州の沿革に就いては、別に記述して置いたが、高麗太祖の十八年、敬順王金傅が來降し、國除かれて慶州となりて以來、大都督府、東京留守、留守使、慶州防禦使、安東大都護府、知慶州事、留守、鷄林府等が置かれたが、李朝に入りて太宗十五年復た慶州の舊號に復したのである。

府は中央と同じく、吏・戸・禮・兵・刑・工の大府を置き、府尹は文官にして從二品を有し、兵馬節制使を兼ね、其の下に座首一人、別監三人、軍官四百五十二人、人吏百十八人、知印三十一人、使令三十名、軍卒三十名、官奴八十四名、官婢十九名、馬兵左營將一人、哨官四人、東伍中部千總一人、把總二人、哨官十六人、旗鼓官一人、知殺官五人、旗牌官三十六人、作隊千總一人、把總二人、哨官十三人、旗牌官一人、知殺官五人、旗牌官四十四人、主鎮千總一人、哨官三人、旗牌官十八人を置いた。また鄉廳(留郷所とも稱す)

を置き、その首位を座首と呼び(光武三年詔長と改む)地方の儒林中より徳望ある者を推薦せしめて府尹がこれを任命し、以て政務に參與せしめたのである。

鄉廳の變遷に就いては、「高麗史」の誌す所に據ると、高麗太祖新羅を併吞するや、新羅の故國を慶州と名づけ、元の新羅王を慶州の事審官に任じたのに始まり、以て地方人民の宗主と爲し、流品を甄別し、賦役を均平し、風俗を矯正せしめたのである。然るに後世種々の弊害があり、爲めに忠肅王五年にこれを廢止した。李朝に至りこの制度の復活利用を考査して、郡縣に留郷所を置き、後しばしばこれを廢置した。成宗二十年(皇紀二二四九年)にはその制を革正し、座首別監の職を置き、爾來これを踏襲したが、李太王建陽元年地方制度を改正し、鄉廳を廢し、郡守の下に郷長として之を置き、光武十年の地方官々制改正の際迄存続したのである。鄉廳の職務は風俗を糾管すること、府尹又は郡守の諮問に應ずること、上意を傳達し、民意を上達すること等がその重要なものである。即ち鄉廳は地方土着の人士を以て組織し、之をして一郡を綱紀し、民俗を正し、人民の利益を代表して地方官の專横を索制し、上下の意思を疏通して官民の融和を圖り、府尹・郡守を輔佐して其の行政事務の處理に任ずる等、殆んど一郡の實權を掌握するに足るものがあつた。併しながら後世その運用を誤ることが多かつた爲め、建陽元年の地方制度改正には、其の制を改め、郡守の下に郷長を置き、専ら稅務を輔佐し、且つ郡守と郡民との意思の疏通を圖るを以

て、其の職務となさしめたのであるが、この制度も亦完全なる運用を見ずして、光武十年に至つたのである。慶州郷廳は慶州邑東部にあり、現在警察官宿舍として使用せらる、諸鹿氏邸東隣の瓦屋がそれであつて、郡衙に對して武衛と稱し、座首は郡守に對して亞官と稱し、また郷丞とも稱せられて居たのである。

李太王三十二年五月(明治二十八年)地方制度の改正あり、第三世太宗の時に定めたる八道の制を撤廢し、全道を二十三府、三百三十六郡とし、各府に觀察府、各郡に郡守を置きたる際、慶州府は改められて慶州郡となり、釜山に置きたる東萊府の管轄となつたのである。越えて翌建陽元年(明治十九年)再び地方制度の改正があり、半島を十三道に分ち、本郡は一等郡として慶尙北道に屬したのである。かくて李朝五百十九年間、慶州府尹に任せられたるもの三百四十六人、慶州郡守に任せられたるもの十人にして、一人の平均在任期間は僅に一年五箇月餘となつて居る。

李朝時代府・郡の下に面・里及び統を置き、面の首位を面長、風憲、執綱など、稱する。里に里正(又は里長)に統首を置き、統首は各戸を統べ、里正は統首を統べ、面長は里正を統べ、府尹、郡守は、面長を統べて居た。往時に於ける地方行政に關する下級制度は隣保相接の五家を結束し、之をして相助け、相治めしむる一種の自治的團體たらしむると共に、國の行政の補助機關たらしめた如くであるが、諸制度の頽廢と

共に遂ひに曠廢に歸したのである。李朝末期に至り、特に地方官の虐政は人民を極度に壓迫した爲めに、却つて人民の共同觀念は發達し、從來の五家を單位とせる家族的團體より部落全部を單位とせる地域的團體に推移した。かくて李太王三十二年郷會條規を發布し、面を以て洞里を統括する地域的團體と爲し、その自治を認めたのである。

郡の現状 現在慶州郡は慶尙北道の下にあり、郡守の下に、郡屬十二人、郡技手、産業技手七人、森林主事一人、地方書記一人、雇員十四人、學校費書記二人、計四十人の職員があり、庶務係・財務係の二に分れ、それぞれ庶務係主任、財務係主任を郡屬中より任命して居る。郡守は大體朝鮮人より採用されることになつて居るが、諸般行政上の都合に依りて、現在二百十八郡中、二十九郡には内地人郡守を配置して居り、慶州郡もこれ等二十九郡中の一郡として郡守は内地人を以てこれに充て、居る。

慶州郡職員表

係名	區分	郡屬	郡技手	産業技手	森林主事	地方書記	稅務吏	雇員	學校費書記	計
庶務	内地人	三三	一	二五	一	一	一	四二	一	二三
財務	朝鮮人	三三	一	一	一	一	一	六二	一	二六
計	同	三三	二	七	一	一	一	一四	二	四二

文書收发件数調 (昭和六年)

係別	收			送		
	本件	補助	平均	本件	補助	平均
庶務	三、一七三	七、九三三	一、〇三三	五、二七四	九、〇〇〇	三、〇六二
財務	一、二九四	五、〇〇〇	一、六三三	一、八七九	五、七〇〇	二、〇八二
計	四、四六七	一二、九三三	二、六六六	七、一五三	一四、七〇〇	五、一四四

邑面行政 邑面は國の行政区劃たる邑面の區域を以てその區域と爲し、官の監督を承け、法令の範圍内に於て公共事務を行ひ、又は法令に依り邑面に屬せしめられたる事務を處理する法人であつて、地方官々制に依り置かれたる邑面長が之を統轄代表し、その事務を擔任するのである。

邑は議決機關たる邑會を有し、略ぼ完全なる自治團體であるが、面は之に反し、面長の諮問機關として面協議會を置かれて居るに過ぎない。

邑會は邑に關する重要な事件を議決し、邑の公益に關する意見書を邑長その他の關係官廳に提出し官廳の諮問に答申すること、及び邑の事務に關する書類及計算書を檢閲し事務管理、議決の執行及出納を檢査する権限を有するが、邑會の議決を経べき事件に對する發案權は邑長のみが有して居るのである。

面協議會も面の公益に關する事件に付意見書を面長又は關係官廳に提出し、官廳の諮問に答申する等の

権限は邑會と同様であるが、面に關する重要事件に付ては單に諮問を受くるに止まるのである。

邑會、面協議會の議長は邑面長を以て之に充つる制度であつて、府の如き副議長は認められて居らぬ。

邑會議員及び面協議會員の任期は四年であつて、共に選舉に依りその定数は八人乃至十四人である。面協議會員の選舉に付ては、その地方の實情並に從來の慣行に照し、道知事に於て朝鮮總督の認可を受け、適當なる選舉方法を定め得ることになつて居るが、今日用ひられて居る選舉方法は、代書制度を認むることと選舉區を設くる二様のものである。

邑會の議決が権限を越え、法令に背き、明に公益を害し又は邑の收支に關し不適當と認むるときは、邑長の意見又は道知事の指揮に依り再議に付し、又は其の議決を取消すことが出來ると共に、郡守又は島司は邑會又は面協議會の停會を命じ、朝鮮總督は邑會又は面協議會の解散を命ずることが出來る。

邑面長は上述の通り邑面の代表者としてその事務を擔任するの外、吏員の任免及び吏員に對する懲戒等の権限をも有して居る。

邑面に於ては有給吏員として書記及び技手を置き、邑に在りては外に副邑長を置き得ることになつて居り、名譽職の吏員として各町洞里に區長を置き、出納その他の事務を掌らしむる爲め書記の中より會計員を置くことになつて居る。

邑面はその邑面に属する収入を以て邑面の必要なる費用及び法令に依り邑面の負擔に属する費用に充て、仍不足あるときは邑面税及び夫役現品を賦課徴收し得るのであるが、邑面税として賦課することを得るものは國税及び道税の附加税並に特別税である。

特別税の主たるものは戸別税の外特別營業税及び雜種税であつて、その他臨時的性質のものとしては、土地坪數割・建物割・反別割等がある。

而して邑面に於て、法令に依り負擔し又は當該官廳の職權に依り命ずる費用を豫算に計上せざる際は、道知事は之を豫算に加へ得ると共に、豫算中不適當と認むるときは之を削減し得るのである。

邑面事務中共通した主なるものは、土木に於て道路橋梁・渡船及堤防・排水、勸業に於て模範林・苗圃・市場・採種田番・蠶業・造林・畜産、衛生に於て屠場・墓地・火葬場・隔離病舎・上水下水・清潔消毒・傳染病豫防、警備に於て消防及び水防等である。其の他特殊なるものとしては電氣・公會堂・公園・運動場・荷揚場・繫船場、港灣又は行旅病舎等の事業を經營して居り、最近に於ては青年訓練所の設立經營等漸次事業内容の充實擴張を示して居る。

然しながら事業費の總額は、邑を除いては、未だその豫算總額の半に達せざるものが多く、給與、事務費の支出に追はるゝ向が尠くないのである。

邑 面 職 員 (昭和六年)

邑面名	邑面長氏名	副長	書記	技手	區長	邑面名	邑面長氏名	副長	書記	技手	區長
慶州邑	井上茂	一	二	一	六	陽北面	鄭琥永	一	九	一	六
内東面	孫濟翼	一	七	一	三	陽南面	任炯淳	一	七	一	五
外東面	黃相伯	一	七	一	三	見谷面	金埭禹	一	六	一	七
内南面	孫晉久	一	七	一	三	江西面	鄭鎮永	一	八	一	九
山内面	俞衡植	一	六	一	三	江東面	李源英	一	七	一	六
西面	崔錫煥	一	九	一	三	川北面	孫晉煥	一	七	一	六

邑面文書收發件數 (昭和六年)

邑面名	件數		計	邑面名	件數		計
	收	發			收	發	
慶州邑	四、三三	二、八六	七、一九	山内面	九三	七六	一、七九
内東面	一、三三	一、〇七	二、四〇	西面	一、八六	一、三三	三、一九
陽北面	三、〇八	三、五〇	六、五八	見谷面	八七	六七	一、五三
陽南面	一、九六	一、三三	三、二九	江西面	三、六〇	二、〇七	五、六七
外東面	一、三三	一、三三	三、〇六	江東面	一、八三	一、六三	三、四六
内南面	二、七三	二、四七	五、二〇	川北面	一、五三	一、三七	三、九〇

一、地

一一

慶州郡行政區域名稱一覽表 (昭和八年一月一日現在)

郡廳所在地 慶州邑東部里

一邑十一面 百八十五里

邑面名	里名
慶州邑	西部里・北部里・東部里・路東里・路西里・沙正里・城乾里・城東里・皇吾里・仁旺里・校里・西岳里・忠孝里・皇南里・孝峴里・光明里 (一六)
內南面	榆溪里・蘆谷里・月山里・伊助里・菲長里・拜里・塔里・栗洞里・望星里・花谷里・龜池里・德泉里・上辛里・安心里・朴遠里・飛只里 (一六)
見谷面	羅原里・五柳里・小見里・下邱里・上邱里・武料里・南莎里・金文里・來台里・柯亭里 (一〇)
西面	花川里・毛良里・芳内里・東田里・金尺里・乾川里・泉村里・阿火里・道溪里・道里・棲梧里・深谷里・泉浦里・松仙里・舍羅里・薪坪里・雲臺里・龍明里・大谷里 (一九)
山内面	甘山里・内七里・外七里・日富里・新院里・義谷里・乃日里・牛羅里・大賢里 (九)
外東面	鹿洞里・石溪里・汝山里・毛火里・九於里・入室里・冷川里・堤内里・淵安里・開谷里・末方里・竹東里・活城里・北吐里・方於里・掛陵里・薪溪里 (一七)
内東面	進峴里・鯉洞里・馬洞里・九政里・時來里・矢里・朝陽里・坪里・道只里・南山里・東方里・排盤里・九黃里・普門里・千軍里・薪坪里・德洞里・黃龍里・暗谷里 (一九)
川北面	北軍里・孫谷里・勿川里・德山里・葛谷里・聲池里・東山里・花山里・吾也里・毛兒里・青今里・神堂里・龍江里・障城里・東川里 (一五)
江東面	毛西里・虎鳴里・仁洞里・良洞里・安溪里・多山里・丹邱里・有琴里・吾琴里・旺信里・菊堂里 (一一)
江西面	檢丹里・土方里・甲山里・大洞里・根溪里・安康里・楊月里・六通里・老堂里・山袋里・玉山里・斗流里・霞谷里・江橋里 (一四)

陽北面

五柳里・甘浦里・虎洞里・魯洞里・八助里・典村里・典洞里・魯日里・羅亭里・臺本里・龍堂里・奉吉里・九吉里・斗山里・竹田里・松田里・凡谷里・龍洞里・權伊里・甘川里・臥邑里・安洞里・虎岩里・獐項里 (一四)

陽南面

石村里・孝洞里・羅山里・羅兒里・環西里・基邱里・水念里・瑞洞里・新西里・新堡里・上溪里・上羅里・下西里・邑川里・石邑里 (一五)

備考 里名右肩に・印を附したるは邑面事務所所在地とす

學校組合

學校組合は法人であつて、その區域内に住所を有する内地人を以て組合員とし、官の監督を承け法令の範圍内に於て、主として内地人の教育に關する事務を處理することを以て其の存立目的として居る。然し學校組合の沿革上その能力を教育事務のみに局限することが出来ない事情がある爲め、従前から屠場・火葬場・墓地等を經營し來つた組合に對しては、附帶事業として當分の内その繼續を認めて居る。

學校組合を設置するには發起人は先づ區域を定め、その區域内に住所を有し獨立の生計を営む内地人三分の二以上の同意を得て組合規約を作り、朝鮮總督の許可を受けるを要するのである。

組合員は營造物を共用する權利を有すると同時に、組合費の負擔を分任する義務を負はなければならぬのである。

學校組合にはその意志機關として組合會があつて、組合區域並に規約の變更、財産の管理及處分、組合債に關する事項、歳入出豫算を定むること等、組合に關する事件を議決する。

組合會議員は組合員の選舉に依り、その数は六人乃至十八人の範圍内で組合員の數に應じて定めるが、組合會議員は名譽職で其の選舉及び被選舉資格は組合規約を以て定めることになつて居る。

組合の執行機關として管理者を置き、組合を代表せしめ一切の組合の事務を擔任せしめる。管理者は組合員中より道知事が任命し其の任期は四年である。而して管理者は名譽職たることを原則とするが、必要に依り有給と爲すことも出来る。現在慶州郡内には慶州・甘浦・安康・毛良・阿火の五組合がある。

學校費 學校費は普學學校その他朝鮮人の教育に關する費用を支辨する爲め各郡島に之を置く。學校費の事務は郡守、島司をして之を擔任せしめ郡守、島司の諮問に應せしむる爲め學校評議會を置き、學校費豫算、賦課金、使用料又は夫役現品の賦課徴收、起債其他學校費の重要事項に關する事項を諮問し、地方民をして教育施設の計畫に參與せしむると共に、教育費負擔に關する諒解を與へ、將來に對する自治的訓練に努むることとしたのである。

學校評議會員の定員は當該郡島の面數と同數であつて、之を各面に配當し、朝鮮人たる面協議會員をして選舉せしむることとなつて居る。昭和七年五月末現在に於ける慶州郡内公立普通學校の數は十三であり、完全に一面一校を實現し、更に進んで一層教育施設の完璧を期して居る。

官公署團體 慶州郡に於ける官公署としては、先づ慶州邑に慶州郡廳があり、警察署・大邱地方法院支

廳・郵便局・朝鮮總督府博物館分館・穀物検査所・慶州邑事務所も亦慶州邑にあり、警察官駐在所・郵便所・驛・保線區・機關區・面事務所・公立小學校・普通學校が郡内主要地に置かれ、漁港たる甘浦には甘浦水産製品検査所がある。また公共、産業團體としては、學校組合・金融組合・水利組合・漁業組合・郡農會・産業組合・畜産同業組合・森林組合の如きがあり、その他在郷軍人分會・赤十字社委員部・愛國婦人會委員部も置かれて居る。

名 稱	數	所 在 地	職 員		
			任 列 任	同 待 遇 者	其 他
郡 廳	一	慶州邑	一	一四	七
警 察 署	一	同	一	四	三五
同 駐 在 所	一二	甘浦外十一箇所	一	一	三七
大邱地方法院支廳	一	慶州邑	三	九	一
郵 便 局	一	同	一	四	一五
郵 便 所	四	甘浦外三箇所	一	四	一三
驛・保線區・機關區	一一	慶州外十箇所	一	七	二九
邑 面 事 務 所	一二	慶州邑外十一面	一	一	一七
一、地 誌				一二	九二
					一〇四

生活状態調査

二六

公立小学校	五	慶州外四箇所	一四	一	三	一七
公立普通学校	一三	慶州二校外十一箇所	六六	一	三	六八
穀物検査所	一	慶州邑	一	二	三	五
甘浦水産製品検査所	一	甘浦	一	一	一	一
總督府博物館分館	一	慶州邑	一	一	四	五

公共産業團體

種別	組合數	組合員數	種別	組合數	組合員數
學校組合	五	六六四	郡農會	一	二七、四〇〇
金融組合	五	四、九一二	産業組合	二	二、八七二
水利組合	三	四、〇九七	畜産同業組合	一	一四、六九二
漁業組合	二	四四七	森林組合	一	一四、五三八

其他

在郷軍人分會	名譽會員	五〇人	正會員	一〇三人
赤十字社委員部	内地人社員	一六八	朝鮮人社員	五一八
愛國婦人會委員部	内地人會員	七四	朝鮮人會員	二三

地勢・氣候

位置地勢 慶州郡は慶尙北道の東南部を占め、東經百二十八度五十八分二十一秒より百二十九度三十一分二十二秒、北緯三十五度三十八分十三秒より三十六度四分六十五秒の間にあり、東は日本海に臨み、東北は迎日郡、南は慶尙南道蔚山郡、西は清道及び永川の兩郡に界を接し、その面積八十五方里八三七、東西及び南北何れも約十二里半にして、郡の中心に慶洲邑内がある。慶州邑内は蔚山灣より北約十里、迎日郡より西南約五里、大邱の東十七里の地點にして、慶州盆地の核心に當れる都邑である。慶州盆地は二つの地體構造線が交錯して出來た地溝とも見るべきもので、東西南北各一里内外の海盤車形の沃野をなして居る。この構造線の一つは北々西、南々東に走れる、小藤博士の所謂朝鮮方向に屬し、南方蔚山灣に及んで海に没して居り、他の一つは洛東江口から北々東に進み、洛東江の支流梁山谷の一直線谷を包含する支那方向と呼ばれる、南鮮地方に於て著しく認められる構造線の方向で、更に北に延びて迎日灣附近に及んで居る。盆地の東方、内東面と陽北面との境界には吐含山(海拔七四五米)が聳え、西方、山内面・内南面及び西面との境界には斷石山(海拔八二七米)、西北方には龜尾山(海拔五九四米)、武陵山(四〇四米)があり、邑の南に金鰲山が聳立し、これ等諸山の間を西川・牟梁川・蚊川(南川)・北川(一に東川或は蘭川)が流れ、慶州邑内附近に於て湊合し、西川が其

の主流となつて悠々北流し、兄山・弟山の峽を出で、兄山江(または兄山浦、或は兄江)となり、迎日の三角洲を作りて海に注いで居る。而して慶州盆地を圍繞する山地は、その山形が何れも老年期に近い山塊が基盤の目の如く並んで居るのみで山麓部に於ける扇状地は、發達が充分でないが、盆地床よりの比高が大で、急傾斜を爲せる東部山地に發達し、殊に吐含山の西麓に於ては、複合扇状地の美事なるものがある。沿岸地方は陸上交通不便にして、道路峻険なる箇所が多いが、平原地方には、二三等道路が四通八達し、自動車又は鐵道を以て、大邱・永川・浦項・蔚山・釜山等の各地に通じて居る。地質は内南・内東・川北及び外東の諸面は第三期花崗岩の風化に因りて成れる砂質壤土にして、其の他の地方は、珍岩の風化せられたる壤質埴土に屬し、土地概ね肥沃にして耕作に適して居る。

氣候 慶州地方は半島の中部以南に位置し、氣候は概ね良好である。即ち夏季三十三、四度の酷暑を迎へ、冬季零下十五度内外の寒氣に接することもあるが、大體氣候溫和と謂ふべきで、東部臨海地方に於ては、脊梁山脈の爲め風勢微弱と爲り、且つ海水温度が西部海岸に比して高温なる爲め、西部海岸に比し、二度内外高温なるを常として居る。昭和六年の調査に據ると、慶州邑に於ける初霜及び初雪は十一月初旬であり、終雪は四月初旬、終霜は四月十五日であつた。雨量は昭和五年の調査では九百七十八耗餘となつて居るが、これより東方、即ち脊梁山脈以東の臨海地方は、朝鮮半島中にありても最多雨地方に屬して

居るのである。

氣候 (昭和六年中)

區別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
氣温	最高温度	二・二	三・七	三・三	三・三	三・六	三・一	三・〇	三・四	三・三	三・三	一・七
	最低温度	三・一	三・二	三・七	三・〇	三・二	三・八	一・二	一・八	二・七	三・〇	三・四
最多風向	N	NW	N	W	NW	SW	SE	NW	SW	W	NW	W
雨雪日數	三	六	六	一〇	五	八	一五	一三	一三	四	七	二
降雨量	四・一	四・一	四・四	五・三	三・二	四・九	一八・〇	四七・一	一〇〇・九	七二・一	三三・八	五〇・〇

土地

土地の組成 慶州地方は新羅千年の王都として遺跡の今尙ほ判明せるものが頗る多く、これ等遺跡が慶州の土地、景觀を特異なものとせることは普く人々の認むる處にして、これに對して古來詩客の感慨を吐露したるものには、「東國輿地勝覽」に載する處の徐居正の十二詠、金宗直の七詠を始め、數多の吟詠があるが、これより先き、既に支那の史籍中にも、この地方の土地に關する記述がある。即ち「三國志」魏志東

九千二十町歩を更に内鮮外人別に見るときは、内地人千九百二十町歩、朝鮮人二萬七千九百九十町歩、外國人十一町歩を示し、朝鮮人最も多く、九割三分餘を占めて居る。

民有地の内鮮外人別面積 (昭和六年末現在)

種	内地人	朝鮮人	外國人	計
田	六〇八、八一二〇 <small>町歩</small>	一一、四一八、二九二七 <small>町歩</small>	七、九二二八 <small>町歩</small>	一二、〇三五、〇四一五 <small>町歩</small>
番	一、二三六、五八一五	一四、六三二、一六〇〇	三、一五二二	一五、八七一、九〇〇七
池	七二、三一八	一、一三九、二九一九	、一二三三	一、二二一、七四〇〇
沼	—	—	—	—
雜種地	二、七六七	—	—	二、七六七
計	一、九二〇、四八二〇	二七、一九四、一四一一	一一、二二一三	二九、一二五、八四〇四

土地賣買價格 慶州に於ける土地を田・番・池沼・雜種地の五種目に分ち、上等地、中等地及び下等地の階級に區別して、その賣買價格の大體を見ると、田に於いては上等地四十三圓二十錢、中等地三十六圓、下等地二十八圓八十錢、番に於いては上等地百八圓、中等地九十圓、下等地七十二圓、池沼に於いては上等地三百圓、中等地四十二圓、下等地二十一圓、池沼に於いては上等地七圓二十錢、中等地五圓、雜

種地に於いては上等地十八圓、中等地十六圓、下等地九圓となつて居る。

土地賣買價格表 (昭和六年)

種別	價格			稅額			標準地所在地番
	上等地	中等地	下等地	上等地	中等地	下等地	
田	上 三三・〇〇	二四・〇〇	一六・〇〇	一・八三	一・四四	一・三三	慶州邑城東里 四〇番地
	中 二四・〇〇	一六・〇〇	一〇・〇〇	一・三六	一・〇〇	〇・七三	同上 城乾里 一〇九番地
	下 一六・〇〇	一〇・〇〇	六・〇〇	一・〇〇	〇・六〇	〇・三三	同上 城乾里 一〇九番地
番	上 一〇六・〇〇	七三・〇〇	四七・〇〇	一・三三	一・〇〇	〇・七三	同上 沙正里 二三〇番地
	中 七三・〇〇	五〇・〇〇	二七・〇〇	一・〇〇	〇・七三	〇・五〇	内南面栗洞里 二〇七番地
	下 五〇・〇〇	三三・〇〇	一七・〇〇	〇・七三	〇・五〇	〇・三三	同上 泉浦里 四〇八番地
池	上 二二〇・〇〇	一五〇・〇〇	九〇・〇〇	一・六六	一・二二	〇・八三	同上 東田里 六四二番地
	中 一五〇・〇〇	一〇〇・〇〇	六〇・〇〇	一・二二	〇・八三	〇・五〇	慶州邑路西里 八一番地
	下 一〇〇・〇〇	六〇・〇〇	三〇・〇〇	〇・八三	〇・五〇	〇・三三	同上 東田里 六四二番地
沼	上 一〇〇・〇〇	六〇・〇〇	三〇・〇〇	一・〇〇	〇・六〇	〇・三三	陽北面甘浦里 五二一番地
	中 六〇・〇〇	三〇・〇〇	一五・〇〇	〇・六〇	〇・三三	〇・一六	同上 魚日里 八三九番地
	下 三〇・〇〇	一五・〇〇	七・五〇	〇・三三	〇・一六	〇・〇八	同上 外七里 一四四番地
雜種地	上 一〇〇・〇〇	六〇・〇〇	三〇・〇〇	一・〇〇	〇・六〇	〇・三三	内東面坪里 七七五番地
	中 六〇・〇〇	三〇・〇〇	一五・〇〇	〇・六〇	〇・三三	〇・一六	同上 外七里 一四四番地
	下 三〇・〇〇	一五・〇〇	七・五〇	〇・三三	〇・一六	〇・〇八	内東面東方里 五八五番地

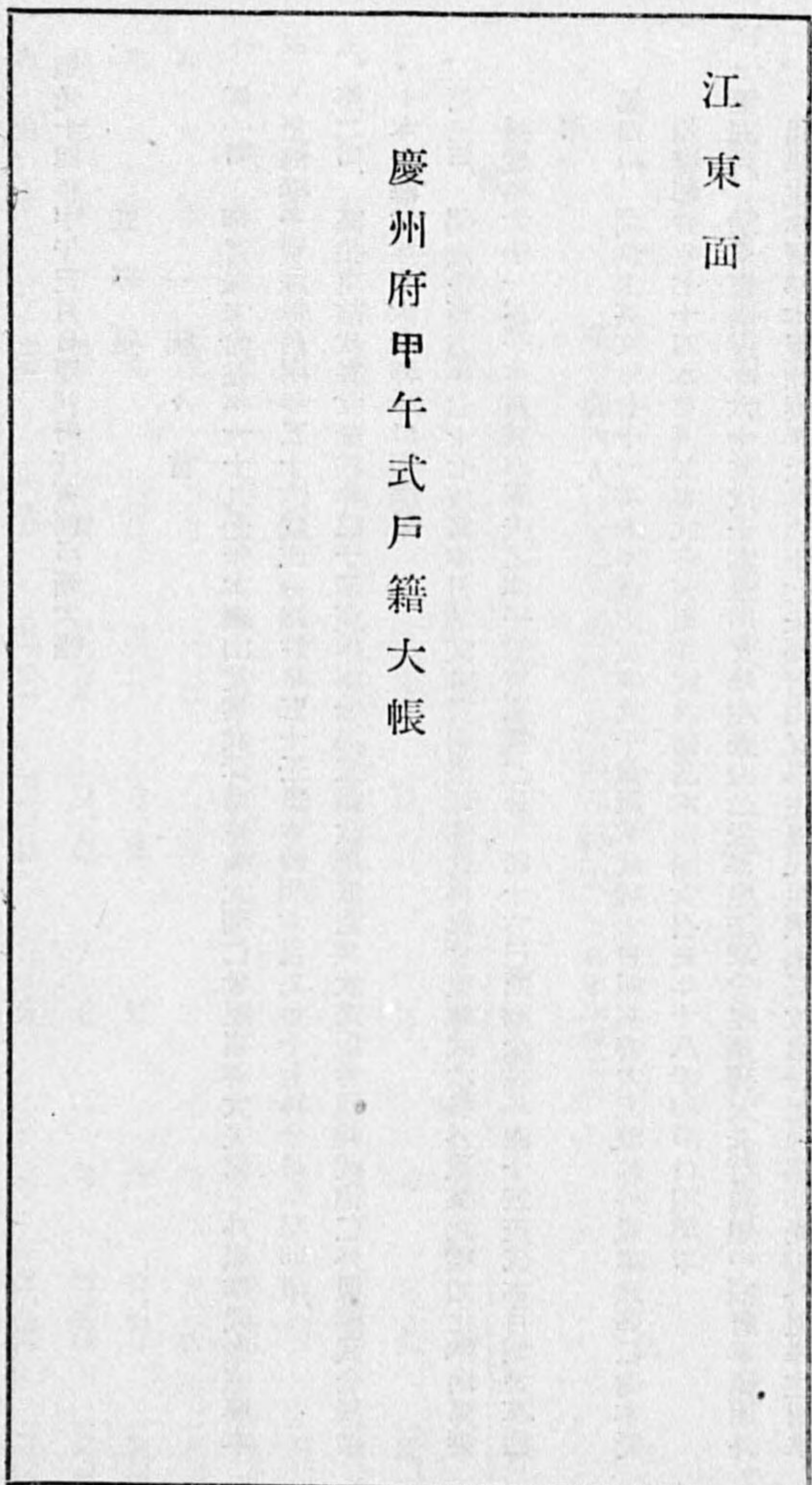
慶州邑は、長く新羅王城の地であり、高麗に於ても、東京と稱して四京の一に數へられたるだけあつて、その發達は眼醒しいものがあつたのである。「三國遺事」の『新羅全盛之時。京中十七萬八千九百三十六戸』は勿論大に過ぐるとしても、坊里整然として權門貴族の金殿大宅が軒を列ね、殷賑を誇つて居たことは想像に難くない。新羅敬順王金傅が高麗に降るや、高麗太祖は新羅國を除きて慶州となし、金傅の食邑となしたが、この食邑は八千戸であつたとされて居る。李朝時代に入るや、戸口の調査も間々行はれ、李朝最古の地理書たる「慶尙道地理誌」に據れば、世宗時代慶州留守府の戸口は、一千五百五十二戸、男五千八百九十四人、女六千三百二十六人、計一萬二千二百二十人となつて居り、正祖時代の編纂に係る「戸口總數」の記録に據ると、當時慶州の戸口は、一萬三千四百十三戸、男二萬六千六百九十一人、女三萬四千七百八十六人、計六萬一千四百七十七人あり、邑誌に據れば、李朝末葉に於ける慶州府の戸口は、一萬八千六百八十五戸、男三萬六千四百人、女四萬二千四百三十八人、計七萬二千五百二十八人であり、また「邑誌」と略ぼ同時代に編纂されたる「輿載撮要」及び「地圖」には、何れも慶州府の戸數が一萬八千一百四十一戸と誌されて居る。

甲午式（開國四百四十三年）慶州府江東面戸籍大帳

（表紙）（長一尺三寸三分）
（廣八寸六分）

江東面

慶州府甲午式戸籍大帳



道光十四年甲午正月日慶州府江東面戸籍大帳

五琴里

一統々首

- 第一戸 御官保宋尙益年六十九壬午本礪山父業武舜甫祖業武瑞仁曾祖嘉善大夫瞻卜外祖業武金進興本金海率子別隊保昌用年五十六戊戌婦韓姓年五十壬寅本清州女召史年十七婢分月年癸卯印
- 第二戸 高拾屯故代寡女金姓年三十四庚申本金海父業武達成祖業武文恒曾祖業武德仁外祖業武金辰雄本金海女年十六辛卯戸口相準印
- 第三戸 閑良金順方年七十七戊寅本月城父業武明淡祖業武再與曾祖業武汝昌外祖業武梁如化本南原妻孫姓年六十一甲午本月城四祖夫之率子討捕軍官亡孫年四十六己酉婦金姓年四十五庚戌本月城婢莫德印
- 第四戸 閑良宋英文年七十一癸未本礪山父業武千貴祖業武時太曾祖嘉善大夫瞻福外祖業武薛仁尙本慶州妻鄭姓年七十四本東萊父業武守天祖業武洪信昌本南陽女召史年十八辛卯戸口相準印
- 第五戸 幼學崔南遠年六十七戊子本永川父學生景山金祖學生達章曾祖嘉善大夫行向知中樞府事碩崗外祖學生李爾梓本慶州妻李氏年六十七未籍蔚山父學生覺民祖通德郎汝福替祖通德郎光勳外祖學生崔承祿本慶州率婦許氏年四十四辛亥籍金海孫幼學舜元年二十三壬申婦金氏年二十六己巳籍慶州婢於仁禮年六十二婢一所生婢江尙二所生奴同内介逃居永川印

人口累年比較

大正三年以來慶州郡内各里洞戸口數の消長に關しては、聚落の章に於いて詳述してあるから、こゝでは單に大正十一年より昭和六年に至る最近十箇年間の慶州郡總戸口數の累年表を掲げることにしたが、これに依りても知らるゝ通りに、この地方に於ける戸口數の増加はあまり急激ではなく、一箇年間に平均一千四百八十七人の増加を見るに過ぎず、大正十一年を100としたる指數は109.5となつて居る。

慶州郡内人口累年(最近十年間)比較表 (各年末現在)

年 別	内地人		朝鮮人		外國人		合計	
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口
大正十一年	50	1,970	6,377	15,938	3	9	6,880	15,937
大正十二年	53	2,277	6,123	15,073	6	4	6,731	15,736
大正十三年	50	2,335	5,927	14,831	9	5	5,936	14,900
大正十四年	57	2,333	5,900	14,616	3	6	5,900	14,747
昭和元年	53	2,770	5,723	14,430	3	3	5,726	14,671
昭和二年	59	2,861	5,822	14,944	3	3	5,747	14,547
昭和三年	56	2,455	5,723	14,065	7	6	5,730	14,408
昭和四年	66	2,333	5,611	14,101	6	3	5,617	14,347

昭 和 五 年 六 六 三、七四〇 三、七六六 一、七五、三五〇 昭 和 六 年 七 五 三、七六六 三、〇〇四 一、七、六七七 三 五〇 三、七六六 一、七、八〇三

邑面別戸口 昭和六年に於ける慶州郡の戸口数は三萬一千七百五十九戸、十七萬八百三人にして、その内譯は内地人六百四十四戸、二千七百八十六人、朝鮮人三萬一千百二戸、十六萬七千九百六十七人、外國人十三戸五十人となつて居り、これ等内鮮外人の人口の割合を示すと、内地人一・六%、朝鮮人九八・四%となつて居る。而して十二邑面中人口数の最も多きは陽北面の二萬二千三十人にして、西面の一萬九千三百十五人これに亞ぎ、慶州邑の一萬八千四百四十二人、江西面の一萬七千九百九十七人、内南面の一萬五千三百八十二人等の順序となつて居るが、人口稠密の度に於ては、矢張り慶州邑内を包含する慶州邑が最も高く、一方里當り七千六百八十七人にして、江東面の二千五百八十一人これに亞ぎ、西面の二千八十五人、陽北面の二千六十人等の順序となつて居り、人口密度最も低きは山内面の九百五十七人である。

邑面別内鮮外人戸口 (其の一) (昭和六年末現在)

邑面名	内地人		朝鮮人		計
	戸	人口	戸	人口	
慶州邑	三三七	二、三三三	四六六	四、四三三	八、九三三
内東面	四〇	四八	六	一八三	二、六六六

邑面名	内地人		朝鮮人		計
	戸	人口	戸	人口	
陽北面	三三	三二七	四四	四、七四	九、〇八八
陽南面	九	九	一八	四〇	一、八〇八
外東面	八	一〇	三	三三	七、三〇〇
内南面	二	二	一五	三六	二、九五六
山内面	二	三	二	七	一、六七九
西谷面	四	四	一〇	二四	一、七七一
見谷面	三	三	六	一三	一、三六七
江西面	七	七	一五	三三	一、三三〇
江東面	九	一〇	二	一一	一、四一四
江北面	六	六	二	三	一、〇七
計	六四	七五	一、三九	一、五七	三、一〇一

邑面別内鮮外人戸口 (其の二)

邑面名	外国人		計		一方里當 人口密度
	戸	人口	戸	人口	
慶州邑	七	二六	三〇	九、三三三	七、六六七
内東面	一	一	一	一、七三六	一、七三六
陽北面	五	六	一六	一、七三六	一、七三六

生活状態調査

四二

陽南面	外東面	内南面	山内面	西谷面	見谷面	江西面	江東面	川北面	計
1,767	2,500	2,877	1,621	3,769	1,307	3,336	2,400	1,926	3,755
1,817	2,636	2,970	1,733	4,039	1,300	3,508	2,533	2,039	3,754
4,910	7,336	7,868	4,730	9,635	3,374	8,833	7,068	5,333	6,833
4,835	6,936	7,540	4,296	9,690	3,328	8,369	6,633	4,937	8,990
9,755	14,163	15,332	9,036	19,335	6,593	17,191	13,710	10,100	17,033
1,766	1,977	2,633	977	2,825	1,733	1,920	2,511	1,899	1,999

昭和六年に於ける郡内の内地人数は二千七百八十六人であるが、これを本籍府縣別に見ると、香川縣の四百七十七人が最も多く、福岡縣の二百八十一人にこれに亞ぎ、山口縣の百八十七人、長崎縣の百三十六人、岡山縣の百二十三人、高知縣の百九人、廣島縣の百二人等の順序となつて居り、四國・中國・九州の者が多數を占めて居るのは、地理的關係の然らしむるところである。

内地人本籍別戸口表 (昭和六年末現在)

區別	戸數	人口	區別	戸數	人口	區別	戸數	人口
北海道	二	七	福島	九	元	東京	六	二
						徳島	三	零

職業別人口 次に職業別の人口を見ると、農林牧畜業の十四萬四千八百十五人最も多く、總人口の八五%を占め、商業及交通業七千六百八十八人(四%)、公務及自由業四千三百九十四人(三%)、工業三千三百九十三人(二%)、漁業製鹽業二千二百二十一人(一%)、其他有業者六千五百六十六人(四%)、無職者及職業未詳者千七百三十四人(一%)となつて居る。

職業別戸口 (昭和六年末)

生活狀態調

種別	内地人		朝鮮人		外國人		合計
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	
農林牧畜業	101	4,612	27,183	144,346	1	27,184	27,183
漁業製鹽業	7	299	593	1,933	1	665	2,331
工業	7	34	54	3,099	1	67	3,393
商業及交通業	130	768	1,476	6,933	3	677	7,680
公務及自由業	21	799	1,016	3,595	1	1,377	4,394
其他有業者	7	14	1,677	6,403	1	1,695	6,566
無職者及職業未詳者	4	21	577	1,733	1	582	1,734
計	770	2,766	33,002	177,677	13	33,787	177,800

職業(大分類)別本業人口(其の一) (昭和五年國勢調査)

地名	1-9		1農業		2水産業		3鐵業		4工業	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
西谷面	777	2,953	5,833	2,488	1	1	1	1	878	2,488
見谷面	2,055	3,081	1,900	2,352	6	1	1	1	4	2,352
内南面	4,976	777	4,677	502	1	1	1	1	5	502
慶州面	5,355	1,557	3,388	467	3	1	1	1	4	467
外東面	4,477	3,356	4,155	3,085	1	1	1	1	3	3,085
内東面	4,867	1,377	4,337	1,099	1	1	1	1	3	1,099
川北面	3,300	577	3,088	000	1	1	1	1	1	000
江東面	3,841	677	3,477	41	1	1	1	1	1	41
江西面	5,833	1,101	4,945	778	1	1	1	1	1	778
江西北面	7,666	1,099	5,407	101	6	3	1	1	4	101
陽北面	2,833	1,300	2,407	1,201	3	1	1	1	3	1,201
陽南面	5,511	1,630	4,166	2,333	10	7	1	1	11	2,333
計	33,787	16,630	44,166	23,333	76	10	7	7	11	23,333

職業(大分類)別本業人口(其の二)

地名	5商業		6交通業		7公務自由業		使家人事		其の他の有業者		無業	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
慶州面	733	499	177	4	26	25	6	499	33	36	4,000	8,111
内南面	0	77	7	4	2	2	7	9	3	7	3,099	7,101
見谷面	33	33	6	1	3	4	7	6	3	9	1,456	1,109
西谷面	2,066	3,066	1	1	6	3	3	7	7	0	4,456	7,477
山内面	33	33	1	1	7	4	7	7	3	3	1,111	3,000

生活状態調査

職業(中分類)別本業人口 (昭和五年國勢調査)	計	陽南	陽北	江西	江東	川北	内東	外東
1 農耕に從事する者	二,四三三	七	五三	二六五	一四〇	五	一六	七〇
2 畜産に從事する者	一,九〇二	八	四四	一七六	七五	七	一〇六	七〇
3 蠶業に從事する者	四八	九	一三	五	六	二	七	九
4 林業に從事する者	四	一	一	一	一	一	一	一
5 漁業に從事する者	七〇	三	一〇〇	六	三	七	五	三
6 探炭に從事する者	三三	九	一八	二四	七	一	二	六
7 探鑛に從事する者	三三	九	一八	二四	七	一	二	六
8 石油鑛業に從事する者	二〇七	二	三	六	九	一〇	四	九
9 土石採取に從事する者	二〇七	二	三	六	九	一〇	四	九
計	二,四三三	七	五三	二六五	一四〇	五	一六	七〇

職業(中分類)別本業人口 (昭和五年國勢調査)

10 窯業、土石加工に從事する者	六二	六〇	二
11 金屬工業、機械器具製造、造船、運搬用具製造に從事する者	一八三	一八三	一
12 精巧工業に從事する者	一三	一三	一
13 化學製品の製造に從事する者	二	二	一
14 紡績工業に從事する者	六四	二六	一
15 被服、身製品製造に從事する者	三二三	二二七	九六
16 紙工業、印刷に從事する者	八三	七九	四
17 皮革、骨、羽毛品類製造に從事する者	一	一	一
18 木竹草蓆類に關する者	三九八	二五一	一四七
19 製鹽に從事する者	三	三	一
20 飲食料品、嗜好品製造に從事する者	四七九	一四九	三三〇
21 土木建築に從事する者	一、四〇〇	一、三六六	三四
22 瓦斯電氣水道業に從事する者	一三	一三	一
23 其の他の工業的職業	二〇	二〇	一
24 商業的職業	三、三五四	二、一四四	一、二四〇
25 金融保險に從事する者	二八	二五	三
26 接客業に從事する者	九八九	三二三	六六六

職業	人数
27 運輸に從事する者	三六二
28 通信に從事する者	六〇
29 官吏、公吏、雇傭員	二九三
30 陸海軍現役軍人	一
31 法務に從事する者	五
32 教育に從事する者	一三七
33 宗教家	一二四
34 醫療に從事する者	六五
35 書記的職業家	一二〇
36 記者、著述家、藝術家、遊藝家	二
37 其の他の自由業	一一五
38 家事使用人	一、二九七
39 其の他の有業者	二、四五三
40 収入に依る者	二五八
41 其の他の無業者	一〇八、〇八一
合計	三六二

結婚年齢 朝鮮に於いては早婚の風が一般の弊害となつて居るのであるが、今慶州郡に於ける朝鮮人の結婚年齢に就いて見ると、昭和六年の結婚数千百五十九件中、夫の年齢十七歳未満の者六十一人、十七歳以

上二十歳未満の者二百七十七人あり、都合二十歳未満の者は三百三十八人、總数の二割九分餘を占め、妻の年齢十五歳未満の者十六人、十五歳以上二十歳未満の者七百九十七人にして、これ等が結婚者の大部分を占めて居る。

結婚年齢別 (昭和六年)

妻の年齢	夫の年齢						計
	十七歳未満	十七歳以上二十歳未満	二十歳以上二十五歳未満	二十五歳以上三十歳未満	三十歳以上四十歳未満	四十歳以上五十歳未満	
十五歳未満 (朝鮮人)	五	六	二	一	一	一	六
十五歳以上 (朝鮮人)	三	三	三	三	二	一	一七
二十歳以上 (朝鮮人)	一	四	二	三	六	一	一七
二十五歳以上 (朝鮮人)	一	一	一	一	一	一	六
三十歳以上 (朝鮮人)	一	一	一	一	一	一	六
三十五歳以上 (朝鮮人)	一	一	一	一	一	一	六
四十五歳以上 (朝鮮人)	一	一	一	一	一	一	六
合計	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一〇七

一、地誌

四九

四八

生活状態調査

に亞ぎ、消化器病の三百四十五人、老衰三百二十人、感冒百八十一人、泌尿生殖器病百三十人、傳染性病百十二人、運動器病九十四人等の順序となつて居り、かく神経系病、呼吸器病、感冒の疾病の多きことは、半島内各地と異るところなく、これは朝鮮が冬期に寒氣酷烈なると、空氣の乾燥甚しきことに原因するものと思はれる。

死亡者病類別表 (昭和六年)

病名	内地人	朝鮮人	外国人	計
全身病	三	六六	一	六九
精神病	一	二四	一	二四
神経系病	四	四五七	一	四六一
循環器病	二	七四	一	七六
眼及其の附屬器病	一	一一	一	一一
耳鼻咽喉病	一	七二	一	七二
呼吸器病	六	三七六	一	三八二
消化器病	一三	三三二	一	三四五
齒牙病	一	四	一	四

病名	内地人	朝鮮人	外国人	計
運動器病	二	九二	一	九四
皮膚及其の附屬器病	一	三五	一	三五
泌尿生殖器病	一	一三〇	一	一三二
外傷	一	二二	一	二四
溺死及幼死	一	一六	一	一八
畸形及衰	一	二七	一	二九
老衰	一	三二〇	一	三二二
妊娠及産	一	二四	一	二六
中毒	一	三六	一	三八
新生物	一	一一	一	一二
寄生蟲病	一	二一	一	二二
脚氣病	一	三三	一	三四
感冒	一	一八〇	一	一八二
傳染性病	一	一一一	一	一二
不明の診断原因	一	三五	一	三六
計	三三	二、五二〇	一	二、五五三

物産

李朝時代の物産 李朝初期の文獻たる「東國輿地勝覽」には慶州地方の物産として、白礬出舍・沙鐵在府・石硫黃出非月・鰻・鯉魚・廣魚・銀口魚・大口魚・紅蛤・青魚・魴魚・黃魚・洪魚・海衣・菴海中有名爲菴、其類如昆布・塔士麻通謂之菴・松茸・海松子・蜂蜜・漆・白花蛇・天門冬・何首烏・吳茱萸・山茱萸・新増倭楮・鱸魚・文魚・松魚を載せ、李朝中期の文獻たる「攷事新書」には、白礬・沙鐵・石硫黃・瑪瑙石・水晶石・砒礪・漆・白花蛇・山茱萸・倭楮・松茸・海松子・蜜・銀口魚・海物を擧げて居るが、李朝末葉に編纂されたる「輿載撮要」には、白礬・沙鉄・石硫黃・瑪瑙・水精石・砒礪・漆・楮・蜜・海物が記載され、「邑誌」に現はれたる物産の品目は、「東國輿地勝覽」と全く一致し、明治初年頃の作と推斷される小田省吾氏藏の「地圖」の物産の品目は、「攷事新書」の記事と符合して居る。(拙著「朝鮮の物産」参照)

次に「邑誌」に記されたる進貢品を示すと次の如くなつて居る。

笠帽・鞍籠・毛鞭・竹方席・梳省・臘猪・貫目青魚・乾廣魚・大全鰻・早霍・海衣・紛菴・藿耳・乾地黃・天門冬・柴胡・防風・山藥・白茯苓・赤茯苓・白芍藥・赤芍藥・明礪・紫草茸・山茱萸・人蔘・麥門冬・金銀花・麻黃・蓮花藥・皂角刺・皂莢・吳茱萸・白伏神・甘菊・五味子・苳萎仁・白茅香・紫石英

更に市場に於ける出場品を見ると、其の地方に於ける物産を知るに甚だ便利であるが、徐有桀の著述に係る「林園十六志」中の倪圭志に據れば、慶州府内場に於ける百餘年前の主要出場品として、米穀・綿布・苧布・麻布・秃尾魚・大口魚・廣魚・魴魚・平魚・加三魚・鯊魚・旅魚・鱒魚・八梢魚・乾鰻・乾蛤・海蔘・海衣・海菜・鹽・紙地・鍮器・鐵物・土器・磁器・棗・栗・乾柿・海松子・生麻・生苧・煙草・石硫黃・莞席・牛犢が擧つて居り、また隆熙三年九月、當時の韓國政府度支部司稅局に於て調査したる資料に據ると、本郡一圓より集散する慶州郡扶助市場の主要取引品は、穀類・布木・綿・木・魚・鹽・織物等で、一箇年取引高は三十二萬二千八百圓に上つて居り、大正十二年現在の「市場取引状態一覽表」に依れば、慶州市場の主要取引品は、穀物・牛・鳥類・魚類・鹽・海藻・果菜・薪炭・織物・金物・紙・磁器等で一箇年取引高は四十萬九千七百八十七圓となつて居る。

現在の物産 現在本郡物産の主なるものに就いて見るに、農産物としては何と言つても米が第一位を占め、大麥・小麥・大豆・陸地棉・大根・白菜・大麻・小豆・綠豆・其の他合計年産額七百五十萬圓に上り、畜産の主なるものは、牛・鶏、また養蠶も盛んに行はれ、昭和五年に於ける産繭額は三千八百五十六石の多きに達し、水産物としては、鯖・鰻・鱒・鱈・鱈・鱈・鰻・鰻・太刀魚・和布・海苔・鮑等あり、工産品としては、繭製品・織物・編組物・紙類・紙製品・窯業製品・金屬製品・木製品・藁製品・酒類・菓子

類・蜂蜜・飴・穀粉・罐詰類・肥料等を擧げることが出来るが、これ等の詳細に關しては、農業・牧畜・水産・工業等の條に於て説明してある。

尙ほ本郡内に於ける動物・植物・鑛物の品名を列記すると、次の通りである。

動物

獸類 牛・馬・豚・猫・犬・狐・獐・猪・栗鼠・兎・蝙蝠・虎・鼠・山羊・山猫・鼬・土龍・驢・騾

鳥類 鳩・黄道眉・鷹・鶯・雁・鴨・鴉・鵲・檀鵲・鶉・鶉・雀・鶴・家鴨・フクロウ・キツ、キ、ホト、ギス、カツコウトリ、鶯、ヒバリ、七面鳥、四十雀、十姉妹、ミ、ズク、鶯鳥、青魚、燕、百舌鳥、トビ、河鳥、モズ

昆蟲類 イナゴ、キリギリス、コホロギ、カマキリ、モンシロ蝶、アゲハノ蝶、エダシヤクトリ、カミキリムシ、コガネムシ、テントウムシ、アリマキ、五倍子蜂、カヒカラムシ、ヨコバヒ、バツタ、ウンカ、蜜蜂、蟻、トンボカゲロウ、松ノ髓虫、松ノ黒蟲、松ノ心喰穿

爬蟲類 テウセンネツミトリ、ヤマカ、シ、マムシ、トノサマカヘル、アマカヘル、ガマ、トカ

ゲ・ナメクジ

植物

禾本科

草木類 オホムギ屬・オホムギ・ムギ屬・ムギ・コムギ屬・コムギ・カモジクサ屬・カモジク

サ・スヰメノサヤヒキ屬・イメムギ・スヰメノカタビラ屬・チ、イチゴツナギ・カゼグサ屬・ニハトリ・ヨシ屬・ヨシ・チカラグサ屬・オイシホカラスムギ屬・カラスムギ・ヤマアハ屬・ヤマアハ・スヰメノテツボウ屬、スヰメノテツボウ・イネ屬・イネ・マコモ屬・マコモ・アハ屬・アハ・エノコロクサ・スホアハビエ屬・イヌアハ・キビ・ヒエ・メヒジハ・トダシバ屬・トダシバ・シバ屬・シバ・メカルカヤ屬・メカルカヤ・モロコシ屬・モロコシ・ヲカルカヤ・ス、キ屬・カヤ・チガヤ屬・チガヤ・ジユズタマ屬・タウムキ・タウモロコシ屬・タウモロコシ

蘇苔類

卷柏科 イハヒバ屬・クロマコケ

木賊科 トクサ屬・スギナトクサ

薇科 ゼンマイ属・ゼンマイ

裏白科 ウラジロ属・ウラジロ

石韋科 ノキシノブ属・ノキシノブ・ワラビ属・ワラビ・シノブヤマブソテツ属・ヤマソテツ

スギコケ科 スギコケ属・カタマリスギコケ

木竹類

郡内一圓に産する森林樹木・竹類の中、幹の長さ約一丈以上に達するもの、地毛を形成せる主なる灌木類及び移入樹種の主要なるものを列記すると左の通りである。

公孫樹科 イテウ

松科 テウセンマツ・アカマツ・テウセンモミ・ネヅミサシ・タウシラベ・ビヤクシン・カラマツ

禾本科 マタケ・ハチク・ゴマタケ・ヤタケ・メタケ

赤楊科 テウセンヤマナラシ・トロヤナギ・ヤマハンノキ・エゾヤナギ・ヒメヤシヤブシ・ヤシヤフシ・コウライシダレヤナギ・コウライヤナギ

胡桃科 クルミ

穀斗科 アベマキ・テウセンダリ・クメギ・コナラ・ナラカシハ・カシハ

梨科 アヅキナシ・カリン・イメナシ

櫻桃科 アンズ・ヤマザクラ・八重櫻

荳科 サイカチ・ニセアカシヤ・ミヤマハギ・ヤマハギ

芸香科 サンセウ・キハタ・カラタチ

棟科 チヤンチン

黄柳科 テウセンイヌツゲ

漆科 ウルシ

衛茅科 マサキ

楓科 カラコキカヘデ・テウセンヤマモミジ・テウセンウチハカヘデ

葡萄科 テウセンヤマブドウ

五加科 タラノキ

山茱萸科 ヤマバウシ・ミツキ

一、地誌

五九

- 踰躅科 テウセンヤマツ、ジ、ホンツ、ジ
- 柿科 柿・マメ柿
- 木犀科 テウセンレンゲウ・テウセントネリコ・ヤチダモ
- 玄蔘科 キリ
- 紫葳科 マサゲ
- 忍冬科 カラタニウツギ・コウライウツギ

鑛物

硅藻土・黄嶺土・石炭・金・花崗岩・安山岩・片磨岩等を主とし、硅藻土は陽北面に生産し、コンクリート配合・塗料・菓子原料として年産額約三萬圓あり、石炭は陽北面・川北面にありて埋藏量相當あるも、質惡の爲め採炭を中止して居る。金は山内面より採掘せられ、花崗岩・片磨岩・安山岩等は建築土工材に、或は温突用に供せられ、多く山腹山麓より採取せられる。

巨樹老樹名木 朝鮮の各地には、部落及び部落民の生活に密接なる關係ある巨樹老樹名木が存在して居るが、歴史に富み名所古蹟の多い慶州地方には特にその分布が多數に及んで居るから、その著名なるものを列挙して見よう。

慶州郡内巨樹老樹名木一覽表 (大正五年中實測)

「朝鮮巨樹老樹名木誌」に據る

所在地	所在者	地上五尺の周圍	樹高	樹齡	種類	故事傳説
山内面日富洞	洞	二三・七	一五・〇	五〇〇年	名木	
山内面外七里	里	二三・七	一五・〇	五〇〇	名木	
山内面日富洞	洞	二三・六	一〇・〇	五一〇	名木	
外東面薪溪洞	里	一八・〇	一五・〇	二五〇	神木	洞祭を行ふ慣例あり
内南面飛只里	里	一八・〇	七・〇	三〇〇	名木	
山内面日富洞	洞	一七・五	七・〇	二〇〇	名木	
見谷面上邱里	里	一七・〇	九・〇	五〇〇	堂山木	
見谷面南河里	里	一六・〇	九・〇	五〇〇	堂山木	
見谷面下邱里	里	一六・〇	八・〇	二〇〇	堂山木	里民祈禱を行ふ慣例あり
外大面毛大里	里	一五・〇	一〇・〇	二〇〇	神木	洞祭を行ふ慣例あり
西面乾川里	伊藤知幸	一七・〇	一〇・〇	三〇〇	名木	

えのき・むくえのき (トイナ)

生活状態調査

外東面九於里	里	一六〇	一八〇	一八五	堂山木	毎年堂祭を行ふ慣例あり
西面金尺里	里	一六〇	一二〇	一二〇	名木	
内南面檢溪里	里	一六〇	一二〇	一〇〇	堂山木	
陽南面下西里	里	一六〇	五〇	二八〇	堂山木	
北面葛谷里	里	一五〇	一五〇	三〇〇	堂山木	
内南面望星里	里	一五〇	五〇	二五〇	堂山木	
外東面文山里	里	一四〇	六〇	三〇〇	名木	洞祭を行ふ慣例あり
外東面毛大里	里	九〇	一五〇	一二〇	神木	洞祭又は祈禱を行ふ慣例あり
内東面鰥洞	里	八〇	二〇〇	三〇〇	堂山木	洞祭又は祈禱を行ふ慣例あり
府内面東里	國	一九〇	九・八	三〇〇	名木	
府内面東部里	里	一七〇	九〇	三〇〇	名木	
外東面掛陵里	里	一三〇	四・四	一二〇	神木	洞祭木と稱す
府内面西部里	里	二二〇	七〇	二七〇	堂山木	

江東面多山里	里	一七〇	一二〇	五〇〇	名木	
府内面城東里	里	一七〇	一〇〇	三〇〇	堂山木	
西面阿火里	里	一六〇	一三五	三〇〇	堂山木	
府内面西校里	崇仁殿	一六〇	一〇〇	二五〇	名木	
府内面東部里	國	一六〇	七〇	二三〇	名木	
府内面路西里	里	一六〇	六〇	三〇〇	堂山木	
府内面東部里	國	一五八	八〇	二三〇	名木	
府内面北部里	國	一五〇	九〇	二三〇	名木	

やなぎ類 (用字と平)

外東里淵安里	里	二六〇	六・六	三〇〇	名木	
内東面東方里	里	一六〇	二〇〇	四〇〇	神木	洞祭又は祈禱を行ふ慣例あり
外東面淵安里	里	一五〇	一〇〇	二〇〇	神木	
内東面朝陽里	金基煥	八〇	九〇	三〇〇	神木	洞祭又は祈禱を行ふ慣例あり

はるにれ・のにれ (ニギト平、楡)

川北面東川里	里	二四〇	五〇	五五〇	神木	
--------	---	-----	----	-----	----	--

備考 一、神木は一名府君木又は將軍木と稱し、樹體に神靈宿ると稱し、又は樹木其のものを神體とし、祭壇を設け、之に一家

又は里洞の幸福を祈るもの、又は祭祀を怠るときは一家又は里洞は神怒に觸れ災害を蒙るの故を以て毎年祭祀を行ふものあり、此の種のもは部落附近に存在するもの多し。

二、堂山木は一名城隍木・堂社木と稱し、山祭堂（山神堂・山王堂）城隍堂・神堂等の堂宇背後に存在するものにして、堂宇の神靈は普通出産・病氣快癒・幸福等を祈り効驗ありと稱せられ、此の種の堂宇は山麓・山頂・峠・部落の入口等に存するもの多し。

三、名木は聖賢・王族・偉人等の手植になるもの多く、稀に王室より此の種の樹木に堂上職牒（位階）を下賜せられたるものあり、又歴史的傳説・故事又は神祕的傳説を有するものも尠からず。

交通

道路

往時の道路 往時の道路としては先づ現女子普通學校前より西に進みて西川を渡り、忠孝里の溪谷即ち仙桃山麓の北を廻りて臥山洞より光明里に出で毛良、乾川に出づるものがあり、清道に立入るものは此處より左して山内面義谷を過ぐ。慶山・大邱に出づるもの、並びに永川・新寧に至るものは、阿火より東南の溪谷に入り、一は龍城より慈仁・慶山・大邱と進み、一は林浦を経て、永川・新寧に向つて居た。南方への道路は、邑城の西外側の道路により南川を渡り、五陵の森の西側を西川の右岸に沿うて進み、咽薄嶺

を越えて彦陽並びに梁山に至り洛東江の黄山津に至る。北方は見谷面金丈より兄山江の左岸に沿うて安康に出で、杞溪を経て清河に進むものと、一は川北面龍江里より花山里に出で、舍羅峴を越えて延日に至る線とがあり、東には芬皇寺前を通りて、明活山を迂回し楸嶺を越え、魚日を経て海岸に至る道路あり、東南には南川に沿うて上り外東面九於洞より石溪里に出で關門城の城門をくゞつて蔚山に至るものがある。尙ほ海岸線としては内東面薪溪里より東大嶺を越えて陽北面魚日に出づるものと、入室より大峴を越えて陽南面下西に出づる線で、これは現在の線と同じである。而して新羅時代の所謂日本道は、入室より下西へ至る線を言つたやうである。

驛院 驛院制度は李太王三十二年まで兎も角も存續して居た。邑誌にある驛院の位置は次の如くなつて居る。

- 邑より東にあるは、朝陽（内東面朝陽）二五里、惠利院驛三二里、仇於驛（外東面）四八里
- 西にあるは、牟梁二三里、阿火驛四五里、義谷驛五七里
- 南には、好谷・芦谷驛（内南面芦谷里）二六里
- 北には、沙里六里、鏡驛四〇里

この外、李朝中期以後に廢されたる驛院は次の如くなつて居る。

東の方 甫伊院二里、東院七里、龍頭院十三里、長嶺院二五里、毛火四三
要光三七里、利見、典洞村五七里

西の方 楓井七里、金藏(金尺)二五里、彌勤三〇里、果雙三五里、高院四〇里、甘助村四〇里
南の方 南驛五里、太櫓院六里、大悲一五里(豆々)、天龍二五里

北の方 館七里、花山十五里、廣濟十六里、所也(安康の東)十五里、閑甫三八里、礪(安康西)二〇里
多叱(安康北)一一里

これ等の驛院には、良好の驛屯土が附せられ、驛馬が飼はれ、驛子(驛夫)これに附隨して居たが、後世
其の良好の田地は、何時の間にか不良田地と換へられ、良馬は出張の大官の爲めに其のま、徴發し去ら
れ、驛子また離散して遂ひに緊急の用に堪えざるに至つたのである。

現在の道路 本郡内道路としては、二等道路三線、延長十七里十二町、三等道路五線、延長二十二里、
主要等外道路十二線、延長二十六里三十町である。二等道路としては慶州彦陽線・慶州釜山線・慶州大邱
線があり、三等道路は慶州梁山線・慶州甘浦線・永川浦項線の三線にして、右道路中、永川・浦項間三等
道路を除きて他の五線は、皆慶州を中心として四方に放射し、慶州甘浦線一部未改修線を除き、他は凡て
各線共二回乃至七回の自動車定期運轉して居る。殊に慶州梁山線は慶尙勿禁驛との連絡あり、慶州釜山

線は慶州・蔚山・東萊等を経て釜山と連絡し、交通頗る至便である。慶州甘浦線三等道路は未改修部分が
あつたが、昭和四年度に至り道地方費より一、五〇〇圓の補助を受け、六年度にはこれが完成を計畫、工
事進行中のところ、現在に於ては既に完成し、一日三回の自動車の定期運轉がある。主要等外道路は郡内
主要地方を貫通し、二三等道路と連絡して郡内交通を助けて居る。

鐵道

東海中部線中、大邱鶴山線は、本郡の西面・慶州邑・見谷面・江西面・江東面を貫通して浦項に至り、
蔚山線は慶州邑・内東面・外東面の三邑面を貫通して蔚山に至る。郡内籽數七十一籽、驛十二箇所を有し
貨客の輸送至便である。

郡内交通狀況一覽(自動車運轉區)

運轉區間	起點	郡内經過地	終點	運轉回數	管内里程
大邱慶州間	大邱	西面・慶州	盈德	一二	五里
慶州盈德間	盈德	慶州・川北・江東面	大邱	六	六
慶州佛國寺間	慶州	内東面	佛國寺	二	四
慶州蔚山間	蔚山	内東面・外東面	慶州	二	六
慶州勿禁間	勿禁	内南面	同	二	三

生活状態調査

浦項永川間	浦項	江東・江西面	永川	四	五	六八
慶州甘浦間	慶州	陽北面	甘浦	六	九	
安康杞溪間	安康	江西面	杞溪	二	二・五	

水運

河川 主なるものは兄山江を本流とし、北川・南川・大川等の支流があるが、原始的にして何等の施設なく、奔流自然の儘に放任せられて居た爲めに、押流する土砂堆積し、水浅く舟楫の便は全然ない。

名稱	延長	發源	終點	川幅	水深平均	氾濫區域	備考
兄山江	四八	蔚山郡及慶州各方	浦項經過日本海へ	中流一三〇米 終點二七〇米	一尺五寸	安康地方及郡界	安康は護岸工事繼續施行中 郡界より迎日郡は改修工事實施中
大鍾川	一五	陽北面吐	日本海	中流九〇米 終點一八〇米	七寸	魚日地方	
下西川	一二	陽南面西	同	中流七五米 終點一三〇米	同		
牛朴川	一三	内東面吐	蔚山經由日本海	中流七五米 終點一六〇米	六寸		
榆湖川	一四	山内面	清道川	中流七〇米 終點	五寸		

海運 甘浦は本郡唯一の漁港にして、灣入深く漁船及び汽船の定繫に便利である。附近は有名なる鯖・鱈等の漁場にして出漁するもの多く、内地人二百餘戸、八百七十餘人、朝鮮人五百餘戸、二千百餘人ありて、漁期中は頗る殷盛を極め、朝鮮郵船汽船の兩社を初め定期船就航し、現在に於ては毎日寄港して居る。南は方魚津・長生浦・釜山、北は浦項・元山等に至る要衝にして貨客の輸送便がある。

昭和二年に築造せる防波堤は、不幸昭和五年七月十八日の大暴風波の爲め大破せるも、昭和六年より向ふ三箇年間の繼續事業として約五十萬圓の巨額を投じ、延長百五十間の理想防波堤を完成する豫定にして、これが完成の曉は同港は一段と繁榮に赴くこと、思はれる。

通信

李太王三十二年(明治二十八年)各驛の撥站を廢して郵便司を設け、農商工部に屬せしめたのであるが、慶州郵便司は明治三十五年に置かれ、同三十八年六月、日韓取極書に依り、これが釜山郵便局慶州出張所となり、吏員を特置し、同四十年一月慶州郵便局と改稱されたのである。

昭和六年末に於ける郵便局は慶州、郵便所は甘浦・安康・乾川・阿火の四箇所あり、その郵便切手類及び印紙賣捌所數九、郵便函數一三、私書函數五、電話交換取扱局所數三の各通信機關あり、昭和六年中に於ける取扱實績は左の通りである。

一、(イ) 通常郵便物數	引	受	一、一七五、四〇一
	配	達	一、九九四、六四六

二、古蹟傳説

生活狀態調查

(ロ) 小包郵便物數	四、八九七
二、(イ) 郵便爲替	一四、五四〇
(ロ) 郵便貯金	一八、九〇四
(ハ) 郵便振替貯金	一四、六〇六
三、(イ) 電信	六〇、六九九
(ロ) 電話	八、八六四
(ロ) 電話加入者數	一七一、八三六

引配	受達	替渡	入戻	込込	拂渡	發信	中繼	着信	呼出	通話			
一四、八九七	一四、五四〇	一八、九〇四	一四、六〇六	六〇、六九九	八、八六四	一七一、八三六	三、六二六	一七、三九六	三、一三四	二〇、六七〇	四、一四	一、〇七六、五四〇	一五一

三九九、八八七	三八一、三六二	七五六、七一〇	七四五、六四四	一、二九六、九二二	二九三、九七五
---------	---------	---------	---------	-----------	---------

二、古蹟傳説

古蹟

慶州博物館 慶州は新羅一千年間の都址であり、現邑内を中心として方數里に亙り、往昔新羅全盛時代に於ける半島文化の燦然たる有様を偲ぶに足るべき古蹟が多く點在して居る。しかしながらこれ等の遺跡物は概ね千年以上の時日を経て漸次破損散逸の憂ひがあるので、大正二年五月古蹟保存會を創立し、現地保存若くは陳列館に古器その他參考品の蒐集保存を爲し、大正十五年六月に至り朝鮮總督府博物館慶州分館を設置し、經費は總督府の支辨とし、囑託二名、雇員二名、傭人四名を置き、保存の萬全を期して居る。今慶州分館の規模設備、出品物の部門別點數、參觀人員を示すと次の如くなつて居る。

朝鮮總督府博物館慶州分館概況

一、規模設備

敷地總坪數一、五〇九坪二合九勺

建造物、溫古閣(本館) 瓦葺木造平家一棟 (石器時代より李朝時代までの遺物を陳列す)

二、古蹟傳説

金冠庫 不燃質建造物平家一棟 (大正十年金冠塚より発見したる遺物を陳列す)

集古觀 瓦葺木造平家建一棟 (石造物を陳列す)

事務室及貴賓室 瓦葺木造平家建一棟

其の他倉庫、看守室、切符發賣所等がある

一、出品物の部門別點數

- 石器時代 一一六點
- 金石併用時代 九九點
- 三國時代 一八六點
- 新羅統一時代 三五四點
- 高麗時代 六七點
- 李朝時代 一九點

(他に在庫品多數を有するも陳列場所狹隘の爲め陳列せず)

一、最近三箇年月別參觀人員

年別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
昭和五年	四六	八三	一一九	一六四	三七五	一、四三	六五	一、五七	一、五八	三六四	一、四九	三七	一八、七五〇
昭和六年	六〇〇	六六	二、五二二	二、八二二	四、九三三	二、五九九	一、二二二	一、七六三	一、六六六	四、〇九九	一、七二二	七〇七	二五、四四〇
昭和七年	八五	八四	一、七三三	二、四二二	四、三九九	一、七六六	一、二七五	一、三三七	一、九六四	三、六四三	一、四四〇	七六	三、三、三、七

鶏林 慶州の南十五町慶州邑校里に在り、上代より神聖林として尊崇せられて居る。もと始林と稱して居たが、新羅第四世脱解王九年に王は或夜この始林の樹の間に鶏の鳴く聲を聞き、大輔公瓠公を遣はしてこれを祝させると、金色の小櫃が樹枝に掛かり、白鶏が其の下に鳴いて居た。王は櫃を取つて開いて見ると、小男兒が其の中に居たので、大に喜んでこれを收養し、闕智と名づけ、金櫃より出でた所より姓を金とし、始林を改めて鶏林となし、仍て遂ひにこれを國號とした。現に鶏林の境域約一町歩には、槐・槻・榎等の古木鬱蒼として繁茂し、中に碑閣があつて、鶏林の由来を誌した碑を藏して居る。

雁鴨池 新羅三十世文武王の時半島統一の大業漸く成り、國內が平靜に歸するに及び、宮室を修め、内外諸門の額號を定め、また池を宮内に穿ち、山を造り、花草を植ゑ、宮闕の制度が宏壯のものとなつた。鴈鴨池は半月城の東方數町の所に在り、即ち文武王の築きたるもので、其の周圍には幾多の殿堂樓閣を設け、廻廊を造つてゐたやうである。池は洞庭湖を象り所々に石を積みて山となし、巫山十二峰に象り、池

中には小島點々として、往時に於ける林泉の美を想はしめて居る。

鴈鴨池、在天柱寺北、文武王於宮内爲池、積石爲山、象巫山十二峯、種花卉養珍禽、其西有臨海殿、不知創創於何時、而哀莊王五年甲申、重修基礎、砌猶在田畝間。(東京雜記)

鮑石亭 慶州より約一里半、内南面坪里にある。昔時の別宮の在りたる處で、創始年代は詳らかでないが、憲康王が此處に於て南山の神の舞を奏するを見られたことがあり、また景哀王が妃嬪と共に此處に遊びて置酒娛樂し、後百濟の甄萱の難に罹りし處で、狭き石溝を繞らすこと鮑魚の如くなるより鮑石亭の名を得たものである。今も尙ほ疎林の中に曲水の址跡が遺つて居り、深さ約八寸、延長約五十尺である。曲水の遊びは當時支那に於ても日本に於ても盛んに行はれたが、現に址跡を有するものはこの鮑石亭あるのみで、貴重資料となつて居る。

鮑石亭、在府南七里金鰲山西麓、鍊石作鮑魚形、故名焉、流觴曲水、遺跡宛然○高麗太祖十年、後百濟甄萱、攻燒近品城、進襲新羅高禱府、逼至郊畿、新羅景哀王、遣連式告急、王謂侍中公萱、大相孫幸、正朝聯珠等曰、新羅與我同好已久、今有急不可不救、遺公萱等、以兵一萬赴之、未至、萱猝入新羅都城、時景哀王與妃嬪宗戚、出游鮑石亭、置酒娛樂、忽聞兵至、倉卒不知所爲、王與夫人走匿城南離宮、從臣伶官宮女皆被陷沒、萱縱兵大掠、入處王宮、令左右索王置宮中、逼令自盡、強辱王妃、縱其下亂其嬪妾、

立王表弟金傅爲王、虜王弟孝廉、宰臣英景等、盡取子女百工兵仗珍寶以歸。(東國輿地勝覽)

月城址 慶州の東南約二十町の處に在る。新羅は初め金城に都したが、婆婆王の時月城に築き、その後或時は金城に移り、また或時は此の月城に居つた。月城は満月城が築かれたる後は特にこれを半月城と稱することになつた。自然の丘陵を利用し、周圍に高く土城を築き、其の平面半月狀を成せるより此の名を得たのである。この土築の城壁は高さ約二三十尺、高低參差明かに其の形迹を遺して居る。もと城内には王宮を始め諸官衙が建ち並んで居たのであらうが、現在は悉く耕地となり、地積約二十町歩ある。この地は婆婆王築造以前、脱解王の居城として居た處で、今脱解王廟の崇信殿があり、昔氏これが參奉を勤めて居る。尙ほ「東京雜記」に誌すところを見ると次の如くなつて居る。

月城在府東南五里婆婆王十二年辛丑築形如半月故名或稱在城土築周一千二十三步與地勝覽周三千二十三尺秋王移居于此初脱解王少時登吐含山望城中可居之地見楊山一峯如日月勢乃下尋之即瓠公宅也潛理礪炭于其側謂瓠公曰此是吾祖家屋瓠公爭辨遂訟于官官曰何以驗汝家脱解曰我本冶匠乍出隣鄉爲人所奪請掘地以驗果得礪炭遂與脱解居之此即月城之址儒禮七年庚戌大水月城頽毀八年辛亥補築炤智王九年丁卯葺之十年戊辰移居于此。

瞻星臺 慶州の南十三町鷄林の北方、蔚山街道の右側に突出して居る。善徳女王十六年（距今一千二百

八十四年前)に築造したるものにして、東洋に於ける現存最古の天文臺の遺跡である。その高さ二丈九尺一寸、底部經一丈七尺一寸、上部八尺五寸あり、悉く石を以て築造して居る。もとは此の上に觀測機があつたのであらう。

瞻星臺、在府東南三里○善徳女王時、鍊石築臺、上方下圓、高十九尺、通其中、人由中而上下、以候天文。(東國輿地勝覽)

孝子里碑 皇南里にあり、高さ六尺五寸、幅一尺五寸、厚一尺餘、表面に「孝子里」の題あり、裏面にある蔡請の撰文は左の如く、中には湮滅の字あり、拓本のみにては判讀し難きものがある。

里有舉子孫其姓時楊其名□□□其父允伯端坐而終葬于州南冷泉寺之北山盧于蔡隱守之三年服門而去及其母死歸葬金山中谷守墳又如是以盡人子事親之道焉州家具是狀以聞其留守留守以聞 上上嘉其孝行旌表門閭使□□□爲後勳云

時大定二十二年壬寅十二月 日

東京留守掌書記□□□蔡

請 誌

奉徳寺鐘 新羅統一時代には佛教の隆盛、伽藍の興建に伴ひ、梵鐘の鑄造が盛んに行はれたが、當時の遺物は割合に少く、今朝鮮に存するもの僅かに二口、日本内地に存するもの亦二口(一は福井縣常宮神社鐘、二は大分縣宇佐八幡宮鐘)のみである。奉徳寺鐘は即ち平昌上院寺鐘と共に此の時代の遺物である。銘文に據れば、景德王が、其の父

聖徳王の爲めに銅十二萬斤を捨て、鑄造せんことを企てたが、果さずして蕪せられたので、其の子惠恭王が遺命を奉じて鑄造せられたのである。この鐘は新羅が唐の藝術を輸入してその精巧の極致に達したる時の製作に係り、鐘銘はその中腹にありて前後に分れ、前は序、後は銘にして、各の左右には相對せる供奉天人を陽出して居る口徑七尺五寸を有する大鍾で、鐘口は八稜形をなし、口帶・肩帶及び乳廓の周縁には富麗を極めたる寶相花文を配し、乳廓内には九個の蓮花文を容れ、乳廓の下には各雄麗なる飛天像があり、別に豊美なる撞座と豪勁なる龍頭を以て古今無比の名鐘をなし、世にこれを神鐘と稱へて居る。「東國輿地勝覽」に據ると、奉徳寺が北川の氾濫に遭ひ、天順四年にこれを靈妙寺に懸け、靈妙寺の廢毀後は慶州南門外鳳凰臺下の路傍に鐘閣を設けて移置してあつた。それを大正四年八月、城内舊郡衙の傍に移し、慶州古蹟保存會をして保管せしめ、現在は朝鮮總督府博物館慶州分館に保存せられて居る。

奉徳寺鐘、新羅惠鍾王鑄鐘、銅重十二萬斤、撞之聲聞百餘里、後寺淪北川、天順四年庚辰移懸于靈妙寺、府尹芮椿年移置南門外、構屋以懸、凡徵軍及城門開門時擊之。(東京雜記)

佛國寺 慶州の東四里、吐含山の南麓に位置し、内東面進峴里に屬して居る。緣起に依れば、佛國寺は法興王の創立で、文武王の時修築をなし、景德王の十年國相金大城が、更に大規模の伽藍を構造したのである。伽藍は高臺地の上に立ち、石材を以てその前面を築き、東に紫霞門、西に安養門あり、紫霞門前に

は青雲橋・白雲橋と稱する奇巧を極めた石階段を設け、安養門前にも規模稍小なる七寶橋・蓮花橋と稱する奇巧を極めた石階段を設けて居る。もと紫霞門の左右には歩廊が東西に連り、兩端に經樓・鐘樓を起して居たが、現在は西方の鐘樓（今名涵影樓）のみが残存し、この樓を支へる爲めに床下に奇異なる柱を立て、ある。紫霞門を入ると正面には乾隆年間に再建された大雄殿がある。大雄殿は即ち古の金堂で、其前東に多寶塔、西に釋迦塔が左右に相對立して居る。また金堂の前に近く石燈が立ち、後に無說堂・毘盧殿・如來殿及び觀音殿の遺址を存して居る。更にこの金堂と兩石塔を内に圍みて東西の歩廊が經樓・鍾樓の後より起つて北に走り、折れて講堂の左右まで達して居たのであるが、今は唯形迹のみとなつて居り、安養門の内には後世の建築に係る極樂殿があり、毘盧舍那佛・阿彌陀佛一體の新羅金銅佛を安置し、極樂殿の前面左右に僧房が對立して居る。此の伽藍は大體に於て唐制より來れるものであるが、唯前面の奇巧を極めた石塔・石階段は、支那にも我國にもこれに比すべきものがなく、恐らくは新羅建築家の創意に成るものであらうと、關野博士はいつて居る。

佛國寺、在吐舍山中、有石橋二、曰青雲、曰白雲、制作極巧、新羅人金大城所創、初牟梁里貧女有子、曰大城、早死、其死之夜、國宰金文亮家、有神、唱于空云、牟梁里大城、今托汝家、文亮妻果有身、及生男、右手握七日、有金簡在其手、鑄大城二字、因以名之、既壯迎置貧女子家、養之與母同、又創此寺、

請僧表訓常住、以祝二母壽。（東國輿地勝覽）

芬皇寺塔 慶州の東約半里、内東面九黃里に在り、新羅第二十七世善德女王三年（唐貞觀八年、舒明六年、西曆六三四年）の創建に係り、瞻星臺と共に半島最古のものに屬する。「東京雜記」には「芬皇寺九層塔、新羅三寶之一也、壬辰之亂、賊毀其半、後有愚僧、欲改築之、又毀其半」とあるが、關野博士は、其の形態を見るに決して九層塔の權衡にあらず、當初より三層乃至五層のものであつたらしいといつて居る。塔は方形の壇上に立ち、初層の塔身は方二十一尺五寸にして、二層三層と上につれ、その大いさと高さとを著しく減じて居る。各層の軒は塼様の小石材を遞次に積出して持送りとなし、屋根も亦同じ石材を段狀に重ねて居る。初層の四面に入口があり、その左右の立石には仁王像を刻み、また塔の壇上四隅には雄渾なる石獅子を置いて居る。此の塔は塼様の小石材を以て、支那の塼築の塔を模したのであるが、支那に於ては全く發見することを得ないから、全く新羅人の考案に成つたものであらう。

皇龍寺址 慶州の東約二十町、内東面九黃里に在り、新羅第二十四世眞興王の四十年に創建せしものにして、半島空前絶後の大規模の伽藍で、その完成までには前後二十九年、尙ほ造塔の完成までを算すると、實に九十年の長年月に亙つた建築物である。本尊の丈六銅像は銅の重さ三萬五千七斤、鍍金重量一萬百九十八分、脇侍の二菩薩は、その用鐵一萬二千斤、黃金一萬百三十六分を費したといはれて居る。また奉徳

寺鍾の四倍の重さの梵鐘があり、その九層塔は九羅三寶の一といはれて居た處が、高麗高宗の時、蒙古兵の爲めに焼かれ、今は巨大なる礎石が田圃中に存して、僅に往時の壯觀を偲ばせて居る。

皇龍寺、在月城東、今廢、只有丈六像○新羅眞平王、命所司築新宮於月城東、黃龍現其地、王疑之、改爲佛寺、號曰黃龍、有率居者、於寺壁畫老松、根幹鱗皴、枝葉盤屈、鳥雀往往望之飛入、及到躡踏而落、歲久色暗、寺僧以丹青補之、鳥雀不復至、高麗顯宗、撤朝游宮、以其材修寺塔、學士胡宗朝、乘使和過寺兩花門、見進士崔鴻賓留題云、古樹鳴朔吹、微波漾殘暉、徘徊想前事、不覺淚霑衣、胡瞿然驚曰、眞不世才也、及復命、上問東都遺事、遂奏此詩(東國輿地勝覽)

栢栗寺 慶州の北東約二十三町、小金剛山の中腹に在る。創設年代を詳にしないが、新羅第三十一世神文王の時重建せられたものと云ふ。この寺にはもと高さ七尺餘の銅造藥師如來の立像一軀があり、面相溫和、衣紋の線條等頗る勁健な作で、新羅時代より、靈顯あらたかなる如來として國人の尊崇を受けて居たが、現在は慶州博物館分館に安置されて居る。

栢栗寺、在金剛山、有梅檀像○全思敬、西樓記、鷄林樓觀之中、栢栗寺樓居其最、先儒鄭知常輩、作詩題詠、極道其美、創始歲月、則不可考也、殘廢已甚、不與景致相稱、鈴平君尹相國承順、尹府之二年、倭寇既退、戎兵久閑、與寺住持見海、府倅沈于慶、謀欲重新、命通禮門祇候金精美、安逸金君子、領戊

卒而督其役、其向背增損之宜、皆自公意、而登臨觀覽之富倍於昔日矣、惟茲寺也、降香祝釐之所、士大夫之所常往來、況新羅古都、壯觀遐眺、摠在此樓乎、非好古君子、孰能革殘廢爲華構、與四方游覽者共之哉、如曰修營佛宇、邀福於釋氏者、非尹公之志也(東國輿地勝覽)

瓢 岩 栢栗寺の山に連續して南數町に在り、斷岩絶壁を成し、月城李氏の祖李謁平の天降地と稱して居る。岩の上層に祭壇を設け、下部に最近李氏一族により建築したる建築物がある。

祇林寺 陽北面虎岩里に在り、新羅善德王十二年癸卯の建立にして、朝鮮三十一本山の一である。地域廣大にして樹林鬱蒼として茂り、樹間に溪流飛瀑あり、幽寂の氣に富む。佛宇は大寂光殿・應真殿・冥府殿・鎮南樓・華井堂等巨大なる建築物十數棟を有し、寺院内には五味の井水、五色の芍藥及び指北花等がある。

石窟菴 佛國寺より約二十六町、吐含山の頂上にあり、朝鮮唯一の石窟である、これ即ち新羅第三十五世景德王朝佛國寺を經營した金大城の築造に係るもので、支那の石窟を模したものであるが、朝鮮には、支那に於ける雲岡(山西省大同)、龍門(河南省洛陽)に見るが如き、石窟を作るに適當なる岩山がないから、彼が自然の巖壁を開鑿し、その内部に佛像を彫刻したるに反し、これは花崗石材を用ゐて石窟を構造し、その上に土を覆ひて恰も自然の石窟の如くしたのである。この石窟は平面圓形にして徑二丈二尺六寸、その前

面に入り口があり、その外に更に長方形の前室が設けられて居る。この前室は初め或種の屋蓋を有して居た如くであるが今は上部を失つて居る。この前室より石窟への入口の左右の壁には仁王像を高肉彫にあらはし、更に東西壁各三石、及びこれに接して南面に折れ廻りたる左右各一石には、八部神將の立像をそれら半肉彫に刻み出し、更に入口の左右側壁には四天王像を各二軀づ、分ち刻して居る。石窟の内部は周圍の腰羽目に格狭間をあらはし、その上に高さ約八尺、廣さ約四尺の大石十三を並べ立て、壁となし、各その面に圖像を薄肉彫に作つて居る。即ち石窟の後面中央には、十一面觀音の立像、その左右には十羅漢の立像を作り、更に其の左右には天部像の如き四軀をあらはして居る。これ等圖像石の上には、長押石を載せ、更にその上に後面中央に圓光形を刻み、その左右に各五個の小石龕を作り、内に文珠・維摩・地藏その他諸菩薩の坐像を容れて居る。これより上は石材を累積して巧みに穹窿天井を構成し、中心石に雄麗なる蓮花形を刻み出して居り、石蓮座の上に釋迦如來の坐像が安置されて居る。

石氷庫 半月城内に在り「三國史記」に據れば、新羅第二十二世智證王が、その六年冬十一月始めて所司に命じて氷を藏せしめて居る。現在の氷庫は今より約百八十八年前移基せしものにして、花崗石を以て穹窿形に築造したものである。

財買井址 興輪寺址と月城址との中間、蚊川の北に在り、彦陽街道の東方に位して居る。新羅の名將金庾

信の邸宅の址と稱せられて居る。當時の建物はなく、唯土塀の内側東南の隅に井桁を切石を組んだ、廣さ一坪許りの井戸が、餘り深くはないが、藍色の水を湛へて居る。側に碑閣があり、明治五年の建立に係るものであつて、府尹李萬運撰の碑を容れて居る。また碑閣の附近に藁葺の番小屋を建て、庾信の後裔と稱する金氏が番人をして居る。

古墳

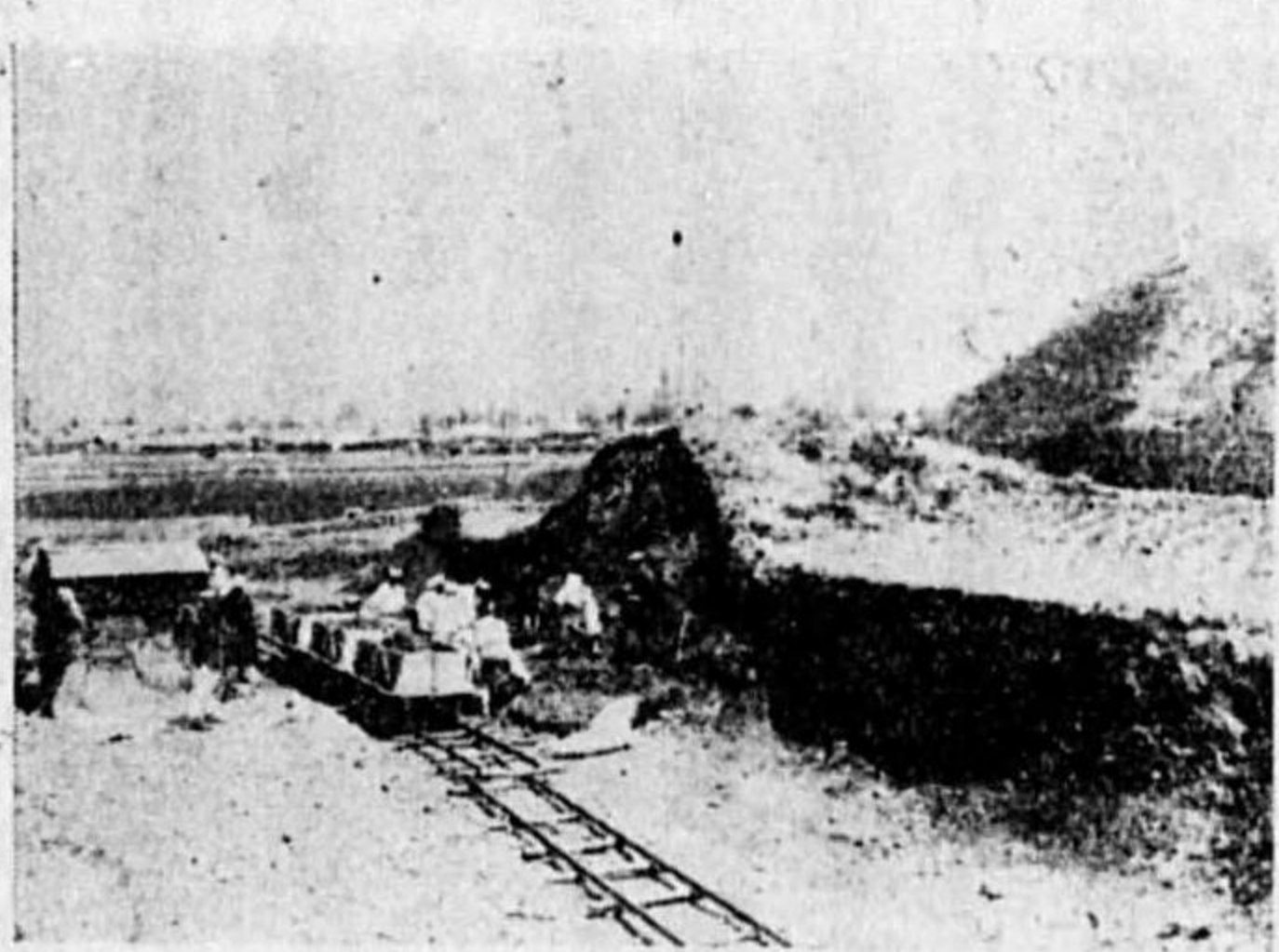
慶州の古墳は平地に築かれたるものと、山腹山頂などに據れるものとがあり、平地のものとしては慶州邑内の三十餘基の一群、西面金尺里の二十餘基の一群の如きがそれにして、山腹山頂のものとしては西岳の南麓と東麓、小金剛山南嶺の頂上、並にその東谿の丘上、明活山の南麓、南山の西麓の如きものがあるが、概して言へば平地のものが建築年代古くして、山腹山頂にあるものはその後のもの、如くである。これ等の古墳は、その構造から見て積石塚と石槨塚との二に分つことを得る。積石塚は新羅古墳中最古の形式を有するものにして、多く平地に築かれて居る。先づ地盤を或る深さに長方形に堀り、手頃の野石や砂利を敷きつめ、その上に木製の槨を置き、その槨の内に漆を塗布せる木棺を置き、木棺内に盛葬せる被葬者を横臥せしめ、槨と棺との間、特に頭部の方には多くの副葬品を並べ、木槨の周圍及び上には野石を空

積みにし、雨水の浸透を防ぐ爲めに、その上を厚く粘土を以て覆ひ、然る後土と砂利とを交互に、稍々急勾配に覆ひかぶせて墳壟を築き、更にその上に芝を張りたるものである。この種の古墳は一般に規模宏大にして發掘も困難なる爲め、從來あまり盜掘されず、比較的よく保存せられて居る。慶州の南門外にはこれに屬する古墳群があり、鳳凰臺はその最大なるものに屬し、臺底の直徑約二百五十尺、高さ約七十餘尺である。然るにこの臺の西隣にある徑約百四十尺、高さ約四十尺の古墳より豊富なる埋藏品を發掘した。

石槨式古墳は積石塚の次に現はれ来たもので、石槨が封土内にあり、縦壙式と横壙式の兩様あり、縦壙式が先づ起り、横壙式がこれに次いで起つたのであるが、或期間に於ては積石塚と、縦壙式と横壙式とが同時に行はれたこともあつたやうである。縦壙式の石槨は先づ地下に長方形の壙を穿ち、その底に野石を並べ、砂利を敷いて床とし、更に野石を以て四方の壁を稍々内方に傾けて築き上げ、木棺を入れ副葬品を置き、大なる石を其の上に並べて天井を作り、野石・粘土を以てその上を覆ひ、更に封土を築き、内部の天井・壁には漆喰を塗つて居る。横壙式のものも縦壙式よりも規模大にして、普通地平面以上には、野石を以て長方形の玄室を築き天井を作り、その前面の中央または一方に偏したるところに羨道を造り、その上に封土を築き、内部には漆喰を塗つて居り、玄室内には一段高く一個若くは二個の床を作り、その上に木棺を安置し、その奥に多數の副葬品を重ね置いて居る。大正四年七月には關野博士・谷井學士に依

つて普門里の夫婦塚が發掘されたのであるが、これは外形が瓢形をなして居り、封土中より夫妻の墓と思しきもの二處が發見された。この夫婦塚の一方は積石塚にして、他は初期の横壙式をなし、殆んど同一時代に積石塚、横壙式墳墓が存在し證據となるものと言はれて居る。而してこの兩塚からは純金耳飾・銀釧・指輪・勾玉・切子玉・小玉劍・斧・刀子・鈴・杏葉・諸種の陶器等が發見されたのである。また慶州に於ては、往々石槨ありて棺なきものがあるが、この場合には玄室内部に一段高く石床を作り、その上に砂利を敷き直ち

全く無關係である。積石塚は主として古新羅特有の形式にして最も古く、縦壙式・横壙式がこれに次いで現はれたが、構造は疎で高勾麗のものとは性質を異にし、我が内地のものと同類した點が多いことを、關



慶州邑南里乙墳

に屍體を其の上に置いたやうで、頭部には往々石枕があり、また兩足を受くる爲めの臺石が置かれて居る。大體から見ると、當時の古墳は平面圓形の外形を有し、瓢形のものもあるも、これは兩墳の合せしもので、新羅の外、伽倻にも高勾麗にも百濟にも見ず、我が内地の前方後圓墳に酷似して居るが、兩者

野博士は指摘して居る。而して副葬品は墳墓の年代と死者の身分により一様でないが、普通に左の如きものが見られるのである。(關野貞氏著朝鮮美術史參照)

- 一、金屬製服飾品 寶冠・耳飾・釧・指環・帶飾金具・佩飾金具・履・金銅板鳳形等
- 二、珠玉玻璃類 勿玉・管玉・丸玉・小玉・切子玉・玻璃製杯等
- 三、武器類 刀・劍・斧・鎗・刀子等
- 四、馬具類 鞍・轡・鎧・杏葉・雲珠・鐸・鈴等
- 五、銅鐵器 銅鏡・鏃斗・鏡・鐵釜等
- 六、陶器 坏・高坏・埴・脚附埴・埴・缶・瓶・甕・甌・埴等

古新羅時代の墳墓は、大邱・梁山・善山等の地方にも相當注意すべきものがあるが、何といつても長く都城の地であつた慶州附近にあるものが最も多い。慶州の南門外に碁布せる墳墓は主として比較的初期のものに屬し、また邑の附近に在る南山・西岳・金剛山・明活山の頂上から麓にかけては、多少後の時代のものが無數に散在して居るのを見受ける。そのうち最も人口に膾炙せるものとしては、金冠塚・金鈴塚・皇南里劍塚の如きものであらう。降つて新羅統一時代に入ると、唐代文化の影響を受け、その制度唐に準ひて壯麗となり、また地相の如何を問ふに至り、後代高麗朝墓制の基をなして居る。太宗武烈王陵・掛

陵・金角干墓・神文王陵・聖德王陵・景德王陵・興德王陵の如きは、その著名なるものに屬する。

金冠塚 金冠塚は大正十年九月慶州邑南路西里に於て、偶然發掘せられたもので、この塚の發見物は、實に從來南朝鮮に於て發見せられた古墳の遺物中、最も豊富なるものであつて、大正五年の秋に發掘せられたる平安南道大同郡大同江面の漢式古墳と共に、朝鮮に於ける最も重大なる考古學的發見と云はれて居る。

遺物出土の地域 朴文煥の家屋の前面道路敷から西方六十尺、侍天教會堂側に於ける古墳殘土の東方六十尺の點を中心として、東西約十六尺、南北約七尺の長方形の區域である。これが即ち古墳の中心であり、また此の地域の水準位は、略ぼ道路面と同一で、遺物はこれより以下深さ約一、二尺の間に存在して居つたと言はれる。

槨の構造 本墳の棺槨部は積石の略ぼ基底面に存在したものであるが、その底部は約一尺三寸許、黄色の粘土層下に掘り込んで、此處には周圍の積石塊よりは遙かに小さい徑五六寸の石塊を疊んで地固めとし、厚さ三寸の木槨の底板を敷くに便にしてあつた。次に槨の四周は大きな丸石が、略ぼ内側の面を合せて一列に積み並べられて居つたことを認められるが、該石並びは諸鹿氏に従ふと、直ちに木部には接しないで、若干の間隔を有し、その間には底敷と同じ程の小石が置かれてあつたとのことである。

木槨の平面形は細長くて、内法はその間に於て六尺六寸を示して居つた。その側板は本来六寸角程の木材を横積にしたものと覺しく、上記の小石積に沿うて、粉末状になり乍らなほ明かに認められた。次にその長さは西端から十尺迄は確實に跡付け得たが、最初の發掘部分即ち東半の調査が不充分であつた爲め、全體を究め難かつた。但し右の東半部に存した銅製蓋附四耳壺の底に、厚さ三寸許の木材が附存して居る點から推すと、槨はなほ此の部分にも續いて居つたと見て誤りがない様である。して見れば槨の長さは正に十六七尺に達すべきである。

槨の構造 槨は如上の槨の西半部に置かれたもので、その一端は西壁に近接し、左右兩壁との距離は各一尺六寸あり、槨内中線上の正しい位置に在る。大さは長八尺三寸、幅三尺三寸あつたことは、發掘の際諸鹿氏の測定に依つて確められた。槨の立面も亦たその形を見ることが出来なかつたが、同氏に従へば西端にあつては、側材を底板の外側に置いて打付けにした構造部が遺存したと云ふ。なほ現存の遺材から推すと、底蓋共に厚い一文字板で造つてあつたと思はれ、表裏共に漆を塗つた痕が明かに認められる。これ等から幽かながら原形を髣髴することが出来、一種の木心の漆棺とも云ふべきものであつたことが窺へる。

なほ棺槨と共に記すべきものに、上述の棺の兩外側槨壁に沿うて置かれた鐵片ビラの並列がある。これは長さ九寸、幅二寸内外の薄い鐵板や、稍三角形の楔狀の鐵片七八個を重ねて、五寸位の厚さにしたものから

成つて居り、槨の西端から棺の置かれた部分を通じて、更に東の方一尺五寸の邊に迄達し、長さ約十尺の間に亙つて兩側に在つたと言はれて居る。

棺内遺物の状態 棺内にあつては、東端に近く稍北に偏して、黄金の冠が発見せられ、附近に眞珠や玻璃の小玉が無數に散在して居り、冠の垂下飾の近くに同じく金製の耳飾があつた。棺の中央部には十七個から成る金製の腰佩具を垂れた銚帶一揃が横はつて、その繋げ物は孰れも端を西方にして居つた。冠と銚帶との間からは切子玉・丸玉・小玉の類が見出され、その中央に長さ二寸二分もある立派な硬玉製丁字頭の勾玉一箇を遺存して、頸飾の中心をなした面影を止めて居た。また銚帶の兩側には金銀の釧が指環と共に存在し、棺の西端からも同じく釧が玉や耳飾と共に発見せられた。なほ坂氏に従へば、棺の西方中程に金銅製飾履が一対あつたと云ふ。

槨内東部遺物の状態 槨の東半部は最初に採集せられた處で、主として副葬品を収めた部分と覺しく、出土の遺物が最も多い。即ち三個の鐵釜が約二尺の距離を以て、東北から西南の線上に相並び、別に一個の釜が東南隅に置かれてあつた。而してこれ等の釜の上下及び同地平に各種の土器・四耳壺・錐斗・高坏等の銅器・金銀の容器・漆器・玻璃器をはじめ、多數の勾玉・小玉・金銀・金銅製の冠・帶銚・鐙等の裝身具が相累なつて存在し、馬鞍・杏葉・雲珠等の馬具は此の附近から南側に亙る區域にあり、略ぼ形の遺

八、銀製其他心葉形鏤板等 殘缺

約八具分

10 透彫垂下金具(金銅製魚形等)

四 個

9 腰佩金具

十具(十七個)

11 十字形飾金具(金製銀製)

五 對

イ、金製繫

二具以上

12 市女笠形金具(金銅製)

一 個

ロ、銀製繫現 殘缺

二具以上

13 金銅製鳳凰形飾具

一 個

二、容器類

1 土器

イ、陶質長頸卮

三 個分

5 金屬製容器

六 個

ロ、同 俵形壺

約九個分

イ、金製鏡

五 個

ハ、同 卮

十五個分

ロ、銀製鏡

五 個

ニ、同 臺付小盆

一個

ハ、金銀製有孔鏡形品 殘缺

一 個

ホ、同 蓋杯

約十三個分

ニ、鐵地金銅張鏡 殘缺

一 個

ヘ、同 高杯

七 個分

ホ、銀製盒 殘缺

六 個

ト、同 器蓋

約二十個分

ヘ、金銅製盒

十 個

チ、素燒蓋附碗

六 個分

ト、金銅製高杯

一 個

リ、木漆器 殘缺

若 干

チ、青銅製蓋附四耳壺

一 個

3 玻璃器 殘缺

二 個分

リ、青銅製刁斗

一 個

4 鐵釜(陶器蓋附)

四 個

ス、金銅製角形尊

一 個

ル、青銅製鍍斗

一 個

6 貝製器(金銅製覆輪附)

若 干

三、武器類

1 刀劍

イ、環頭太刀 殘缺共

三 口

ロ、同上附屬金具

一 括

ロ、環頭木刀 殘缺共

五 口

ハ、鐵地金銅張鏡小札其他

約三 個分

ハ、太刀 殘缺

數 口分

ニ、同上膺當金具 殘缺

八 口

ニ、刀子 殘缺

數 口分

三 槍身(鐵製)

二 個

ホ、環刀柄頭及金具

約十四個分

四 鐵斧頭殘缺

若 干

ヘ、圭頭太刀柄頭

二 個

五 石突椽金具(銀製金銅製等)

五 個

2 甲冑

一領分(約三十個)

七 弓弭樣品殘缺

二 個

イ、金銅製大鎧札

一領分(約三十個)

四、馬具類

1 馬鐸(青銅製)

二十個(二種)

ハ、鐵製品 殘缺

四 個

2 鈴(青銅製)

十七個(四種)

四 鞍金具(金銅製玉蟲羽付品其他)

約五 個分

3 輪鏡

二 對分

五 杏葉

約十九 個

イ、金銅製透彫玉蟲羽附品 殘缺共

一 對

イ、鐵地金銅張鏡形品

約二十四個(二種)

ロ、金銅製品

一 對

ロ、同 透彫板張品(玉蟲羽飾付ヲ合メ)

約二十四個(二種)

二、古蹟傳説

- ハ、同 心葉形品 殘缺 一 個 約 九 個
- 6 轡 殘缺(鐵地金銅張等) 若 干 二、貝製雲珠形 約 六 個
- 7 雲珠 約 百 個 8 鈹貝類(金銅製等) 約 三 十 個
- イ、金銅製花形座品 約 百 個 9 革紐金具 殘缺 數 百(一箱)
- ロ、同 半球形座品 約 三 百 五 十 個(二種)

五、雜 類

- 1 金屬匙(銀製・金銅製) 四 個 8 革紐 數 條
- 2 火箸様金具 殘缺 八 個 9 異形頭附鐵器 殘缺 四 個
- 3 金絲 若 干 10 長方形及楔形鐵板 約 十 個(三箱)
- 4 針形品(金銅製) 二 個 11 動物爪 二 個
- 5 碁石様扁平小石 約 八 十 個(黑白二種) 12 金製鞆輪 數 條
- 6 有孔石錘 一 個 (金冠塚の記述に古蹟調査特別報告第三册慶州金冠塚と
其遺寶に據る)
- 7 中空球形金具(金銅製) 七 個

金鈴塚 鳳凰臺南方の一古墳で、大正十三年五、六月の間、梅原末治氏等に依つて發掘せられ、金冠塚と同様な純金製寶冠・耳飾・帶飾・玻璃製盃・陶製野馬人物容器・舟形容器等が發見された。これ等裝飾品に玻璃を象嵌して居るのは誠に珍らしく、また陶製野馬人物及び舟形容器は當時の風俗研究の得難い

資料を提供するものである。この塚の年代に就いて關野博士は、金冠塚に次ぐものであらうと推定して居る。

太宗武烈王陵 慶州の西約二十町大邱慶州間二等道路の左側慶州邑西岳里にある。武烈王は諱春秋、曾て日本に使したることがあり、後唐と聯合して百濟を亡ぼし、三國統一の基を開ける新羅の英主で、陵は文武王九年の築造に係るが、其の前面に供物を載せる石床の殘石の存せるは、石床の制が此頃から始まつたことを示し、而もこれは唐制の影響に歸すべきではなからうと云はれて居る。その前面陵域内に石碑あつたが、今は碑身を失して僅かに龜趺のみ存し、上に璃首を載せて居る。璃首は六龍左右相背きて後足を擧げて寶珠を捧ぐる狀をなし、中間に圭首の額を作り、額内に『太宗武烈大王之碑』の八字を二行に篆書にて刻書して居るが、これは武烈王第二子金仁問の書と稱せられて居る。龜趺は長方形基石の上に在りて、頭部・頸部及び四脚の手法頗る實寫の妙を極め、その彫琢精巧の妙は流石新羅に於ける唐式美術輸入の先驅として最も珍重すべきものである。

太宗武烈王陵在永敬寺北^{今西岳里}梅溪曹偉詩道傍墟落間、青青麥已秀斗起數仞峯穹隆如伏獸斷碣臥荒草昂然見龜首莽蒼原陸長迤邐川原走云是武烈陵因山制非陋下馬髮蕭森拱立斂雙袖摩挲讀碑文缺落難實究茫茫歲月荒委棄無人守憶昔陰爲陽二曼非真后強隣肆侵軼四境多兵鬪惟王入繼統卓焉功德茂爪牙委庾信武略殆天

授并濟開霸圖劉掃百年寇皇唐嘉乃勳厥篚堆錦繡唐錫鴻命關土縣廣袤倭入共登庸倉廩日殷富井水忽爲血大運嗟莫救劔就寤英爽歸昂宿舊史粗可徵紀載恨疎漏人事如浮雲誰能了宇宙佳城萬古閑日暮嘯鼯(東京雜記)

掛陵 邑東三里半、佛國寺驛より東十餘町蔚山街道の北側約六町松林中に在り、墳は北に小丘を負ひ、基邊には護石を繞らし、その東石の十二支の方面に向ひし所にはそれぞれ武具を着けたる十二支神像の一を陽刻し、手法頗る雄麗である。墳の周圍には更に木柵より發達し來れる石欄を繞らし、前面には石床の殘石が僅かに遺つて居る。墳の前面に石獅二對、文武石人各一對、石華表一對あり、その様式完備し、彫刻の技巧、規模の雄壯なることは、實に新羅陵墓の典型をなして居る。口碑に新羅第三十世文武王陵なりと傳へ、關野博士も亦これを肯定して居るが、他方今西龍博士の如きはこれを文武王陵なりと認定することの不可を論じて居る。即ち「東京雜記」に「掛陵、在府東三十五里、不知何王陵、俗傳、葬水中掛柩於石上、因築土爲陵、故名焉、石物尙存」とあり、掛陵の傳説は、(1)葬水中掛柩於石上(2)因築土爲陵の二傳説の時處を混一にし、換言すればこの陵主は水中に葬り、柩を石上に掛けしに、其後別に此の地に陵(即ち義陵)を作りとの傳説にして、時を異にし處を別にせる葬と陵との傳説なるを謬りて此の地に陵を作りとなすに至れるものでなからうか。若し然らば文武王と同様の葬式の行はれし者の義陵なりとの傳説を有せしものと認むべきであらうが、假令傳説の古體は叙上の如しとするも、これを直ちに文武王

陵と認むること能はず、掛陵の名稱が如上の傳説より生じたるものにはあらずして、實に掛陵の名稱ある所よりこの傳説を生じたるのであらう。掛陵の意義は他に求むべきで、陵墓の名稱がその内部の構造に由来するとは思はれない。掛は恐らく假字であらう。この陵にして果して文武王陵若くはその義陵ならんには必ずその名を傳ふべきに、「三國史記」にも「三國遺事」にも何等これを明にせる記事なく、「東京雜記」が『不知何王陵』と記して何等の郷傳を遺存せず、而も一方文武王陵碑がこの陵を距ること遠き地點より出土したるを見れば、掛陵は文武王陵にあらずとするが今西博士の論旨であり、(藝文第十二年第七號大正十年七月今西龍氏新羅文武王陵碑に就き)更に同博士は、その「慶州見聞雜記」に「權以鎮は三國遺事(卷二元)に「元聖王之陵、在吐含岳西洞鵠寺(今崇福寺)有崔致遠撰碑」とあるによりて、其の著東京雜記刊誤に「但元聖燒柩、或既燒後葬歟、疑今所謂掛陵也」と誌せり、新羅の洞鵠寺、高麗の崇福寺が掛陵の附近にありしとすれば、掛陵は或は元聖王陵なるべし』と推して居る。

傳金庾信墓 邑の西約二十七町、松花山の中腹に在つて南面して居る。「三國遺事」には「陵在西山毛只寺之北、東向走峯」とある。新羅太宗干金庾信墓と誌せる墓表は李朝肅宗王十六年に立てたものである。從來多くの學者はこの墓を以て金庾信の墓に擬し、例へば故今西博士はこの墓の金庾信のものたること少しも疑なしとして居るが、關野博士はこれを文武王の弟金仁問の墓とする説に賛成し、金仁問は長く唐に仕

へし者で、この墓の地相が頗る唐の高宗の乾陵に酷似せる如きも、その説を裏書するものであるとして居る。仁間も庾信も共に太大有干なる爲め、仁間の太大有干を庾信の太大有干と混同したものではなからうか。墓の周囲は百七十尺ばかりあり、二十枚の板石を以て土留を施し、接目に二十四枚の護石を立て、一枚置に各方位を合せ、十二支神像を薄肉彫刻しありて、技巧精妙である。墓の周囲に石欄を繞らして居るが、今はその大半が破損して居る。

傳金陽碑 太宗武烈王陵の南數十歩の處に在りて、その前面に一龜趺を存して居る。「東國輿地勝覽」には神武王を擁立して勳功ある金陽の墓とし、今西龍博士も此の説を採つて居るが(今西龍氏慶州、見聞雜記參照)、龜趺は武烈王碑の龜趺と同様式より成り、彼此の年代に於て大差なきやうである。しかしながら金陽は文聖王十八年(西曆八五七年)に卒したれば、この碑を金陽に關係ありとするは年代遲きに過ぐる爲め、「慶州誌」の著者木村靜雄氏及び「朝鮮美術史」の著者關野貞博士は、共にこれを武烈王・文武王時代の名將金庾信の墓碑と考ふべきであらうと述べて居る。

神文王陵 内東面に在り、墳の周圍に石を累ねて護石を築き、その崩壊を防ぐ爲めに、更に三角形の控石を周圍に配して居る。

聖德王陵 内東面に在り、墳の周圍の護石より控石を射出することは、神文陵の如くであるが、その控石

と控石との間には十二支神像の九彫りを配置して居る。更にその外に石欄を繞らし、前面に石床を設け、文武石人を對立せしめ、その前左右と墳の後方左右に石獅があり、墓の守護をなして居る。墳の南面參道の旁に碑が立つて居たのであるが、現在は螭首、碑身を失ひ、僅かに頭部を失ひたる龜趺があるのみである。

景德王陵 内東面に在り、今は唯墳丘を存するのみであるが、護石の東石には十二支神像を陽刻し、周圍に石欄を繞らし、前面に石床を設けて居る。

憲德王陵 川北面に在り、形式稍景德王陵に酷似して居るが、護石の大半は破壊され、東石も完からず、前面に石床がある。

興德王陵 江西面に在り、山の中腹に位置して南面し、後は峰を負ひ、前は平野に臨み、支峯左右相對して前を擁し、地勢恰も龍虎の勢をなして居る。墳は大體掛陵及び、景德・憲德二王の陵と同様で、護石の東石には方位神像を刻み、周圍に石欄を設け、前に石床を置き、四隅に石獅を配し、前方少しく離れて文武の石人各一對柱一對とを立て、神道を示して居る。別に神像の東に碑があつたが、現在は唯龍趺が遺つて居るに過ぎない。

王陵

新羅の王陵に關しては、古來幾多の學者の考證があるが、未だ不明のもの、乃至は疑問のものが頗る多い。「東國輿地勝覽」には、新羅王陵の分明のものとしては、赫居世陵・味鄒王陵・法興王陵・太宗武烈王陵・眞興王陵・善德王陵・孝昭王陵・聖德王陵・憲德王陵・興德王陵の十王陵が載せられて居るのみであり、「東京雜記」は輿地勝覽の以上十王陵を轉載して、更に新增して十七王陵と掛陵とを掲げて居るが、この十七王陵も「三國史記」に記載しあるを拾記したるに止まるもので、地方の所傳・古記録を參照し實地踏査の結果得たる記述ではなく、輿地勝覽にある王陵の位置に就いても異論が頗る多いのである。然しながら久しく慶州の地にあり、慶州の眞摯なる研究家として知らる、大阪金太郎氏の近著「趣味の慶州」には、新羅王陵に關する記事があるので、今その大要を示すと次の如くなつて居る。

新羅の朴・昔・金三姓五十六王の内、陵の所在分明せるは三十六王にして、第五十一世眞聖女王と第五十六世敬順王のものは他道にあり、第二十五世眞智王と第四十六世文聖王とは合葬しある爲め、慶州所在の王陵は三十四王分の三十三基である。また陵不明のもの二十王中、火葬または水葬して陵を築かざるものに文武王・孝成王・宣德王・元聖王の四王あれば、實際不明のものは十六王である。

新羅王陵表

王姓	陵分明のもの	火葬のもの	水葬のもの	不明のもの	計
朴	一〇	一	一	一	一〇
昔	一	一	一	七	八
金	二五	一	三	九	三八
合計	三六	一	三	一六	五六

備考 金王陵分明二十五王の内、他道のもの二、合葬一あり。

右の王陵を所在地別に見るときは、朴王の十基は皆内南面にあり、南山の西麓と西川の右岸との間に位置し、昔王の分一基は北川の北方瓢巖の東麓に位置し、金王の分二十二基は仙桃山の西麓並びに南麓、内南面西川左岸方面、内東面南山の東麓と明活山の西麓、見谷面五柳里、江西面安康比火壤丘及び慶州邑皇南里とにある。而して初代王陵より第十七世王陵迄は平地に築造され、他は山麓・山腹、或は山頂に築かれて居る。しかしながらかく王陵と稱するものにも疑はしきものが存する。陵の内最も正しいと思はる、は第十三世味鄒王陵と第二十九世武烈王陵にして、第一世赫居世王陵、第二十三世法興王陵、第二十六世眞平王陵、第二十七世善德王陵、第三十一世神文王陵、第四十一世憲德王陵、第四十二世興德王陵、第四十九世憲康王陵、第五十世定康王陵等も比較的正確のやうであるが、第二十四世眞興王陵、第二十五世

眞智王陵、第三十二世孝昭王陵、第三十三世聖德王陵、第三十五世景德王陵、第四十三世僖康王陵、第四十四世閔哀王陵、第四十六世文聖王陵、第四十七世憲安王陵、第五十一世眞聖王陵、第五十三世神德王陵、第五十四世景明王陵、第五十五世景哀王陵の如きは最も疑はしいとされて居る。

朴王の陵は全部分明なるに反し、昔王は始祖脫解王陵を除く外他の七王、即ち第九、十、十一、十二、十四、十五、十六代、百五十九年間は不明であり、これに次げる金王の第十八、十九、二十、二十一、二十二の五代百二十年、更に下つて第三十六、三十九、四十、四十八の四世の分が共に不明にして、この中、昔王の七世分と之に續ける金王五世分の王陵不明は最も不思議にして、これ等は皆新羅時代にありても比較的厚葬の風が盛行したる時に屬し、平地に築造せらるべき時代の陵に屬する。平地古墳としては皇南里古墳群があり、これ等古墳群中に前記不明陵の第九世分から第二十二世分までの間に挟まるべき第十三世味鄒王陵と第十世奈勿王陵の介在は、平地にありて、而かも規模大なるべき昔王の七陵と金王五陵の所在を暗示するかのやうである。新羅王陵の考證に關しては、肅宗時代に生れたる慶州の學者柳花溪の「羅陵眞臚說」の如きものがあり、王陵の決定にも餘程無理があつたやうであるから、更に慎重なる研究が必要と思はれる。

尙ほ新羅の王陵に關する記述としては、關野貞・今西龍・谷井保氏等の研究があり、畏友名越那珂次郎

氏は、諸文献を參考し、また實地の踏査により、今日までに所在の明かになつて居る王陵に就きて、現在の行政區劃に基き一々地名を明記した有益なる研究を、その著「趣味の史話」に發表されて居る。

城・鎮・燧

邑 城 邑城は方四町ばかりありて郊の西方に偏して居り、彦陽方面を其の正門即ち南門とし、大邱への自動車道路は南門外を西に走る。邑城が郊の西方に偏したるは「一は北川の汎濫して城を衝く恐ありしにもよるべしと雖も、その主なる原因は、朝鮮の所謂地理説によりて、皇南里の小丘(實は古墳)及び南山の陰なるを避けしに」(今西龍氏著新羅史研究)因るものであらうと云はれて居る。「高麗史」兵志城堡の條に「顯宗三年城慶州長州金壤」とあるが、これが慶州築城のことを記したる最初の文献で、同じく高麗史地理志東京留守の條に「顯宗三年廢留守官、降爲慶州防御使」とある。始め新羅が末王敬順王の時、國除かる、や、高麗は新羅の國都を慶州となし、大都督府を置き、成宗六年之を改めて東京留守となし、顯宗三年に至つて留守官を廢して防禦使を置き、こゝに築城の事となつたのである。而してこの邑城に就き、「慶尙道地理志」、「世宗實錄」地理志、「慶尙道續撰地理志」、「東國輿地勝覽」、及び「東京雜記」には次の如き記事がある。

慶尙道地理志 慶州邑城 周廻六百七十九步、内廣二十五結五十五卜、井八十

世宗實錄地理志 邑石城 周廻六百七十九步、内有井八十
慶尙道續撰地理志 石 築 周廻四千七十五尺、高十二尺七寸、有軍倉、洪武戊午改築、池三、井

八、冬夏不渴

東國輿地勝覽 邑 城 石築周廻四千七十五尺、高十二尺、内有井八十
東京雜記 邑 城 石築周四千七十五尺、高十二尺、内有井八十〇微禮門邑城南門也、火

於壬辰兵亂、崇禎壬申、府尹金湜重修、東西北三門、次第繼建

右の内邑城の周廻を「續撰地理志」以下は皆尺に換算したのであるが、井の数は他書皆八十となるに「續撰地理志」のみ獨り八として居るのは八十の誤記であらうといふ。(小田省吾氏慶州邑城沿革考)洪武戊午の改築より以後のことに關し、右掲東京雜記に之を見れば、文祿役に加藤清正の率ある第二軍が攻めて慶州を拔きたる際、又はその後には邑城は破損を蒙り、邑の南門たる微禮門を修築したる崇禎壬申(五)は、文祿慶長役後四十年、洪武改築後二百五十四年である。かくて崇禎壬申後、次第に邑城の原形を復したること、思はれるが、その後の沿革は詳ならず、近年邑城の西及び北の兩方面は全部取拂はれ東南の一部を存するのみである。鎮「邑誌」に依れば、慶州に鎮を置きたるは、李朝孝宗八年(皇紀二二)にして、營は府門西三里とあり、現西城乾里に其の遺址を存する。營將は勿論武官にして正三品を有し、討捕使を兼ねて居た。計捕軍官百九

十五人、都訓導三人、鎮撫三十五人、知甲十三人、使令二十五人、軍牢三十人を配した。蔚山・梁山・永川・興海・清河・迎日・長鬢・彦陽は本鎮の管内にあり、また一時東萊・機長もこの管轄下にあつた。

關 防 中宗七年(皇紀二一)甘浦營を設け水軍萬戸一人を置き、水軍六百二十人を配し、沿海防備の任に當らしめたのである。營城は石築周七百三十六尺、高さ十三尺あり、後東萊に營を設くるに及び、これを廢したのである。

軍器庫 邑城東南隅、現慶州邑事務所附近に置かれて居た。黒角弓百八十八張、常角弓三十二張、校子弓二百八十三張、長箭二萬一千二十個、片箭一萬七千七百三十一個、鳥銃千二百柄、鉛九三十五萬六千三百五十個、火藥三千二百三十九斤十四兩、環刀四十一柄、長槍五十柄、短槍七十柄、次勝子銃十二柄、有家勝子銃四柄、銅鐵銃三十八柄、三穴銃八柄、勝子銃的只九五百個、銅爐口百五十一坐、拒馬槍百九坐、火箭三十柄、鐵甲衣六部、紙甲衣十四部、鐵頭口六部、紙頭口十四部、掩心百十五部、掩頭百十五部、弓弩一坐、手弩一坐、其の他旗幟等の雜物を藏した。李太王光武元年(明治三十年)にこれを廢して居る。
燧 燧 下西(陽南面)・禿山(陽南面)・大峴(陽南面)・東岳(外東面)・蘇山(内南面)・高位山(内南面)・蝶布峴(西面)・朱砂山(西面)・兄山(江東面)に燧燧を設け、平時は天候觀測、四邊の警備に當らし

め、一朝有事の日は、時を誤たず急を報せしむる。燧燧別將九人、燧軍九百名を配して居たが、李太王光武元年に廢せられた。

鎮衛隊 李太王三十三年(明治二十九年)に地方隊を設け、光武二年に鎮衛隊と稱し、同四年に大邱に第三聯隊を置き、慶州に大隊を置く。大隊長を參領と稱し、兵卒四百人を配した。李王元年(明治四十年)に之を廢された、鎮營隊の營舎は慶州邑東部にあり、現在の慶州産業組合事務所がその後である。

守備隊 李王元年十月日本兵の守備隊を置き、大正四年五月大邱に歸還したのである。而して守備隊兵舎には前記鎮營隊の營舎が使用せられた。

傳説

慶州地方に於ける傳説は、「三國史記」・「三國遺事」・「東國輿地勝覽」・「東京雜記」・「佛國寺事蹟」等の文獻に現はれたる外、口碑として傳へられて居るものも亦尠くない。而して殊に慶州が長く王城の地であつたが爲めに古蹟が多く、これに關するものが頗る多いのは當然のことであらう。今その重なるものに就いて、所在地別に掲記して見ると次の如くなつて居る。

慶州邑内にあるもの

鷄林 慶州邑校里に在り、金闕智出現の由來を傳へて居る。(舊蹟 參照)これに關しては三國史記・三國

遺事・東國輿地勝覽・東京雜記・文獻備考等に傳説を傳へて居る。

脫解王九年春三月、王夜聞金城西、始林樹間、有鷄鳴聲、遲明遺瓠公視之、有金色小橫掛樹枝、白鷄鳴於其下、瓠公還告、王使人取攢開之、有小男兒在其中、姿容奇偉、上喜謂左右曰、此豈非天遺我以令胤乎、乃收養之、及長聰明多智略、乃名闕智、以其出於金橫、姓金氏、改始林名鷄林、因以爲國號。(三國史記)

月城 鷄林のすぐ南手から蚊川右岸を東南すること數町の處にある。こゝはもと瓠公の居宅であつたが、新羅第四代脫解がまだ王になる前、東海岸から來つて吐含山に登り、その地の形勝に目をつけ、詭計を巡らして或夜潜かに消炭を瓠公の家の側に埋め置き、翌朝何喰はぬ顔して瓠公を訪れ、「貴公の邸はもと吾が祖先の所有だから早速立退いて呉れ」と談判し、種々の經緯の後、脫解は、「私は何も理由のないことは申さぬ。私の祖先は鍛冶屋であつたが、都合があつて暫く他國に出て居た。その間に屋敷を他人に押領されてしまつた。その證據には家の周圍を掘返せば何かの手掛りが出るに相違ない」といふので、その言に従ひ家の周圍を掘らせて見ると、果して鍛冶屋の使ふ消炭が澤山土中から出て來たので、脫解の詭計が旨く功を奏して瓠公の居宅を己のものにすることが出來た。この傳説は「三國史記」新羅本記第一・「三國遺事」・「東國輿地勝覽」・「東京雜記」等に掲載されて居る。(舊蹟 參照)

其童子曳杖率二奴、登吐舍山上作石塚、留七日、望城中可居之地、見一峯如三日月、勢可久之地、乃下尋之、即瓠公宅也、乃設詭計、潛埋礪炭於其側、詰朝至門云、此是吾祖代家屋、瓠公云否、爭訟不決、乃告于官、官曰以何驗是汝家、童曰、我本治匠、乍出隣郷、而人取居之、請掘地檢看、從之、果得礪炭、乃取而居焉。(爲疑焉字 三國遺事)

不動石 仁旺里舊天柱寺址にある。新羅第二十六世眞平王が或る時、月城の北に在る天柱寺に參詣し、その石段を登ると三枚重ねの石段が皆一時に折れて仕舞つた。王は左右の者に『この石は紀念の爲めに此の儘にして置け』と命ぜられた。その後天柱寺は廢れ、礎石も取り退けられたが、里人はこの石だけは『動かすと病氣になる』といふので、不動石としてそのまゝ遺つて居る。

第二十六白淨王、謚眞平王、(略中)駕幸内帝釋宮、亦名天柱寺 王之所創踏石梯、三石並折、王謂左右曰、不動此石、此示後來、即城中不動石之一也。(三國遺事)

孝不孝橋 月城から蚊川の岸に出で、川に沿うて上ると澤山な石材が川の水を堰き止めて居る。これが七星橋址で、一に孝不孝橋ともいつた。新羅の時に一人の寡婦が居たが、何時も子供の寢靜まつた深夜に、對岸の情夫を訪ふべく出掛けて居た。七人の子供は何の爲めかは知らないが、母の深夜川を渡るの苦をなくしようと石を渡して橋を作つた。母はこれを見て大に慙ぢ、今迄の行を改めた。母への孝は父への不孝

となつたといふところから、時人はその橋を孝不孝橋といつた。

孝不孝橋、在府東六里、世傳新羅時有七子之母、所私在水南、伺其子寢往奔之、其子相謂曰、母涉水夜行、於子心安乎、乃作石橋、母慙而改行、時人名其橋曰孝不孝。(東京雜記)

仁旺里の窪地 孝不孝橋の上手仁旺里部落と月城との間に一つの窪地があり、新羅時代の牢屋の址とも、月城を築いた時に土砂を採つた址だともいつて居る穴であるが、現在でも里人等は『これを埋めると村の青年の元氣がなくなる』といつて、決してこれを埋めようとはしない。

新羅の時、この窪地から青・赤・黄・黒・白等の大小の鬼共が現はれて、何處からとも知れない樂の音に和して、日暮から夜明けまで誰憚からず舞ひ遊んで居た。村ではどうかしてこの鬼共を逐つ拂ひたいといろく／＼工夫を凝らし、種々の案も出たが、最後に一人の青年が、『そんなに躍りの好きな鬼共なら、僕等が先きに出掛けて行つて躍つて見よう』といふ提案に、若者共は思ひ思ひの鬼面を冠つて日の暮れぬうちから集つて、鐘や大鼓の鳴物賑やかに躍り續けたので、それ以來本物の鬼共は、此處から全く影をかくして仕舞つたといふ。(大坂六村氏著 趣味の慶州)

竹現陵 慶州邑の南方に在る、金氏の始祖新羅第十三世味鄒王の陵は一名竹現陵または竹長陵といつて居る。第十四世儒理王の時、都の金城が敵に襲はれ、さしにも堅牢な城門も今は破れるかと思はれた時、

何處からともなく竹の葉の標をつけた援兵が現はれ、勢ひ込んで来る敵を瞬く間に撃退し、また何處ともなく消え去つて仕舞つた。あとに残つた新羅兵は不思議に思つて調べて見ると、その竹の葉がこの陵前に堆く積まれてあつた。さては先王の冥護であつたかと大に感激し、夫れ以來陵の名もこのやうに定められ、國難のある毎に必ず告祭したといふ。

味鄒王陵在府南皇南里、儒理王時、伊西國(道今清)人來攻金城、我兵禦之不能抗、忽有異兵來助、皆珥竹葉拜力擊賊破之、軍退後不知所歸、但見竹葉積於味鄒陵前、乃知先王陰隲有功、因號竹現陵、一云竹長陵。(東京雜記)

内南面内に在るもの

五 陵 塔里に在り、また虵陵の別稱がある。大小五つの陵が、低き土塀の中に眠つて居る。此の陵附近は低濕の平野にして、朴敏孝が其の「湖源錄」中に『是陵雖在平行地、其實山脈自蚊川南道、長山面來直冲西岳、則坐卯向西』と云へるが如き地形とは思はれない。

新羅始祖赫居世王崩じて天に昇ること七日後、其の五體が地上に散り落ちた。そこで國人はこれを合葬しようとした。處が何處からともなく大蛇が現はれ出で、邪魔をするので合葬することが出来ず、別々にその五體を分けて五箇所に葬つた。それが爲めこの陵を五陵又は蛇陵といつた。(東京雜記)一説では五陵は、

第一世赫居世居西干・同王妃關英夫人・第二世南鮮次雄・第三世儒理尼師今・第五世婆婁尼師今を葬つたとも云はれて居り、「三國遺事」や「東京雜記」には、右の傳説を掲げて居る。而して故今西博士は、この傳説に就き、此の陵の別稱たる蛇陵が古稱であるとし、五體説は佛教より出でたものらしく、この説は儒教的思想より見れば不穩當なるを以て、新羅に唐の文物が盛行するやうになつてからは、文人詩客等は馳陵の名を捨て、漢長安の北陲五陵の稱にならひてこの陵に附するに五陵の名を以てし、五體分葬説の否定が、更にこの陵を五個の陵と見做すに至つたものであらうと云はれて居る。

理國六十一年王升于天、七日後、遺體散落于地、后亦云亡、國人欲合而葬之、有大虵逐禁、各葬五體爲五陵、亦名虵陵、曇嚴寺北陵是也。(三國遺事)

尙ほ五陵の南方竹林を隔て、崇徳殿があり、始祖王を祀れる朴氏の宗廟にして、殿參奉を置いて祭祀を行つて居る。

關英井 關英井と稱せらるゝものは二あり、一は五陵に接してその東北に、他は五陵の西北耕地中にあり、前者は洗濯その他の爲これを汚さんことを恐れて閉塞したと云はれ、後者は現在地圖にも明記してある。塔里に屬し、現在石を立て、標として居る。昔この井戸の邊に鷄龍が現はれ、その左脇から一人の童女を産んだ。童女の姿は殊に端麗であつたが、その唇が鷄の嘴のやうに尖つて居るので、北川に連れて行

つて洗ひ落してやつた。また一説には、龍が現はれて死んだので、その腹を剖いて見ると童女が出て来たといふ。(三國遺事)これに就いての傳説は、「三國史記」・「三國遺事」・「東國輿地勝覽」・「東京雜記」に掲げて居るが、互に多少の異同がある。

新羅始祖赫居世五年春正月、龍見於闕英井、右脇誕生女兒、老嫗見而異之、收養之、以井名名之、及長有德容、始祖聞之、納以爲妃、有賢行、能內輔、時人謂之二聖。(三國史記)

天官寺 寺址は五陵と橋頭山との間(塔里)にあつて、塔の破片や礎石が残つて居る。金庾信がまだ若く金王孫と呼ばれて居た時のことである。庾信の母は、庾信が放蕩に身をくづさうとして居るのを大に嘆き、一日膝下に呼んで厳しく戒めたので、彼は始めて迷夢から醒め、一切の交友を絶つて文武の道に勵んだ。ところが丁度春の夜であつた。庾信がたま／＼酒を飲んで家に還るところであつたが、自分を乗せた馬はいつしか自分が曾て愛して居た妓女天官の家の前にとゞまつて居た。庾信は大いに驚き、且つ怒り、且つ慙ぢ、其の馬を斬つて家に還つた。この様を見た天官は大に悲しみ、遂に自盡して仕舞つたので、後の人がその家を寺とし、妓の名をとつて天官寺となし、女の菩提を弔つたといふ。

天官寺在五陵東、金庾信爲兒時、母夫人曰加嚴訓不安交遊、一日偶宿女隸家、母面教之曰、我已老、日夜望汝成長、立功名爲君親榮、今乃爾與屠沽小兒遊戲滯房酒肆耶、呼泣不已、庾信即於母前自誓不復過

其門、一日被酒還家、馬遵舊路、誤至娼家、娼且欣且怨、垂泣出迎、庾信既悟、斬所乘馬、棄鞍而返、

女作怨詞一曲傳之寺、卽其家也、天官其女號也。(東京雜記)

蘿井 現在塔里にある。五陵の南約五町の小高い岡で、松林茂り、中にこの由來を書いた南公轍撰の碑文があるが、この碑は百二十餘年前に建てられたものである。慶州地方一圓にはもと朝鮮の遺民が山谷の間に分居して六村をなして居た。その中の高墟村長蘇伐公が、楊山の麓なる蘿井の傍の林間を望むと馬が跪いて嘶いて居た。往つてこれを觀ると忽ち馬は居なくなり只大卵だけがあつた。これを剖いて見ると嬰兒が出て來たので、これを養つて居ると年十餘歳で大に夙成し、六部の人はその生の神異なるところから、これを推尊し立て、君とした。辰人は瓠のことを朴と謂ふが、初め大卵が瓠のやうであつたから朴を以て姓とした。(三國史記)

前漢地節元年壬子、古本云建武元年、又云建元三年等、皆誤三月朔、六部祖各率子弟、俱會於闕川岸上、議曰、我輩上無君主、臨理蒸民、民皆放逸、自從所欲、蓋竟有德人・爲之君主・立邦設都乎、於是乘高南望、楊山下蘿井傍、異氣如電光垂地、有一白馬跪拜之狀、尋檢之、有一紫卵一云青大卵馬見人長嘶上天、剖其卵得童男、形儀端美、驚異之、浴於東泉、車泉寺在詞臘野北身生光彩、鳥獸率舞、天地振動、日月清明、因名赫居世王。(三國遺事)

鬼橋 塔里にある。新羅第二十六世眞平王の時、沙梁部(今の内南方面)の庶女桃花娘が、先王眞智王の靈に

感じて生んだといふ兒の鼻荆を宮中に收めて養つた。年十五に及び、毎夜月城を抜け出し西川の川原に出て鬼共と遊び、曉近く城に歸つて来るのを常として居た。このことを聞いた王が「お前は鬼共と遊んで居るといふが本當か」と問はれると、本當ですと鼻荆が答へるので、王は彼に鬼共を使つて神元寺の北掘に橋を作るやうに命せられた。鼻荆は早速これを引受けて一夜のうちに大橋を作り上げたといふ。

前此、沙梁部之庶女、姿容艷美、時號桃花郎、王聞而召致宮中、欲幸之、女曰、女之所守・不事二夫、有夫而適他、雖萬乘之威終不奪也、王曰、殺之何、女曰、寧斬于市、有願靡他、王戲曰、無夫則可乎、曰可、王放而遣之、是年王見廢而崩、後二年其夫亦死、決旬忽夜中、王如平昔來於女房曰、汝昔有諾、今無汝夫可乎、女不輕諾、告於父母、父母曰、君王之教何以避之、以其女入於房、留御七日、常有五色雲覆屋、香氣滿室、七日後忽然無蹤、女因不有娠、月滿將產、天地振動、產得一男、名曰鼻荆、眞平大王聞其殊異、收養宮中、年至十五、授差執事、每夜逃去遠遊、王使勇士五十人守之、每飛過月城、西去荒川岸上、在京城西率鬼衆遊、勇士伏林中窺伺、鬼衆聞諸寺曉鐘各散、郎亦歸矣、軍士以事來奏、王召鼻荆曰、汝領鬼遊信乎、郎曰然、王曰、然則汝使鬼衆、成橋於神元寺北渠、一作神樂寺誤、一云荒川東深渠荆奉勅使其徒鍊石成大橋於一夜、故名鬼橋。(三國遺事)

望星山 望星里にある。この山を今は單に望山と呼んで居るが、もと星浮山といつて居た。新羅第二十

九世武烈王の時、唐將の蘇定方は百濟を攻めて、その本國に還つた後、新羅の王は諸將に命じて百濟の殘兵を追捕せしめ漢山城に屯營させた。その時北方の高勾麗と靺鞨二國の聯合軍が、急に攻め寄せて來たので、不意を伐たれた新羅兵は苦戦も効なく落城且夕に迫つた。王は群臣を集めて對策を講じたが、この時金庾信の發意で早速望星山に祭壇を設け、神に祈つたところ、一團の大光耀が壇上から起り、北方の空高く飛び去つた。一方漢山城の新羅兵は、援兵來らず、糧食の缺乏を來し、門を閉ちて運を天に任せて居た。二國の兵は今や總攻撃を開始して一舉に打ち破らうとしたが、この時遙か南方の空から一團の大光耀が城を望んで飛び來ると見るや、天地をつんざく霹靂と共に、砲石各所に爆裂し、包圍軍の弓箭矛戟は無殘に打碎かれ、人馬悉く絶息し、または命からがら逃げ去つた。(三國遺事)尙ほ望星山の傳説として、「三國遺事」の割書や「東國輿地勝覽」には、これと別種のことを誌して居る。

王師定百濟、既還之後、羅王命諸將追捕百濟殘敗、屯次于漢山城、高麗靺鞨二國兵來圍之、相擊未解、自五月十一日至六月二十二日、我兵危甚、王聞之、議群臣曰、計將何出、猶豫未決、庾信馳奏曰、事急矣、人力不可及、唯神術可救、乃於星浮山設壇修神術、忽有光耀如大瓮、從壇上而出。乃星飛南北去、因此名星浮山、山名或有別說云、山在都林之南、秀出峰是也、京城有一人謀求官、命其子作高炬、夜登山舉之、其夜京師人望、人皆謂惟星現於其地、王聞之憂懼、募人禳之、其父將應之、日官奏曰、此非大性也、但一家子死父泣之兆耳、遂不行禳法、是夜其子下山、虎傷而死漢山城中士卒怨救兵不至、相視哭泣而已、賊欲攻急、忽有光耀從南天際來、成霹靂、擊碎砲石

三十餘所、賊軍弓箭戟籌碎皆仆地、良久乃蘇、奔潰而歸、我軍乃還。(三國遺事)

西面内にあるもの

金尺陵 現在金尺里にある。ある時新羅王が一つの金尺を得られた。人が死んだり、病氣したりした時、此の尺を使ふと、今迄死んで居た者は生き、病氣して居た者は平癒するといふ貴重なものなので、唐の方でこれを聞きつけ、使をやつてそれを献上するやうに命じて來た。新羅王はこれを贈りたくないからこの地に山三十餘を造つて秘してこれを渡さなかつた。處が困つたことには、實際隠して置いた小山がどれだか判らなくなつて仕舞つたといのである。

金尺院在府西二十五里、俗傳羅王得一金尺、人死人病以此尺之、則死者生病者蘇、爲國所寶、中國聞之、遣使求之、羅王不欲與之、藏於此造山三十餘以秘之、因立院舍、故名焉、或云新羅始祖微時、夢見神人、自天而來、以金尺授之曰、汝聖神文武、民望久矣、持此金尺以正金甌、夢覺則金尺在手云。(東京雜記)

斷石山 芳内里にある。金庾信がこの山中に入り、密かに武術を鍊つた時、父祖から貰つた神劍で巖石を斷ち割つたといふ傳説がある。

斷石山、一云月生山、在府西二十三里、諺傳新羅角千金庾信、欲伐麗濟、得神劍、隱入月生山石窟、鍊劍試斷大石、疊積如山、其石尙存、創寺其下、名曰斷石

また次のやうな言ひ傳へもある。新羅の名僧元曉が、この斷石山の斷石寺に居た時のことであるが、その時唐の都に小僧の千人も居る大きな寺があつた。その寺の住職は良くない人であつたから、小僧はこれが爲めに苦しんで居た。元曉は遙かにこれを聞いて、或時一尺角程の木片を空高く飛ばしてやると、木片は遠く其の寺の前まで行き、異様な響を出してクル／＼舞ひ出し、寺の後の大きな岩石が墜落して來て室内に居た住職を押しつぶして仕舞つた。後其の木片は元曉がとばしたものと云ふことが判つて、小僧供は恩を返さうと思つて海を渡つて此處まで來たけれども、既に元曉は亡くなつて居たので、皆が紀念として石塔一基づゝ持つて行つたが、これが自然岩のやうになつて、所謂千塔岩が出来たといふ。(大坂六村氏著慶州の傳説)

朱砂寺 泉浦里にある。新羅の時、何時も手に一顆の朱砂を握つて居られる一人の王女があつたが、或る時この五峯山に棲んで居た熊の爲めに、さらはれて仕舞つた。國王は大に驚き悲しみ、早速侍臣に命じて搜索させられた處、一つの岩窟があつた。そこでその窟内を隅なく搜して見たが、日頃王女の手にして居た朱砂のみあつて、王女の姿は見つからなかつたので、王は此の山に一寺を建て、其の朱砂を納め、寺名も朱砂寺とつけて王女の冥福を祈つたといはれて居る。(慶州の傳説)

鷓城 龍明里にある。金庾信が大軍を率ゐ百濟を伐たんとしてこの地に陣したことがあつた。百濟王はこれを聞き大に憂へて王女にはかると、王女は進んでこれに對へていふに『彼庾信が如何に神將である

といへ、我れには自勇兵器といふものがあるから何の心配も要りません。早速往つて敵情を探つて参りませう」といつて、身を變じて鵲に化し、新羅の軍中に入つて行つた。爲めに諸將は大にこれを不吉としたが、庚信はこれは何んで不祥なものかといつて、劔を抜いて鵲を地に墜した。墜された鵲は化してまた人となつたといふ。これは「東京雜記」の記述であるが、多少似通つた記事が「三國遺事」にもある。

鵲院在府西三十里、俗傳金庚信大舉兵、伐百濟留陣于此、濟王聞將軍神算患之、濟王女進曰、彼雖神將、我國有自勇兵器、不足憂、然請往覘之、幻身爲鵲、飛入羅軍陣中、噪于旗上、諸將以爲不祥、將軍以劔指之、鵲墜地化爲人、乃濟王女也、因立院以名之。(東京雜記)

女根谷 乾川驛と阿火驛との中間、南方に聳ゆる五峯山の麓に異様の形をした丘谷がある。この丘谷は百濟の王女桂仙のなきがらの一部を遺したといひ傳へらる、女根谷で、古來慶州の魔除の谷と呼ばれて居た。これを見ると不祥だといふので、殊に新任の慶州郡守が赴任の際にはこれを避けて、態々慶州の裏通り、即ち永川から安康を経て邑内に入ることが、今から三十年程以前まで堅く守られて居たといふことである。(慶州の傳説)

見谷面内にあるもの

鐘洞 南莎里にある。新羅興德王の時、孫順といふ者が此の村に居たが、平素老母に仕へて至つて孝

行で、常に米穀を與へて孝養を勵んで居た。ところが順には一人の兒があり、いつも老母に差し上げる食物を横取りして仕舞ふのであつた。そこで順はその妻に相談して『子供はまた得られるが母にはかけがない。それにあの兒が母の食物を横取りしては母がづらい目をするから、此の兒を埋めて棄て、母に満足のゆくやう食物を差し上げるやうにしよう』といつて、兒を負つて醉山に行き、地を掘つて居ると、そこから石鐘が出て來た。夫婦は驚き怪しんで木の枝にかけて、試みに撃つて見ると何んとも云へぬ好い音が出るので、妻は『こんな不思議な鐘を掘當てるのはたゞ事でない。子供を埋めるのは宜しくない』といふと、夫もこれに賛成して、また兒を負ひ鐘を持つて家に歸つた。鐘を家の檐下に掛けて置くと、風に揺られて鳴る妙音が、遠く王城に達した。興德王はこれを知り、左右の者に命じて鐘の鳴る處を檢べさせられると孫順の家であつたので、具さに事の次第を奏上に及ぶと、王は大に喜び、孫順の孝は昔支那の孝子郭臣にも劣らぬといふので厚く賞を賜はつた。(三國遺事)

孫順、興德王時人、養母至孝、有小兒、每奪母食、順謂其妻曰、兒奪母食、兒可得、母難再求、負兒歸醉山、掘地欲埋、忽得石鐘、甚奇、夫婦驚恠、妻曰、得物殆兒之福也、不可埋也、順亦以爲然、乃負兒鐘而還家、懸鐘於樑撞之、聲聞王宮、王使人審之、具奏、王曰、昔郭臣瘞子、天賜金釜、今孫順埋兒、地出石鐘、前後同符、乃賜屋一區、糶米五十石。(東京雜記)

石文里 金文里にある。新羅の時此の地に錫杖寺といふのがあり、この寺に良志といふ僧侶が居た。此の僧侶はいつも托鉢するのに自分で出かけることはしないで、唯錫杖の先きの一つの袋を括りつけて門口に立て、置くのみであつたが、不思議にもその錫杖が自ら飛び歩いて村々の檀家から米や錢を集め、夫れが袋一杯になると寺に還つて來るといふのであつた。爲めに寺名も錫杖寺といはれ、里名も錫杖里となつて居たが、今日は石丈里と變名された。この傳説は「三國遺事」や「東京雜記」に載つて居る。

錫杖寺、在府北十里、世傳新羅僧良志錫杖頭掛一布袋、錫杖自飛去檀越家、拂而鳴、人知之納錢布袋、滿則飛還、名其所住曰錫杖寺。(東京雜記)

川北面にあるもの

諫 墓 隍城里にある。今から二百十數年前に建てられた碑がある。新羅第二十六世眞平王は論虎敷(現隍城林)の西にある常林苑(現遊林)といふ狩獵場へ常に狩りにばかり出かけて一向に政務を見ないので、時の角干金后稷は屢々諫言を進めたが一度も採り上げられなかつた。后稷が死すや墓は遺命に依つて常林苑の道ばたに造られた。王がある日狩りに出かけ、王の乗馬が其の墓の側に來ると立ち竦んでしまつて進まない。そして墓の中から「國王が狩りばかりして居て國の政はどうなる御心算か」と叫ぶ聲が聞えたので、左右の者に聞いて見ると、それが金后稷の墓であることが判り、それから後は獵遊びは一切やめ

て國政に勵まれた。そこで此の墓を諫墓または諫臣墓といつて厚く祀つたといふ。

金后稷、眞平王時人、王好田獵、后稷切諫不聽、將死語其子曰、我爲人臣不能匡救君惡、我死須瘞於王遊

田路側、其子從之、他日王出田中路、有聲若曰王母去者、王傾問之、從者曰金后稷墓也、遂陳臨死之言、

王潛然出涕、終身不復田獵、人謂之諫墓也。(東京雜記)

瓢 岩 東川里にある。慶州李氏降天の址として、現在其處に碑閣を建て祭場を設け、李氏一門の最も神聖視して居るところである。この巖山の由來に就いては區々の説がある。この小高い巖山が正面に月城を俯瞰して居るので、新羅の時には、この巖が國都を威壓し都の人に不安を與へるといふところから、此處に瓢を植え、その葉を以つて巖を覆うた爲めに瓢巖の名が出來たとするのが一説で、また新羅の昔、この里に居た老嫗が、この巖の下に瓢を植え、それが伸びて巖全部を覆ひ盡し、今の碑閣の邊りに一つの瓢がなつた。その瓢は石のやうに堅かつたが、中から一人の男の兒が生れて來た。これが李氏の祖であるといふ説もある。更に第三の説は、李氏の祖謁平が降天したとき、携へて來た瓢を此處に置いたが、瓢はひとりでに碎けて、見る間に巖山が出來たといふのである。

辰韓之地、古有六村、一曰關川楊山村、南今曇巖寺、長曰謁平、初降于瓢巖、是爲及梁部李氏祖。(三國遺事)

虎願寺 隍城里にあり、此の寺の創始にからまる傳説が「三國遺事」や「東京雜記」・「大東韻玉」に掲

げられて居る、寺は今點々礎石の残りがあるのと、二つの廢塔の外は別に見るべきものはない。

元聖王代、有郎君金現者、夜深獨遷不息、有一處女念佛隨遷、相感而目送之、遷畢、引入屏處通焉、女將還、現從之、女辭拒而強隨之、行至西山之麓、入一茅店、有老嫗問女曰、附率者何人、女陳其情、嫗曰、雖好事不如無也、然遂事不可諫也、且藏於密、恐汝弟兄之惡也、把郎而匿之與、小選有三虎咆哮而至、作人語曰、家有腥膻之氣、療飢何幸、嫗與女叱曰、爾鼻之爽乎、何言之狂也、時有天唱、爾輩害物命尤多、宜誅一以懲惡、三獸聞之、皆有憂色、女謂曰、三兄若能遠避而自懲、我能代受其罰、皆喜俛首安尾而遁去、女人謂郎曰、始吾耻君子之辱臨弊族、故辭禁爾、今既無隱、敢布腹心、且賤妾之於郎君、雖曰非類、得陪一夕之歡、義重結縭之好、三兄之惡天既厭之、一家之殃予欲當之、與其死於等閑人之手、曷若伏於郎君及下、以報之德乎、妾以明日、入市爲害劇、則國人無如我何、大王必募以重爵而捉我矣、君其無慙、追我乎城北林中、吾將待之、現曰、人交人彝倫之道異類而交、蓋非常也、既得從容、固多天幸、何可忍賣於伉儷之死倖儻一世之爵祿乎、女曰、郎君無有此言、今妾之壽夭、蓋天命也、亦吾願也、郎君之慶也、予族之福也、國人之喜也、一死而五利備、其可違乎、但爲妾創寺、講真詮資勝報、則郎君之惠莫大焉、遂相泣而別、次日果有猛虎、入城中剽甚、無敢當、元聖王聞之、申令曰、戡虎者爵二級、現詣闕奏曰、小臣能之、乃先賜爵以激之、現持短兵、入林中、虎變爲娘子、熙怡而笑曰、昨夜共郎君繼

繼之事、惟君無忽、今日被爪傷者、皆塗輿輪寺醬、聆其寺之螺鉢聲則可治、乃取現所佩刀、自頸而仆、乃虎也、現出林而託曰、今茲虎易搏矣、匿其由不洩、但依諭而治之、其瘡皆効、今俗亦用其方、現既登庸、創寺於西川邊、號虎願寺、常講梵網經、以導虎之冥遊、亦報其殺身成己之恩。(三國遺事)

新羅俗每當仲春初八至十五日都人士女競遷輿輪寺塔爲福會元聖王時有郎君金現者夜渡獨遷不息有一女隨遷現遂通而隨去女曰妾明日入市爲害則王必募以重爵而捕我矣君其無慙追我于北林中吾將待之但爲我創資報勝則郎君之惠也遂相泣別翌日果有猛虎入城中無敢當者王令曰有能捕虎者爵二級現詣闕奏曰小臣能之現持短兵入北林中虎變爲娘子笑曰昨日繼繼之事惟君無忽乃取現所佩刀自剄而仆乃虎也現既登庸創寺於西川邊號曰虎願(大東韻玉卷十五虎願、新羅殊異傳逸文)

四面佛石 龍江里にある。栢栗寺下の山下通路より少し上りたる地點に孤立せる方柱形の巖に刻せる佛像である。新羅三十五世景德王が、栢栗寺に行幸された時のことである。麓の上り口にさしかゝると、地中から念佛を唱へる聲が聞えたので、王は不思議に思はれ掘らして見ると、此の四面佛石であつた。そこで王はこの地に寺を創り掘佛寺といつた。しかしながら今西龍博士は、この寺傳は出来るだけ多く信ずるとしても、昔王代に石を掘り當て、佛を刻し、寺を建てたと云ふに止まらざるべからず、また景德王代と云ふは附會であらうと推斷して居る。

景德王時遊幸柏栗寺、至山下聞地中有唱佛聲、命掘之、得大石、四面刻四方佛、因創寺、以掘佛爲號、今訛云掘石。(三國遺事)

内東面内にあるもの

書出池 南山里にあり、池の周圍は僅かに十町ばかりである。新羅第二十一世炤智王が、王の十年に天泉亭に行幸になつたが、鳥と鼠とが其處に居た。王は左右の者をして鳥を追はしめたが、避村まで行くと二頭の猪が喧嘩をして居たので、これを見て居るうちに、鳥の行方を見失つてしまつた。その時老翁が池中から現はれて來て書を奉つた。その表に『開いて見れば二人死し、開かないと一人が死ぬ』と書いてあつた。これを王に奉ると、王は『開けば二人が死ぬならば、開かないで置かう』といれたが、家臣は『二人といふのは人民で、一人といふのは王様の事だと思ふから是非開いて見られるやう』と奏したので、開いて見ると、琴匣を射よと書いてある。早速宮城に歸つてこれを射ると、内殿が燃え出した。これは修僧と宮主とが相通じて、暗に王を害しようとする奸計であつたといふことが判つて、二人は直ちに誅に伏した。このことから、この池を書出池と呼び、時恰も正月十五日だつたので、この日を鳥忌の日と定めて糯の蒸し飯を作り、鳥に供養するやうになつたといふことである。(三國遺事)

書出池在金鰲山東麓、新羅炤智王十年正月十五日、王幸天泉亭、有鳥鼠之異、王令騎士追鳥南至避村、

兩猪相鬪、留連見之、忽失鳥所在、時有老翁、自池中出奉書、外面題云、開見二人死、不開一人死、使來獻之、王曰、與其二人死莫若不開但一人死耳、曰官奏云、二人者庶人也、一人者王也、王然之開見、書中云、射琴匣、王入宮見琴匣射之、乃内殿焚、修僧與宮主潛通而爲奸也、二人伏誅、名其池曰書

出池。(東京雜記)

外東面内にあるもの

影池 竹東里にある。新羅第三十五世景德王の時、時の宰相金大城が王命を承け國力をつくして佛國寺を造營し始めたが、伽藍の中心は何といつても二つの石塔である。それで此の石塔を造る爲めに態々唐から石工が呼ばれた。そして先づ多寶塔が竣工し、それに次いで手法困難な釋迦塔も出來上つた。處がこの石工は聘されて此の國に來てから、幾年も経つたのに故國へ何の便りもしなかつたので、彼の妻は安否を氣づかつて遙々良人を尋ねて來て居た。併し女は不淨だといふので寺内に入ることが出來ず『工事が竣工すれば塔の影もこの池の面に映る。夫れまで待つよう』との係官の言葉にやむを得ず、女は朝夕池の水を眺めて二つの塔の影の映るのを待つて居た。だが何年経つても釋迦塔の影の見えぬのに失望した若い妻は、僅に寫る多寶塔の影を我が思ふ良人の姿と見るより外なく、そして夫の名を悲しく呼びながら、多寶塔の影を目掛けて身を水底に投じた。後でこのことが判つた石工は茫然自失して、雨の日も風の日も此

の池の周りを徨うた。ある日池の岸に停むと、向ふ岸に近い木立の中に人影が見えたので、我が妻阿斯女の名を呼びながら駈寄つた。ところがそれは妻ではなく等身大の石が立つて居た。彼は失神したやうに石の前に立つて居たが、やがて其の石が阿斯女の姿となり、更にそれが尊き佛の姿となつたとき、彼は俄然夢から覺めて、佛の姿を拜しながら其の石を刻んだといふ。こんな傳説から、釋迦塔を無影塔、多寶塔を有影塔、池を影池と呼んだ。(慶州の傳説)

望夫石 鷓述嶺にある。新羅第十九世訥祇王の時朴堤上といふ將軍が居た。或る歳王命を受けて日本に使うことになつたが、旅中にあつてこの事を聞いた堤上は我が家にも歸らず、賓子の谷(現外東面)から下西村に出で、栗浦(現陽南面下西里津里)の濱を船出することになつた。それを知つた堤上の妻は、早速その後を追つて栗浦に赴き、已に夫堤上が船の上にいるのを見て聲を限りに別れを惜んだ。其の後妻は夫堤上の墓はしさに堪へず、三人の我が娘を引き連れて鷓述嶺に上り、遙か日本の空を望んで歎き悲しみ、終に倒れてしまつた。國人はこれを憐み、後年其處に祠を立て、鷓述神母と稱し、旱天には雨を、雨天には晴を祈るところとした。

初堤上之發去也、夫人聞之追不及、及至望德寺門南沙上、放臥長號、因名其沙曰長沙、親戚二人扶掖將還、夫人舒脚、坐不起、名其地曰伐知旨、久後夫人不勝其慕、率三娘子上鷓述嶺、望倭國痛哭而終、仍

爲鷓述神母、今祠堂存焉。(三國遺事)

陽北面内に在るもの

香嶺 吐含山上にある。金大城が佛國寺を重創した時、自分の父母の冥福を禱るが爲めに、吐含山の頂、藥水のほとりに石拂寺を造營した。この寺の石佛の天蓋を造つたときのことである。漸く出来上つたのでこれを据付けようとすると、どうしたものか天蓋の石が忽ち三つに裂けてしまつた。これを見た大城は大に驚き悲しみ、假寐して居ると、夜中に天神が降つて来て、この裂けた箇所を直して行く夢を見た。目が覺めて見ると石佛の天蓋は立派に出来繕はれて居た。大城はこの慈光に打たれて、山の最高峯なる南嶺に馳け登り、香を焚いて遙かに天神を祭つた。

乃爲現生二親、創佛國寺、爲前世爺孃、創石佛寺、請神琳表訓二聖師各住焉、茂張像設、且酬鞠養之勞、以一身孝二世父母、古亦罕聞、善施之驗可不信乎、將彫石佛也、欲鍊一大石爲合龍蓋、石忽三裂、憤恚而假寐、夜中天神來降、畢造而還、城方枕起走、跋南嶺、爇香木、以供天神、故名其地爲香嶺。(三國遺事)

透乃井 吐含山上にある。新羅第四世脫解王がまた王位に即かない時のことである。或る日例の如くこの山に登ると渴を覺えて來たので、白衣の若者をして水汲みにやつたところ、若者は途中で先づ自分が飲んだ。ところが水を盛つた沙鉢が唇に喰付いてどうしても離れない。脱解はいくら待つても若者が來ない

ので行つて見ると、若者がこの有様なので、その譯を質すと、大に恐れ入つて、自分が途中で先に飲んだことを白状し、今後決してこのやうな無禮はしないことを誓ふと、沙鉢は譯なく離れた。それ以後、この若者は全く心服して、横着な行爲を慎しむやうになつたといふことである。この遙乃井は今日石窟菴下にあるもので、東より西より吐含山に登り來る人に喜ばれて居る藥水であるが、地方の者が長者と同行した時に、長者の先に飲むといふやうなことをしないさうである。

一日吐解登東岳、廻程次令白衣索水飲之、白衣汲水、中路先嘗而進、其角盃於口不解、因而嘔之、白衣誓曰、爾後若近遙不敢先嘗、然後乃解、自此白衣警服、不敢欺罔、今東岳中有一井、俗乃遙乃井是也。(三國遺事)

石窟佛 石窟菴にある。新羅第三十五世景德王に世嗣が出来ないので、石佛寺(現石窟菴)の住職表訓大徳を召されて『朕は不幸にしてまだ世嗣がないが、どうか大徳から祈禱して世嗣が出来るやうに上帝に願つて貰ひたい』といはれたので、表訓は王の請を容れ、やがて復命して曰ふには『上帝の仰せでは王の願は聞き届けたが、女の兒で、男の兒は得られない』といふことだつたので、王は更にその女を男に轉じて貰ふ譯に參らぬかといはれる。表訓は餘儀なく王意をもたらし再び祈願して、また復命して來た。『夫れは出来ないことではないが、併しそんなことをすると、假令男の兒が出来たにしたらところで國の爲めに宜敷くないといふことです』と有りの儘に奏上したが、王はそれでも構はないと言はれるので、表訓

も止むなく王の言に従つたが、間もなく夫人に王子が出来た。これが第三十六世の惠恭王である。だが女に生れる筈の兒が男に生れたので、男らしい處が少しもなく、王位にあつても國政治まらず、遂ひに家臣の爲めに命を失ふことになつた。

現在でも子が出来ない爲めに、この石窟菴の石佛にやつて來て、子を得ようとお祈りする者が非常に多いと云はれて居る。

王一日詔表訓大徳曰、朕無祜、不獲其嗣、願大徳請於上帝而有之、訓上告於天帝、還來奏云、帝有言、求女即可、男則不宜、王曰願轉女成男、訓再上天請之、帝曰、可則可矣、然有男則國殆矣、請欲下時、帝又召曰、天與人不可亂、今師往來如隣里、漏洩天機今後宜更不通、訓來以天語諭之、王曰、國雖殆得男而爲嗣足矣。於是滿月王后生太子、王喜甚、至八歲王崩、太子即位、是爲惠恭王。(三國遺事)

萬波亭 羅亭里にある。新羅第三十一世神文王は、文武王の爲め感恩寺を東海岸のほとりに建てたが、翌年五月に都に使がやつて來て、『東海の中に見馴れぬ小山が現はれ、感恩寺に向つて浮いて參ります。それが波のまにまに浮遊して居ます』との報せに、王はこれを怪しみ、日官に命じて占はしめたが、日官が『これは聖考文武王が今海龍と成つて國を護らうとしてやつて來られた。また金庾信は三十三天の一子であるが、今降つて大臣と成つたのである。そしてお城を守護する寶を出さうとして居る。若し陛下が海

邊に行幸されたら、必ずや貴重な寶を得られるであらませう』と奏上したので、王は大に喜ばれて早速利見臺に幸され、その山を御覽になり、使を遣はして探検せしめたところ、『山の勢は龜の如く、その上に一本の竹が生えて居るが、その竹は晝は二本であるが夜は合して一本になります』といふことである。暴風雨七日の後、風も霽れ、波も凪いだので、王は海に浮んでその山に入られた。すると龍が黒玉帶を献上した。そこで王は『この山の竹は或は分れたり、或は合したりするがどうした譯か』と問はれると、海龍は『譬へば一手これを拍てども聲なく、二手これを拍てば聲ある如く、この竹もこれを合して然る後に聲が出る。聖王、聲を以て天下を治むるの瑞である。王この竹を以て笛を作り、これを吹いたならば天下は和平とならう。今王考が海中の大龍となり、庾信がまた天神となり、二聖心を同じくしてこの非常な寶を出し、自分をしてこれを王に献せしめられたのであります』と對へたので、王は大に喜び色々ものを與へてこれに酬ひられた。勅使が竹を斫つて海を出るとき、山と龍とは忽隱として失くなつて仕舞つた。後世この故事から、海岸中一番景色のよい陽北面羅亭里に萬波亭を建てた。(三國遺事)

神文王時、東海中有小山浮來、向感恩寺、隨波往來、王異之、泛海入其山、上有一竿竹、命作笛、吹此笛、則兵退病愈旱雨晴風定波平、號萬波息笛、歷代傳寶之、至孝昭王、加號萬萬波波息笛、今亡。(東國輿地勝覽)

大王巖 奉吉里にある。新羅第三十世文武王の崩せらるる時、『朕の遺屍を火葬とし、骨は東海に流せ』

と仰せられたので、次の王の神文王は父君の遺骨をこの大巖上で葬つた。それから王の靈は時々龍となつてこの巖の上に現はれたといふ。(東國輿地勝覽)

文武王史亦言、葬東海大石上、然其遺詔曰、屬纊之後十日、便於庫門外底、依西國之式、以火燒葬云、則文武亦火葬也、或既燒之後、藏骨於東海大石、而龍適見其地、故愚俗訛傳其化龍耶。(東京雜記)

陽南面内にあるもの

阿珍浦 羅兒里にある。昔氏始祖脱解に關する傳説で、『三國史記』・『三國遺事』・『東京雜記』の如きに掲載されて居る。多婆那國王含達婆は女國王女を娶つて妃としたが、妊娠後七年にして生れたのが大卵であつた。王は人が卵を生むといふのは不祥であるから棄て、仕舞ふやうに命じたので、王妃は已むなく錦の産衣に裹んで横の中に入れ、船に載せ、『若し縁があつたら人間となつて家を立てよ』と海に出してやつた。これが流れ流れて新羅の國阿珍浦に到着した。此處に老母が居て開いて見ると、小兒がその中に居つたので、これを養ひ育てたが、大くなるに従つて知識人に秀れ、後に新羅の第四世となつた。そしてこの阿珍浦に着いた時、兒の姓氏が解らなかつたので、初め來た時鵲がその上を飛び鳴いて居たので、鵲の字から鳥を去つて昔を以て氏とし、また兒が横を解いて生れて來た爲めに脱解王と名づけた。(東京雜記)

脱解本多婆那國所生也、其國有倭國東北一千里、初其國王娶女國王女爲妻、有娠、七年乃生大卵、王曰、

人而生卵、不祥也、宜棄之、其女不忍、以帛裹卵并寶物、置於櫃中、浮於海、任其所往、初至金官國海邊、金官人怪之不取、又至辰韓阿珍浦口、是始祖赫居世在位三十九年也、時海邊老母、以繩引繫海岸、開櫃見之、有一小兒在焉、其母取養之、及壯身長九尺、風神秀朗、智識過人、或曰、此兒不知姓氏、初櫃來時、有一鵠飛鳴而隨之、宜省鵠字、以昔爲氏、又解韁櫃而出、宜名脫解。(三國史記)

南解王時。古本云壬寅年至者謬矣、近則後於髡禮即位之初、無爭議之事、前則在於赫居之世、故知壬寅非也 駕洛國海中有船來泊、其國首露王、與臣民鼓譟而迎、

將欲留之、而舡乃飛走至於鷄林東下西知村阿珍浦、今有上西知村名時浦邊有一嶼、名阿珍義先、乃赫居王之海

尺之母、望之謂曰、此海中元無名岳、阿因鵠集而鳴、拏舡尋之、鵠集一舡上、舡中有一櫃子、長二十尺、

廣十三尺、曳其船、置於一樹林下、而未知凶乎吉乎、向天而誓爾、俄而乃開見、有端正男子并七寶奴婢

滿載其中、供給七日、迺言曰、我本龍城國人、亦云正明國、或云琮夏國、琮夏或作花夏國、龍城在倭東北二千里我國嘗有二十八龍王、從人胎

而生、自五歲六歲繼登王位、教萬民修正性命、而有八品性骨、然無揀擇、皆登大位、時我父王含達婆、

娉積女國王女爲妃、久無子胤、禱祀求息、七年後產一大卵、於是大王會問群臣、人而生卵、古今未有、

殆非吉祥、乃造櫃置我、并七寶奴婢載於舡中、浮海而祝曰、任到有緣之地、立國成家、便有赤龍、護舡

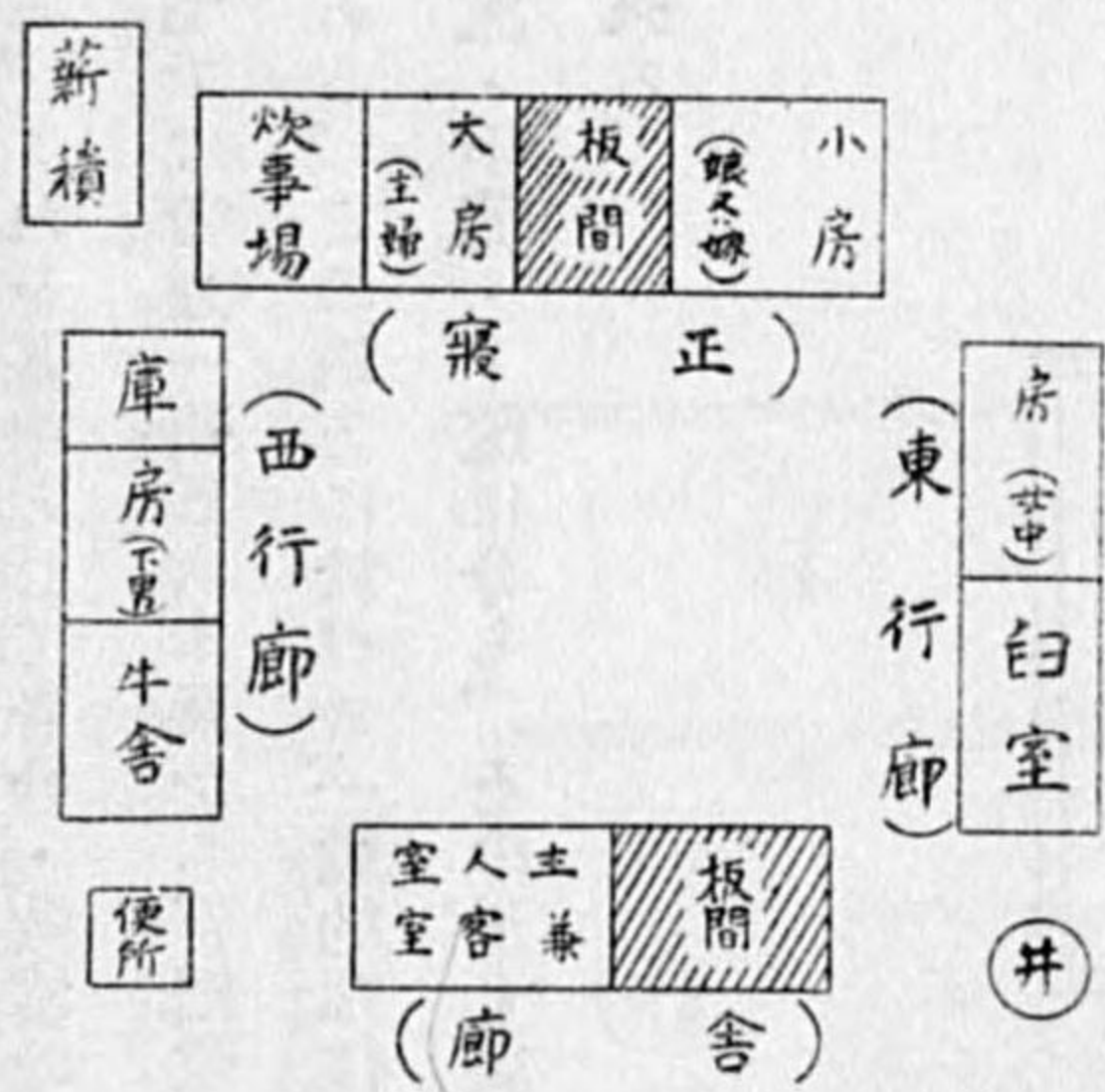
而至此矣。(三國遺事)

三、衣 食 住

三、衣食住

住宅

住宅の構造

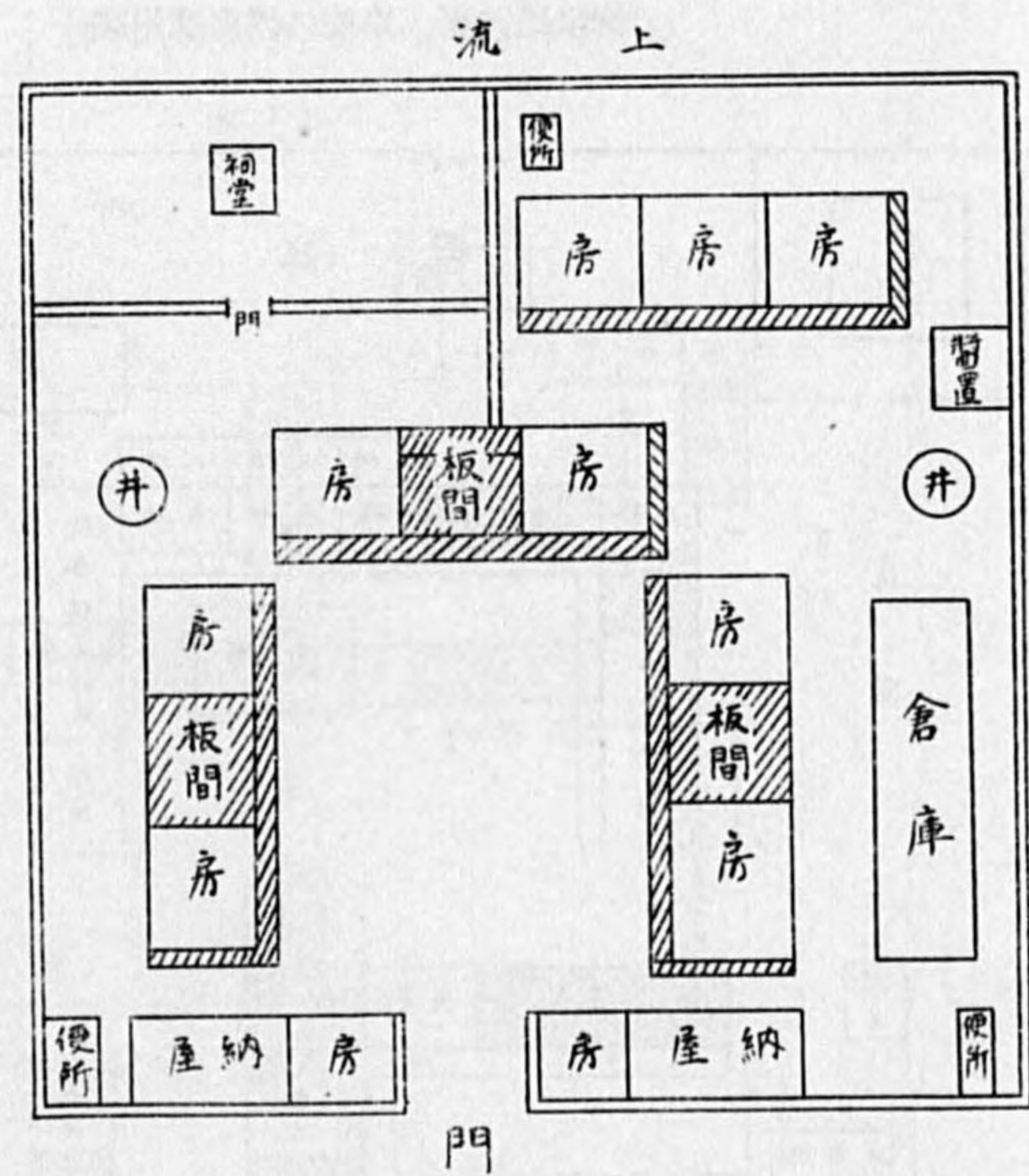
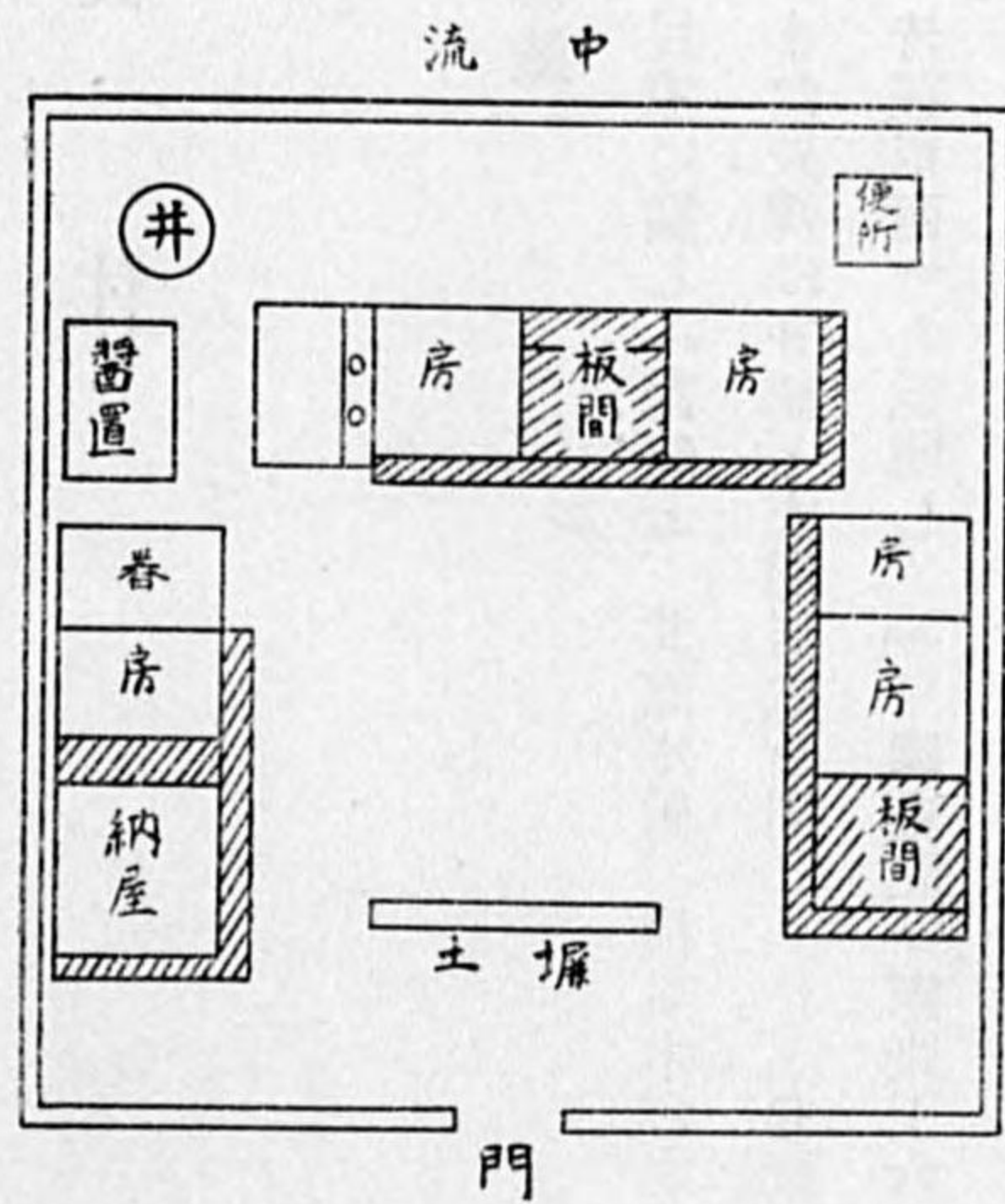
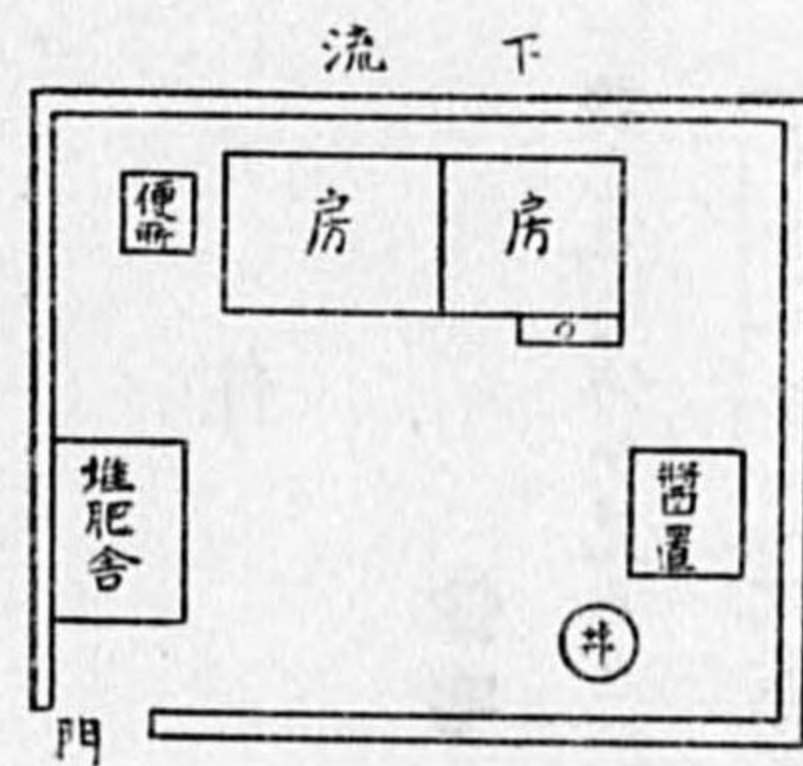


〔三國志〕魏志東夷傳を見ると辰韓の民家に關し『魏略云、其國作屋、橫累木爲之、有似牢獄』と誌し、

また辰韓は弁辰と衣服居處を同じくし、弁辰の民家に於ては『施竈皆在戸西』と説明し、『三國史記』憲康王六年の條に『京都民相屋屬、歌吹連聲』とか、『孤聞今之民間、覆屋以瓦、不以茅、炊飲以炭、不以薪』云々の語があるが、未だこの地方に於ける昔時の住宅の構造は精密に知られて居ない。慶州地方に於ける在來の朝鮮家屋の建築様式を見るに、船形・鍵形・上三角・口字形・井字形があり、船形を最も古い形とする。間取りは所謂南鮮型に屬し、四字形で、左右を溫突の房(部屋)とし、中央を廳(板間)とする式であ

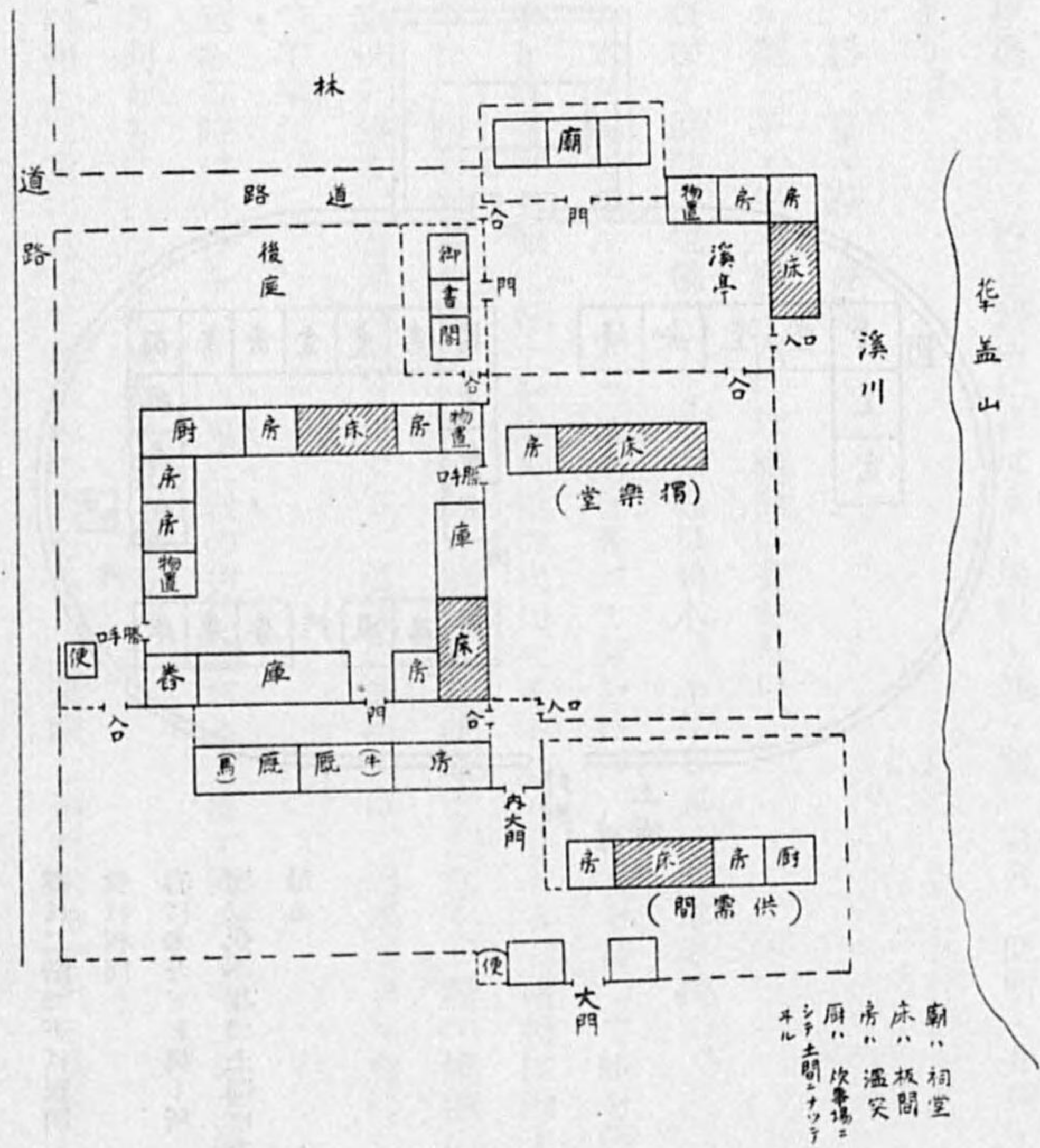
三、衣食住

る。これを基準として身分・貧富の程度に依り、或は幾つも縦に並べたり、横に列べたりする。上流の住宅では普通一間五六十圓から百圓位までを費して造るが、下流の住宅では自分の手で造つてしまふものもある。この地方に於ける一般的な住宅様式としては、大廳は必ず南面して居る。次にこの地方の住宅を上流・中流・下流に分ち、その最も廣く行はれて居る標式的な様式を圖示すると大體三通りに分つことが出来る。

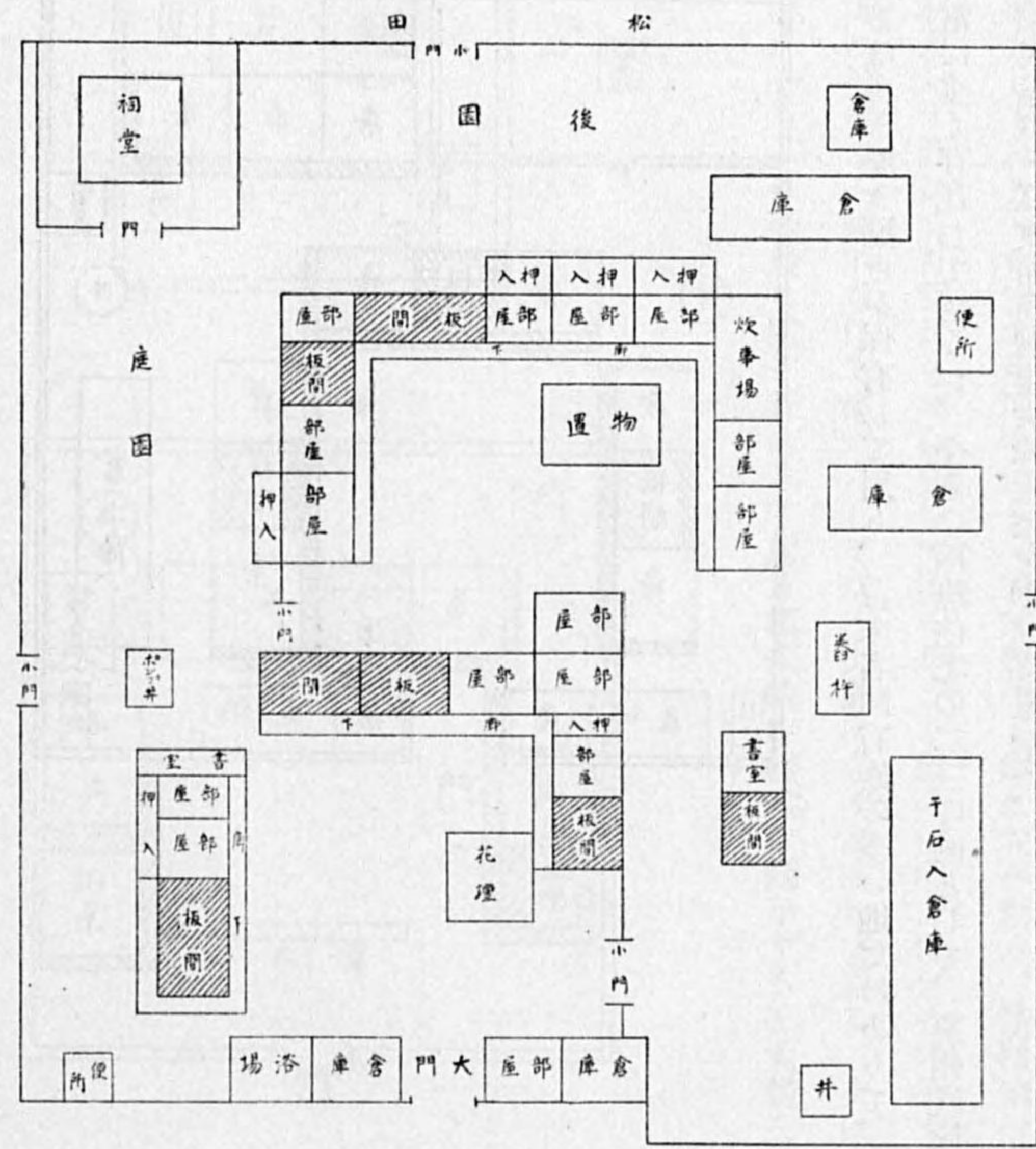


尙ほこの地方は古き歴史を保有して居り、古來名門右族の多い地だけありて、住宅としても古い立派なものが非常に多く存在して居るが、今その兩班住宅の二三の例として、慶州邑椏里崔浚氏屋敷・江西面玉山里李志樂氏屋敷・江東面良洞李大源氏宅を擧げて置かう。

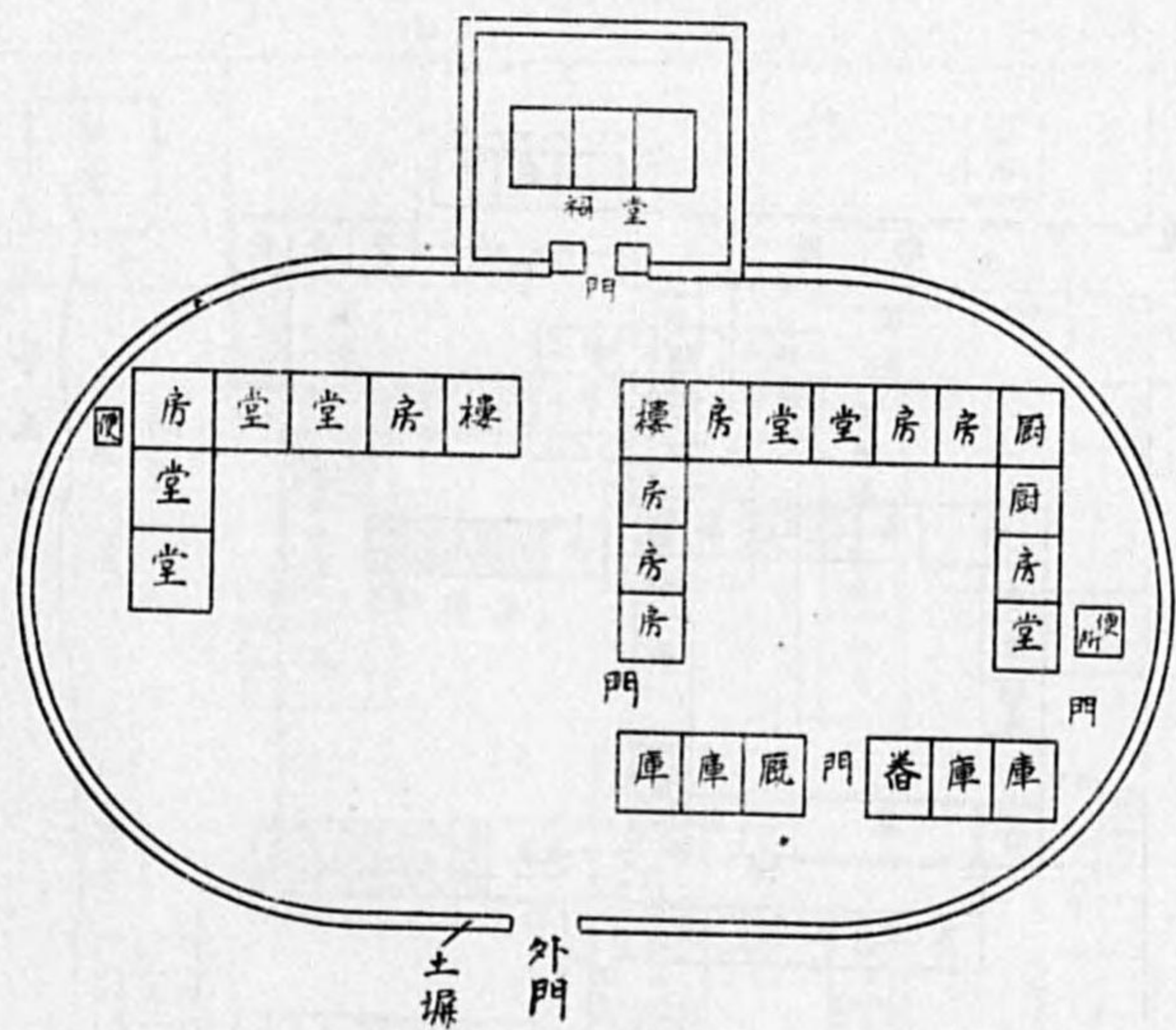
李志樂家 慶州郡西面玉山里



崔浚家 慶州郡西面玉山里



江東面良洞李源大氏家構



樓は二階で下は板間
 堂は板間
 春は米などを搗く所
 厨は炊事場で土間になって居る

而して住宅建築に當り、現在普通に行はるゝ屋根・柱・壁・温突・便所・井戸・障子等に關し、その一斑を示して見よう。

● 屋根 (1) 材料 藁・萩・麥藁

(2) 葺き換 子・午・卯・酉には絶対に葺かない。

● 柱 材料は大概松を使ひ、規模の大なる家屋は角木、小なる家は丸木を使ふ。

● 壁 竹又は細い木を縄で編んで、それに土を著けて壁を作り、乾くを待つて紙を張る。然し倭屋は大きな石と土を以て壁を作り、外側に粘土を以て紙の代用にもある。塗換は動土日にする。

● 温突 堅固な平たい山の岩石を使ひ、井戸から出た石を使ふことなく、糖・焼酒の粕と土を混せて上側に塗り、それに油紙を張る。普通動土日にする。温突の烟出しは、近來トタン製にしたり、土管を用ゐたりするやうになつて來た。

● 便所 位置を定める時は占ひをし、五鬼三殺の方に建てること直ぐ死ぬといふので絶対に建てない。

● 井戸 場所・方向ともに占ひで定め動土日に掘る。

● 障子 外側と内側と二重になつて居るものもあるが、温暖な南鮮地方である爲めに、内側か外側か一枚で

二重の家は稀である。

立柱式 また窓には追々硝子を入れるものも多くなつて来た。住宅が新築される際には、その立柱式及び上檼式が行はれ、立柱式は先づ家を建てる日を占ひで定め、時を擇んで柱一本を立て、立柱式を行ひ、柱には明太魚一尾・白紙一枚をつけて置く。

上檼式 上檼式は時刻を擇ぶが、當人がその年の運が悪ければ他人の名義を借りて家を建て、名を貸した人は凶事にその年だけ参加せず、檼を上げる時は繩を使はず布を用ゐ、餅を作つて祭を行ふ。

屋根 民家の屋根は藁葺のものが最も多く、總民家戸数の大部分を占めて居るが、慶州邑内を包含する慶州邑に於ては瓦葺が比較的多い。地方に於ける農家の屋根は大部分藁葺であるが、兩班又は資産家の住宅には瓦葺のものが多い。

住宅調査

各邑面に於ける民家の大小・室數、並に屋根の種類を調査した所に據ると左の如くなつて居り、大體に於て市街地には瓦葺屋根が多く、村落は藁葺屋根が多いが、海岸の漁村にはトタン葺屋根が尠くない。部屋類は瓦葺藁葺を通じ五間未満のものが大部分を占め、これに亞ぐものは十間未満のものである。尙ほ朝鮮民家の一間は地方によりて一定しないが、大體八尺乃至九尺平方の廣さである。

住宅調査表 (昭和七年三月)

邑面別	瓦		葺		藁		葺		石		材		葺		ト		タン		葺	
	二間	五間	十間	三間	五間	十間	三間	五間	十間	三間	五間	十間	三間	五間	十間	三間	五間	十間	三間	五間
慶州邑	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
江東面	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
内南面	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
川北面	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
見谷面	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
外東面	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山内面	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
江西面	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
陽南面	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
陽北面	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
西面	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
内東面	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

服 装

衣 服

男子の服装 男子の服装は別段他地方と異なるものはない。また比較的温暖な地方であるから餘り防寒具は使用しない。却つて夏季には内地人の浴衣が若い者の間に重寶がられるに至つた。

女子の服装 女子の服装も他の地方と變りはない。防寒用としては一般に木綿でマントの様な形のものを作り肩から掛けて歩く。

衣服の地質並色合 地質は木綿・麻・絹等で、近來は人絹が流行して來た。また地色は多くは白物を使ふが、色物が奨勵されて來たので、上流方面では周衣などの地質に洋服地のセル等が多く用ゐられるやうになつた。

寢 具

寢具は普通敷布團たる褥に、著布團たる衾と、それに枕の三者であるが、これ等の大きさは京城方面と變りがないが、褥は一般に薄手である。

一般に寢具の用意あるは中流以上のもので、下級者は唯木枕があるばかりで、着のみ着のまゝ、ごろりと温突に横臥して寝るのである。

夏に於ける蚊帳の使用は中流以上のものに限られて居る。

冠物・履物・其他装身具

冠物は在來の笠子・網巾・宍巾・冠・草笠などが使用され、喪人には喪笠が用ゐられて居る。斷髮者には中折帽、或は烏打帽が使用される。冬季防寒用として從來使用されて來た風登耳は僅に山間の老人などが用ゐる、今は餘り見當らない。多くは毛絲の頸卷、耳掩などを使用して居る。

女子には平素別段の冠物はないが、中流以上のものは外出の時は、白の絹布で頭部を包み顎下に結ぶ。中流以下のものは頭上で結んで歩く。

履物は草鞋・革鞋・靴等で、護謨靴が流行してからは全く木履が廢れた。下級者には手作の草鞋が使用されるが、邑内附近で働く労働者には地下足袋が使用されて來た。また夏季は内地下駄の需要も多くなつて來た。

装身具としては、男子は常に腰に巾着・煙草入・眼鏡入等を吊り、女子は太い銀指輪を嵌めて居るが、近來老人を除いては多くはチョッキを着るやうになつた爲めに、腰に吊ることはなくなつて來た。女子の指輪も追ひ／＼内地製品が使用され、金指輪・寶石入指輪などが歓迎されて來た。

歩行 一般は所謂兩班歩みの緩歩であるが、洋服を着た若い者は何れも軽快な歩み方となつて来た。

洗濯及沐浴

洗濯は汚物を木灰液またはソーダ水と一諸に釜に入れて煮沸し、これを石盤上で水敲きし、垢を除いて乾燥し、糊をつけ熨斗を掛けるのであるが、洗濯場所は自宅井戸側に設けて置くものもあるが、多くは河または溪水の流れ、水溜り等を求めて行ふ。洗濯物は小さいものを除き、多くはこれを解きほだいて洗濯するから、著換のないものは洗濯の爲めに、一日温泉内に蟄居するか、或は全く着破れるまで洗濯しないで用ゐることもある。

沐浴は市街地たる邑内に於ても、風呂屋に行くものは所謂知識階級のものである。自宅に浴場を設けて居る朝鮮人は郡内に數へるほどしかない。一般は春から秋までは附近の川へ行つて洗つて居る。女子も同様川に行くが、それは必ず夜間で數人組をつくつて行く。併し多くは自宅の裏などの人目につかぬ所で、部分浴などをするのが普通である。

色服・斷髮

慶尙北道に於ては最近に至り、自力更生運動の一として、色服の普及と斷髮の勵行が盛んに行はれて居るが、これに先ち昭和七年春、慶州郡内に於ける色服の普及状態を調査した所に據ると左の如くなつて居

る。即ち色服を着用する者の割合を見ると、男にありては總數の四割五分、女にありては四割五分を占め、見谷面の如きは男七割四分、女八割五分の多くが色服を勵行して居るのであるが、現在では更にこれ以上にその實績を擧げ、數字は一大變化を見て居るものと思はれる。

色服普及調

邑面名	色服普及		邑面名
	男	女	
慶州邑	四・〇	二・〇	川北
内南	四・六	五・三	江東
見谷	七・四	八・五	江西
西内	六・〇	六・四	陽北
山内	四・五	六・〇	陽南
外東	五・〇	六・〇	平均
内東	四・〇	一・七	平均
			男
			三・五
			女
			一・〇

而してこれと同時に男子結髮者の數を調査したのであるが、成年男子にして結髮せるものは總數の約五割五分、少年にして結髮せるものは約三割を占めて居り、見谷面・内南面・江西面・陽北面等に於ては、相當多數の結髮者があつたが、これもその後の斷髮獎勵の爲め、著しくその數を減じたであらう。

男子結髮者調

生活状態調査

邑面名	成年男子にして 結髪せるもの	少年にして 結髪せるもの	邑面名	成年男子にして 結髪せるもの	少年にして 結髪せるもの
慶州邑	四・〇	二・〇	川北	四・〇	二・〇
内南	八・五	四・〇	江東	七・〇	二・〇
見谷	八・七	五・五	江西	八・〇	三・〇
西	三・〇	一・〇	陽北	八・〇	六・〇
山内	三・〇	一・五	陽南	五・〇	二・〇
外東	四・〇	二・〇	平均	五・五	三・〇
内東	二・六	五・〇			

一四六

食物

主食物

郡内住民の主食物は、米・麥・大豆等で、多くは米と麥、米と大豆を混用する。併し上流者は米、下流者は麥と大豆、或は麥のみを食ふものも少くない。米價の高い時や、凶作の時は、滿洲粟が多く需用されるが、昭和七年のやうに米價安の時は、この粟は割合に高くつくから用ゐられない。

副食物

副食物としては大根・白菜・蒜・蕃椒・葱等が普通で、蓬・芹等の野生植物、及び春期草木の若芽等を食するものが多い。四季三食共に用ふるものは白菜・大根の漬物で、これは獨り食事のときのみではなく、酒の肴としても用ゐられる。

當地方は魚類が豊富であるから一般に需要される。食用肉としては牛と鶏が主で、豚は餘り用ゐられない。犬肉は下流方面では盛んに常用する。

救荒植物

旱水害等天災の年は勿論、毎年五月前後の所謂春窮の時は、下級農民は草木の若芽、葉及び根、或は松皮を採食する。これは其のまゝに、或は大豆の粉・雜穀類を少量混合し煮て食ふ。尙ほ麥糖の精選したものをも食用とする。また古來より特に橡の實を尊重し、山間部の細民は備荒用として平素これを採集貯藏して居る。蕎麥が一般的な不作時の代用作とされることは他地方と同様である。

飲料

1. 酒の種類 濁酒・燒酒・清酒・甘酒・藥酒・蒸酒

2. 酒の製造法

イ、濁酒 少し硬い飯を炊いて約三十分間さらし、蒸氣を出し冷くして麴子とこれを混ぜる。割合は

三、衣 食 住

一四七

米一斗に麴子粉三升、それを水に浸して甕に入れ、三日過ぎると篩にかけ適當に水を混ぜて作る。

ロ、焼酒 濁酒よりも麴子を約百倍程多く入れ濁酒を作り、また濾さない時釜に入れ、容器をつかつて沸し、その蒸氣を取つたものを冷し、着色させるには果實を入れて赤くする。

ハ、清酒 濁酒のやうに作つたものを汲みとらず、甕に竹籠(畚)を挿して四日位経つと、籠の中に黄色の液汁が溜る。それを清く汲み取つたものである。

ニ、薬酒 清酒の製法と同じであるが、麴子粉を半分位少くして糯米を入れ、麴子も上等なものを細粉にする。

ホ、甘酒 製法は酒と異り、米三升に麦芽一升を入れ、水一升に混ぜて沸すと出来る。而して麦芽は粉にし篩にかけて使ふ。

ヘ、漁酒 糯米で作つた飯に、麦芽の粉を混ぜ醗酵させて作る。

名節の食物

イ、正月 お雑煮を造つてお祭して食ふ。白米を粉にしてこれを蒸し、棒形に作つて固まると、切つてそれに鶏卵・海苔・牛肉・豆腐を入れて煮る。また豆・米・栗・棗・胡を餡に混ぜておこしに作つて食ふ。

ロ、正月十五日(望月) 薬飯といつて白米・糯米に、小豆・棗・栗・乾柿・海松實・銀杏實・蜂蜜を混ぜてこれを作り非常に美味である。また雑飯を作り祭をするが、これは五穀を皆入れて作つた飯である。十六日は毒蟲に刺されると終日漬物をとらず、海苔でおすしを拵へて食べると、雉の卵をよく見つけるといふ。

ハ、二月一日 望月と同じく、種々な魚を混ぜて作つた飯を食ふ。

ニ、三伏 特にこの地方では犬肉を食ふ。

ホ、秋夕 一月一日と同様にし松餅を作つて食ふ。

ヘ、冬至 小豆粥を作つて食ひ、また小豆を煮てその汁を取り、それに糯米でつくつた餡を入れる。而して鬼を追拂ふといつて家の倉や大門に投げつける。

ト、大晦日 雀を取つて食ふ。

チ、出産の時 昆布・若芽の汁と米飯を食ひ、肉類・魚類や粥は決して食べない。

リ、喪主 極く質素に米飯と鹽とで食事をし、小豆粥以外の食物はとらない。

食事方法

調理法 如何なる料理にも、蒜・蕃椒を使用する。甘味を加ふる爲めには、從來蜂蜜を使用した。近

生活状態調査

一五二

陽北面	三〇七	三〇七	一	一	一	一	一
西面	一	〇	一	一	一	一	一
内東面	一	〇	一	一	一	一	一
計	五三	七	一七	一七	一七	一七	一七

備考 慶州邑は洋燈戸數朝鮮人は石油使用戸數全部に付調査したるものにして其の内二、七六六戸は全部朝鮮在來燈なり。内南面は朝鮮人にして洋燈以外の朝鮮式を以て石油使用するもの全部含む。川北面は洋燈以外戸數は全部石油燈火使用しつゝあり。外東面・内東面は洋燈のみ調査なり。

燃料

家庭用燃料としては、枝葉・薪材・柴草・穀殼・靱殼・石炭及煉炭・木炭等が用ゐられ、昭和六年中に於ける、慶州郡内の燃料消費量並に燃料生産高は左の如くなつて居り、附近の山野から採收するものも相當の量に上つて居る。

燃料消費量

枝葉	一二、八八〇	石炭及煉炭	一
種別	數量	種類	數量

(一)炊事用及牛馬の飼料沸煮用

薪材	七二五	木炭	六五
柴草	七、九二〇	計	二二、三九〇
穀殼	一、八〇〇		
種別	數量	種類	數量

(二)温突用

枝葉	二、九七〇	石炭及煉炭	一
薪材	六、五二五	木炭	一
柴草	一、九八〇	計	二、九七五
穀殼	一、五〇〇		
種別	數量	種類	數量

燃料生産高

丸太	五、四七二	金額	四、三四五	備考	價格は總て山元相場とす
小丸	一五、四四一		一〇、四〇八		
角材	二、九五二		二、九五二		氣乾材の價額とす
薪炭材	五九七、九七五		三五八、七八五		
計	六二一、八四〇		三七六、四九〇		
種別	數量	金額			

三、衣食住

一五三

四、風俗習慣

生活狀態調查

(二) 副產物

種類	數量	金額	備考
柴	一一、四八四、〇〇〇	一〇九、二六七	氣乾重量とす
木炭	一〇六、二〇〇	八、〇七〇	
藥草	二、五一八	一、三七五	珪藏を主産物とす
土石類	二二一、〇〇〇	一三、九一〇	
計	一一、八一三、七一八	一三二、六二二	

四、風俗習慣

社 會 階 級

朝鮮に於ける社會階級は、新文化の注入と共に、階級相互の差別が撤廢され、殊に政治上に於ける地位は、新政以來何れも平等となつたが、傳統を固守する觀念は容易に抜け難く、舊來の階級思想は依然として一般人の頭を強く支配して居る。今この地方に於ける社會階級に就いて、その大要を記すと次の如くなつて居る。

兩 班 兩班の尊敬を受けつゝあるは、江西面良洞の孫氏・同李氏、慶州邑校村の崔氏にして、良洞氏は孫仲暉の子孫、李氏は李彦迪、校村崔氏は崔震立の子孫である。

吏 族 李朝時代に於ける地方吏務の實際が、この階級の者の手にあつたものなることは、他地方と異なる所がない。而して當地の吏族は、東班と西班に別れ、東班中勢力ありしは、崔・孫・李の三氏にして、西班中勢力ありしは、金・崔・裴・朴・鄭の六氏であつたやうである。その地方事務中即ち六房中、戸吏の兩曹事務は東班出身者のみこれに従ひ、西班出身者はこれに與ることが出来なかつたといふ。

賤民 農商工の業に従事し、賤役に屬せざる者を稱し、最も多數を占めて居る。

賤役 賤役とは所謂七種ありて、皂隸・羅將・日守・漕軍・水軍・烽軍及び驛卒がこれである。

皂隸 役人の駕籠を擔ふ階級の者である。

羅將 日守 共に使令である。

漕軍 貢米運送の水夫である。

水軍 沿岸防備の水夫にして甘浦營に屬す。

烽軍 烽燧臺に屬する。

驛卒 官署に所屬し、殆んど奴婢と同等の待遇を受け、奴より驛卒と云ふより奴となり

地方に最も多かつた。

公賤及私賤 所謂奴婢である。今より二百年前、この制度は廢止されたが實行せられなかつた。また百年

前には奴婢より徵稅することを廢止されたが、尙ほ明治二十七年頃までは奴婢が現存して居た。殊に當

方は各所に大なる寺院が有つた關係上、寺奴婢は特に多く、この寺奴婢は、その寺域内に旅館又は飲

等を開き、他の奴婢に比し比較的的自由なりし關係上、盛んに轉籍増加し、爲めに地方經濟上、並びに同

上に弊害を及ぼしたることが尠くなかつた。今より百三十餘年前(正祖十七年、皇紀二四五三年)、内事

九政里李氏の祖鎮宅李德峯は、「寺奴革罷疏」を上つて、この弊風を正さんと請つたことがある。

白丁 邑内城東里北川の左岸に一部落を設けしめ、往時は死刑者に對する槍手、官衙用の屠殺、刑に當らしめて居た。

僧侶 李朝正宗十年(皇紀二四四六年)の戸口調査に依れば、郡内の僧戸五百四十四戸、その人口數百六十口である。また純祖三十一年の調査には、僧戸二百四十六戸、その人口二百五十三口とあり、共に慶州府邑誌に誌されて居る。

妓生 平安道成川の右教坊に對し、慶州は左教坊として官妓の養成を爲した。又、慶州郵便局敷地は、その養成所の建物の址にして、東部里の警察官舎の敷地は、この事務所のあつた處である。

家族制度

戸主を中心として、父母・子孫・尊屬・卑屬・男女・老幼相聚り相睦しく共同生活を營む。而して現任この制度は嚴格に行はれ、血統を同じくするものは皆一家族といふ觀念をもつて居る。

戸主と家族 戸主は先祖の墳墓・祭禮・族譜・禮堂・家寶等を保管し、家政の整理をなし、高祖父母・曾父母・子孫・玄孫に對して扶養の義務がある。戸主の直系でない兄弟・姉妹・及び親の兄弟・兄弟の子

にして、自活の出来ない者は一家に收養してこれを扶養する。

親と子 子は親に孝行をなし、良く命令に服従して、親の前では酒・煙草をとらず、姿勢を正しくし、親の食事の進まない時は心配し、飲食を共にする時は親より先に箸を取らない。

歩行の時も後について歩き、朝起きる時及び寝る時は挨拶をし、父母の前では戯言も言はぬ。

旅行に出る時歸る時、も挨拶をし、親の前では目下の悪いことを叱らず、他人に親の悪口を言はない。親から叱られても別に口答へせず、總ての行動に許を受けて行ふ。父は子に對して敬語を用ゐず子の名の一番下の一字を呼び、母は子が結婚した後は呼捨にしない。

養子 親に最も近い者を以てし、任で年少な者をする。若し養子が不孝・浪費等をするると罷養されることがあり、養父母と實父母には同じくつかへる。

兄弟姉妹 兄弟姉妹は相互に仲善くして互に助け合ふ。

妹・弟は兄姉に對して兄さんと尊稱をつけて呼び、弟は兄の妻を兄嫂と呼び、弟の妻は弟嫂といつて弟嫂とは口をきかず、異腹兄弟でも呼稱は同じである。

自分の妻の兄弟は妻男、妻の姉妹は妻兄、妻弟といひ、兄の妻の兄弟を查頓と呼ぶ。

庶子 親戚や世間より劣等の待遇を受け、結婚は同庶族、或は自分より卑しい族戚と行ふ。

庶子は本家の母を큰어머니(大母)と呼び、本家を큰집(大家)といひ、本家の大母が死しても喪に服する。父に對しては差別がないが、庶子の母が死んだ時本家の子は一年喪に服する。

三父八母

- 1. 三父
 - 1. 同居繼父……繼父
 - 2. 不同居繼父
 - 3. 元不同居繼父
- ロ、八母

- 1. 嫡母……妾の子より正妻に對する呼稱
- 2. 養母……養育を受けた孤兒の假母
- 3. 嫁母……離縁又は父の死亡により再嫁したる實母
- 4. 棄母……嫡母子より庶子の實母に對する稱
- 5. 乳母……哺育した母
- 6. 出母……父を棄て他に嫁した實母

四、風俗習慣